

平成27年第4回定例会会議録（第4号）

平成27年12月15日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	永井正之君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	岩田弘君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	消防長	河原靖繁君
総務部参事	伊藤守君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	政策推進課長	本田明彦君
総務課長	月輪利生君	職員課長	檜山隆士君
財産活用課長	小野大介君	収納課長	福澤謙一君

政策推進課参事	松川幸路君	危機管理課長	安藤紀文君
観光課長	河村昌秀君	商工課長	挾間章君
農林水産課長	小林文明君	人権同和教育啓発課参事	平岡美佐子君
社会福祉課長	中西康太君	児童家庭課長	原田勲明君
高齢者福祉課長	池田忠生君	健康づくり推進課長	甲斐慶子君
公園緑地課長	生野浩祥君	建築指導課長	狩野俊之君
次長兼教育総務課長	重岡秀徳君	スポーツ健康課長	溝部敏郎君
水道局営業課長	後藤孝雄君		

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	議事総務課長	宮森久住
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
主幹	吉田悠子	主幹	佐保博士
主査	佐藤英幸	主査	波多野博
主事	穴井寛子	速記者	桐生能成

○議事日程表（第4号）

平成27年12月15日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順により発言を許可いたします。

○17番（平野文活君） 順序を、1番と2番入れかえてさせていただきたいのですが、いいでしょうか。

○議長（堀本博行君） はい、どうぞ。

○17番（平野文活君） はい。それでは、まず最初に地方創生計画についてでございます。

第1の柱で、資源を生かして新たな価値をつくり、もうかる別府に進化する、こういう課題を上げております。その中で、新たな雇用創出数500人、所得割の納税義務者を平成26年度に比べて500人ふやす。また、その中でも女性の新規従業者数を250人ふやす、こういうふうな目標が掲げられております。こうした数字というのは、どういう計算で、あるいは見通しで出されているのか、まずお伺いをいたします。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

本市の総合戦略における新たな雇用創出の基本的な考え方につきましては、市内の雇用を維持しつつ、今あるものを磨き、生かして、新たな雇用をつくる。やりたい仕事を地元で新たにつくっていくことで新たな雇用を創出する、また、外から新たな雇用がつけられることを主な目的としております。

累計の500人につきましては、大分県の目標である4,300人と連動させるため、人口比で考えた場合に430人となりますが、上振れさせた目標を立てました。また、女性の250人につきましては、その500人の半分という考え方で目標を立てさせていただきました。

○17番（平野文活君） 今お聞きすると、いわゆる別府もさまざまな産業があるわけでありまして、いろんな企業、業者があるわけで、そこに多くの人が働いて生計を立てておられるわけですね。4月から始まって10月までの約半年間、きのうも説明がありましたように、さまざまなオープンな形で、あるいはアドバイザーなどの意見も聞きながらこの計画がつけられた、こういうお話がありましたが、今の御答弁を聞く限りにおいては、どういう産業をどういうふうな見通しを立てておられるのか。いうなら下から積み上げた500人ではないのではないか。県の目標に照らして10%プラスというようなこと、あるいは女性もその半分というような形で、極めて大ざっぱな目標だなという印象を受けております。それで本当にこれが実現されるのだろうかというふうな、ちょっと率直に思っているところであります。

きのうの質問の中でもさまざまなキャッチフレーズを長野市長は掲げておりますが、その中でも「稼ぐ」という、あるいは「もうかる」、そういうことが最大の目標だ、こうおっしゃってございました。第1の柱にもそういうことを掲げてあるわけですが、これは容易なことではないというふうな率直に言うて思うのですよ。例えば、毎年の予算書が出ますでしょう。予算書の市民税のほうで所得割の納税金額をどう見積もるかという資料が毎年出ていますね。その課税の対象というか、そのもとになる市民総所得という金額が、ずっと毎年出ています。これ、私、これまでもずっと引用させていただいてきたのですが、どんどん減っているわけですね。例えば平成21年度の予算案では、前年度の所得がここに書かれてあると思うのですけれども、市民総所得1,352億円というふうにありました。27年度の予算案を見ると、これが1,253億円で、99億円減っているのですね。当然のことながら課税対象所得も減るわけで、増税がない限りは市民税の収入も減ってくる、こういう傾向にずっとあるわけですね。ですから、先ほど言った500人とか、納税義務者500人ふやすとか、そういう課題も非常に大変ではないかなと思います。

所得割の納税義務者、平成26年度に4万6,601人ある、これを500人ふやして4万7,101人にするというのが、この目標に掲げられております。これも例えば平成18年、これ、資料も改めて課税課からいただいたのですけれども、平成18年の所得割の納税義務者が幾らだったかという、4万7,027人あったのです。その平成26年が4万6,601人ですから、もうこの7年間ですか、6年間ですか、426人減っているのですよ。さらに平成27年度の資料もちょっといただいたのですが、4万6,487人。平成26年度の起点になっているその4万6,601人からさらに減って、114人減っているのですよ、1年間にね。ですから、今そういう傾向に別府市の経済がある。これを地域の雇用者も500人ふやして、その方々が、同じ500人が所得割の納税者にもなる。これはよっぽど真剣に努力しない限りは、ずっと減ってきているやつを、その5年間で上向きにさせるということですからね、これは厳しい課題を市長は掲げられているのだな、こう思いますね。

そういう意味で市長自身のお考えというか、先ほど課長から答弁があったのですが、もうちょっと踏み込んだ考え方を紹介していただけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

一言で言いますと、やるか、やらないかではなくて、もうやらなくてはいけないというところなのだと思います。県の数値のちょうど、人口が、県全体から見ると、うちはちょうど10分の1ということで、単純にこの数値を当てはめただけではないかというような御指摘もございましたが、私たちとしては、その数値をさらに上回る数値を掲げて皆様にお示しをしたわけでございまして、確かにさまざまな政策の積み重ねでもってこの500人という数値が出たのではないのではないかというような御指摘もありましたけれども、先ほど申し上げたように、多少無理だというような数値であったとしても、これはもうやらなければいけない。全国1,700以上ある市町村が、同じように努力をしながらしっかりとやっていかなければいけないという状況の中で「稼げるまち」「もうかるまち」というこの別府市が、私が昨日も申し上げましたが、これを別府市ができなければ、全国でできるまちはないというふうな気概を持って今やらせていただいているというところでございました。

また、この地方創生におきましては、特に別府市が持つ強み、特に私は「アイビーリーグ」というような言葉も出ていると思いますが、8,000人もの学生がこの別府市内に住んでいる。しかしながら、この別府市の中で働く場所を見つけられずに、もしくは働きたいという職種がなくて出ていくというような状況を見てまいりましたので、せっかくいるそういった若い方々の力を何とか地元の雇用に結びつけて、平準に結びつけていきたい。このようなことを考えていくと、かなりの別府市には期待が持てるのではないか、可能性があるのではないかというようにところで考えているところでございますし、また、今地元にある企業が稼ぐ、もうかるということができなければ、なかなかこれを実現することは難しい。学生を初め若い方々が、今ある既存の企業、会社に入ってください中で新しい分野の産業の切り口にもなるのではないか、このような期待も持たせていただいているところでございます。

○17番（平野文活君） その市長の意欲というのは、非常に歓迎をするところでありますし、私自身も微力ではありますが、力を尽くしたいなというふうに思っているところであります。

そこで、3年前の平成24年の3月議会でこういう質問をしたことがあります。そのときの資料は、平成8年から平成20年までの資料を使ったのですが、市内の総生産、いわゆる国民総生産に匹敵するようなものが、3,565億円から3,563億円というふうに、もう12年間経済成長がとまっているということを指摘したことがあります。そして、その中

身を見ると、第1次産業はわずか18億円だったのですね。それが半分の9億円に減っている。第2次産業は322億円だったのが、197億円に減っている。とりわけその中でも製造業が95億円から51億円に、約半分になっている。

別府は観光のまち、観光業が主力産業だと、こう言われるわけで、それはそれだろうと思いますが、やっぱりすべての分野の産業を対象にして掘り起こしていかないと、そのベースが、市の経済のベースが外から来るお客さんだけに依存するだけでは、やっぱりいけない。そういう第1次産業、第2次産業、こういうところにもっとなぜこんなに減っているのか、もっと手立てはないのか、そういうことをやっぱり、この中には言葉としては余り出てきませんが、地方創生計画の中には、そういうところにも目を配る必要があるのではないかというふうに思います。

そこで、新しい起業とか、そういうお話もございましたですが、その前の言葉として、地元の既にある今の企業、業者の振興をどう図るかということも言われました。地元業者を育てる。どの分野でどういう支援、あるいはどういうやり方で、手法でこの業者の育成をしていくのか、これはやっぱり大きなテーマだと思います。

市長も言われましたように、すべての地方自治体にとって、その地域での産業の長所も弱点も分析しながら、またこの時代のニーズに合ったような形で支援をしていく、こういうことがやっぱりその自治体にとっても最大の課題ではないかと思いますね。福祉、教育、その他、もちろんありますけれども、やっぱり経済の土台がうまくいかなければ、なかなかそういう点、そういう分野についても花開かないわけで、その点で私は議員になって十数年たちますが、幾つかの提案をしてみました。しかしながら、これまでの市政のもとではほとんどといっていいぐらい余り採用されてきませんでしたですね。例えば全国あちこちの自治体で中小企業振興基本条例というようなものが制定されてきているのですね。つまり地元の業者を育てるのは、地方自治体の責務である。この立場、その基本的な立場をはっきりさせて、何ができるかということ、もちろん国やら県やら、あるいはそれぞれの業界、あるいは市民全体にも目を配りながら、そういう自治体としての対策、基本をしっかりつくっている。そういうところがだんだんふえてきております。別府市もつくるべきではないかということも提案してきましたが、今日に至り、できておりません。

あるいは、そういう基本条例ができたところでかなりやっているのですが、市内のすべての事業所に対しての実態調査を行う。こういうことも全事業所調査というようなことをやっている自治体もあります。ずっと以前に紹介したところで東大阪というところがこれをして、私も視察に行ったことがあるのですが、分厚い報告書を見て驚いたのは、いわゆる部課長が自分の足で全部歩くのですよ。そのアンケート票を渡しながら、聞き取りもしながら、最終的には検討してもらおうということでしょうが、一番結びに、この部課長の感想が書かれてありまして、初めて知ったと、我がまちの実態をというような、非常に自分の姿勢も正されるといいますか、そういうことが書かれてありました。

以前提案したときに、毎年年末になると、もう今ごろやっているのかかもしれませんが、それこそ部課長が市税の滞納整理に歩くのですね。税金を滞納しているところに足を運んで説得する、これは当然のことかもしれませんが、やっぱりその前提になる企業の実態というものを、歩いて聞いたらどうかということを行いましたけれども、これも採用されませんでしたね。

あるいは、ゆめタウンの進出に関連して周辺との共存共栄ということが盛んに言われました。そのゆめタウンが開業して1年、2年、3年とたつて、その共存共栄というのは本当にできているのか。あるいは、そういう点での周辺の実態といいますか、つぶさに調査をすべきではないかということも提案をしたのですが、なかなかこれもやられませんでしたね。

そういう計画を立てる際に実態をよく知る、そして本当にそういう一人一人の経営者に寄り添うといいますか、そういう行政でなければならないのではないかなと思うのですね。でなければ、この500人という目標をなかなか、達成するというのは難しいのではないかな、こう思っておりますが、そういう、また今言ったような提案については、改めて深掘りを今後していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そこで、この項の2つのことを改めて提案をしたいのですが、その1つは経営相談、各企業に対する経営相談。いつでしたかね、これは。これは、野上議員さんなんか盛んに推薦をされていた静岡県の富士市というところで、当時私が所属しておった観光建設水道委員会で行政視察をしたことがあります。そして、そこで学んだことで非常に感銘を受けたわけですね。この富士市では、小出さんという人が銀行勤めの方でして、当時の市長が言うならヘッドハンティングというのですか、要請をして地元の企業の経営相談に乗ってほしいと。その小出さんは、頭取さんやら社長さんやらと相談して、その了解のもとでその要望に応じた。こういうお話で、たしか独自に会社を興されて、その会社に市が委託するというような形で市内の経営相談に乗っておられたわけです。

当時、富士市は4,200万円の委託金を出してやっております、そのときの資料では1年間に2,488件の経営相談に応じたということを行いながら、その幾つかの成功例、こういう業者だったのですが、こういうアドバイスしたりいろいろしながら、こういう点で業績を伸ばすことができましたというような具体的な事例も紹介をされておりました。

その小出さんの話で非常に印象的だったのは、この業者のセールスポイントは何か、どうすれば業績が上がるのか、一緒になって考える。3つの心構えというのがあって、1つは、相談者と同じ目線に立って考える、2つ目に、ビジネスや経営者のセールスポイントを適確に捉え、本人にも認識させる。意外と本人が認識していないというのですね。そして3番目に、戦略・戦術をともに練り、実現に向けて一緒になって挑戦する。こういう心構えを言っておりました。

その小出さんの話でさらに印象的だったのは、地域の活性化策についての自分の考え方といいますか、経験を踏まえてということですが、さまざまな箱物行政があるとか、いわゆる駅前再開発があるとか、商店街の振興策があるとか、さまざま全国はやっていると思う。しかし、大金を投資した割には成果がないというのが多いのだ。自分の基本的な姿勢としては、企業の誘致も大事だけれども、企業誘致より地元の中小企業100社が1人雇用すれば100人雇用者がふえる。だから、地元のチャレンジャーを育成することに全力を挙げるのだ、こういうお話をしておりました。

そこで、私は、あなたは銀行勤めとおっしゃったが、そもそも銀行がそういう仕事をするのではないのですか、なぜ銀行ではできなかったのですかと、こう聞いたのですけれどもね。率直な答えだったと思いますが、やはり銀行は銀行の当面の利益を追求するというのが当然のことありますよね。やっぱりそういう当面の利益をただ追求するというだけでは、こういうチャレンジができない。これはやっぱり行政がやってこそできるのだという、そういう覚悟で転身をしたといいますか、そういうお話をしておりました。

その質問に対するお答えが、当時の市長ではなかったと思いますが、いや、別府市でも経営相談というのはやっているのですよ、もう商工会議所がやっています。ですから、行政としてそういうことは考えておりませんというのが、率直な御答弁でありましたね。

さっき、基本条例の話をしましたけれども、そういう姿勢でよいのかな。やっぱり地元の産業、業者を育成するというのは、行政の直接的な責任ではないか、私はそう思うのですけれども、もちろん商工会議所もやるでしょうが、連携をして、行政がある意味ではリードするといいますか、そういう富士市の経験は大いに参考にすべきではないかな、こう思っております。

そのときに、そういう成功例といいますか、経験者を招いて、我々議員も含めて業者、業界の方も含めて勉強するというような機会をつくったらどうだろうな。あるいは、きのうの質問の、若手の職員をどう育成するかという話もちよっと出ておりましたが、やっぱり将来の別府市の行政の幹部として育っていく人たちを育成する必要があると思うのですよね。こういうところに、富士市みたいなところに1年間ぐらい研修に行ってもらおう。それで物の基本的な考え方、あるいはノウハウ、こういうものをしっかり勉強して、そして別府市に帰って市長のもとで挑戦、頑張るといいますか、そういうふうなことも必要ではないかな、こう思うのです。

当時、委員会の正式な視察で行ったものですから、いただいた資料なんかは多分当局にも届いているのではないかと思います。ぜひこうした経験はしっかり学んで、別府市ができることといえますか、ちゃんと力にしてほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○企画部長（工藤将之君） お答えいたします。

先ほど、総合戦略に基づきいろいろな御提案がありましたので、また、それを踏まえまして、後期の計画も今後策定する予定でありますので、そういうことを踏まえて総合的に考慮して政策化してまいりたいと考えております。

○17番（平野文活君） だから、いかに地元の業者を育てるのか。小出さんがおっしゃったのは4,500万円、今だったらもっと上がっているかもしれません。それだけの大金をいただいてその委託事業を受けるのだから、結果を出さなければいかぬ。それをそういう覚悟でやっていますというふうに言っていたのも非常に印象的でありました。何件相談しましたと言って報告するだけではいけないということですね。ぜひ、それを取り入れていただきたいなと思います。

私の基本的な考え方の第1は、そういう地元業者をいかに育てるかという問題ですね。

もう1つは、そこで働く方々の賃金、収入をいかにふやすかという問題です。

これも、もう何回もさまざまな機会に提案をしてきたのですが、今、全国であちこち始まっております公契約条例というのがあるのですよね。これを別府市でも併用すべきではないか、こういうふうな提案をして、何度も質問してきました。そのときのお答えが「検討します」ということでずっと来て、最終的に当時の部長さんが、入札制度改定委員会というのをつくって内部協議をしてきましたと。5回開催しましたと。テーマとして、適正な人件費を確保できる積算基準の確立、労働基準法の法令遵守とその確認、3つ目に総合評価方式の導入、こういうことをずっと検討してきました。しかしながら、条例制定というのは、今の時点ではできない、この結論は先送りする。そういうお答えでありました。

その議論の中で、2つの事例を私は紹介したのです。1つは、この庁舎の中で働いている清掃や警備の職員ですね、ある企業に委託しているわけですが、その委託する際の人件費の積算というのはどうなっていますかという質問をいたしました。そうしたら、これこれの積算でしていますと、こういう御答弁があったのですが、経験年数とかいうのは無視されておりましたね。

そこで、建築保全業務労務単価というのがありまして、清掃員の日割り基礎単価というのがあるのですよ、あるいは警備員の日割り基礎単価、こういうのがあって、6年以上の熟年清掃員で日額8,900円、3年未満の新米清掃員で日額6,500円というのがあるのですね。これをやっぱり適用すべきではないかというふうな提起をしました。その後、そうした基準といいますか、国が定めた基準——その当時のですよ——に従って積算単価を引き上げましたという報告があったのですね。しかしながら、では、その引き上げた、積算単価の引き上げに従って実際働いている従業員の人件費が上がったのかどうか確認しましたかと言ったら、それは確認できておりません、こういう御答弁で終わっております。

あるいは、もう1つ例に挙げたのが、ごみ収集業務を民間委託しましたね。この労務単価は幾らで積算しておりますかという質問をしたのに対して正確な御答弁はありませんでしたが、平均年収200万前後ですという部長の答弁がございまして、それはちょっと低すぎるのではないかということをご提案しまして、これは国土交通省の単価を採用すべきであって、その当時の大分県の普通作業員は1万3,600円、運転手は1万6,500円という単価がありました。これで計算すると、普通作業員の場合は、20日働いた場合でも27万2,000円、運転手は33万円となり、年収は326万から396万というふうになるのですが、そういうふうな単価に引き上げられたかどうかわかりませんが、こういう清掃員だとか警備員、あるいはそういうごみ収集業務、主にその経費の大半は人件費が占める、そういう業種については、この人件費単価と申しますか、これを守るように指導しますというような御答弁があったのですが、これまた実際に委託した業者が、現場で働いている労働者にどれだけの賃金を払っているか。これは確認はできませんというのが御答弁であったのです。

そういう実態でありまして、私は、民間企業がその民間の賃金をどうするかということについて、市があればこれ言うというのはなかなか難しいとは思いますが、少なくとも公金を使って市が委託している業者に対して賃金についての意見を言うというのはやるべきだ。これはいわば公契約条例の中身の1つなのです。

この公契約条例の先進地である野田市に視察に行った際のことでも紹介しております。この条例の第1条目的にはこう書いてあります。「公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保を図る」というのが、この条例の目的だ。そして、条例第6条で、市長が定める最低賃金については、工事については二省協定の8割、その他の契約では、市一般職の最低の8割というふうに定めているのですね。そういう条例ができたことによって周辺の、もちろん委託されている業務の賃金も上がるわけですね。そのことが周辺の民間の賃金にも波及して、周辺の賃金、ハローワークなんかで募集がある賃金も上がる傾向にあるというお話がありました。

そういう公契約条例についても、この別府市は検討し、実行すべきではないか。これも全国でさまざまな実例がありますので、よく調査し研究していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○企画部長（工藤将之君） お答えいたします。

そのようなあらゆる公契約条例とか、そういうものについても、また今後研究してまいりたいと考えております。

○17番（平野文活君） きょうはそういった、これまでさまざまな提案をしてきましたが、なかなかこれまでの市政では受け入れられなかった幾つかの提案について、改めて提案させていただきました。ぜひ研究をしていただきたいと思っております。

続いて、2つ目のテーマの子育て問題に入ります。

これも、このいわゆる創生計画と関連する、またその創生計画の1つの中身であるというふうに思いますが、子どもを産み育てるためには結婚しなければいけませんね。その結婚がなかなかできないという実態が今若者の間に置かれております。

内閣府が平成22年、これは毎年やっているのだと思いますが、平成22年度の結婚家族形成に関する調査というのをやっておりますが、ここで30代男性の既婚率23.3%という非常に低い数字が出ております。その中身についても、正規雇用の方は29.3%なのだけでも、非正規の方は30代男性で5.6%しか結婚していないという資料が出されております。とにかく収入が少なければ、なかなか結婚に踏み切れないという現状ですね。こういう状態が改善されないと子育ての問題にも入っていけない、子どもが産めないわけですね。

そこで、子育ての問題に入りますが、まず、平成17年4月と27年4月の10年間の未就学児の数と、ゼロ歳から5歳までの子どもの数と保育所入所の児童数の推移についてお

伺いをしたいと思います。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

まず、平成17年4月1日における未就学児の人員につきましては、6,659人で、同様に平成27年4月1日の人員につきましては、6,214人となっております。

次に、平成17年4月1日におきます認可及び認可外の保育施設に入所している児童数につきましては、2,201人で、同様に平成27年4月1日における保育施設の入所児童数は、2,557人であります。

○17番（平野文活君） 言われましたように、この10年間で子どもの人数は445人、6.7%減っております。ところが、子どもの数は減っているにもかかわらず、保育所への入所児童は326人ふえ、14.8%ふえております。これは何を意味しているかということ、「少子化、少子化」と言われながら、保育ニーズは非常に高まっているということを意味しております。ですから、この保育ニーズにいかに応えるかということが、行政の責任になるわけですが、保育所の中には認可保育所と認可外保育所というのがありますね。この認可保育所、認可外、それぞれについて入所児童1人当たりどれくらいの公費が投入されているか、お答え願いたいと思います。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

まず、認可保育所の運営費の1人当たりの単価でございますが、これは平成26年度の単価であります。8万5,996円となっております。同様に認可外保育所施設の助成金における1人当たりの単価でございますが、これも同じく平成26年度の1人当たりの単価でございますが、2,162円となっております。

○17番（平野文活君） 非常に大きな格差がありますね。認可保育所が平成20年の単価で8万2,549円でした。それが今言われたように、平成26年度は8万5,996円。上がっておりますね。27年度はまださらに上がっているのですが、認可保育所に対する公費の投入はふえ続けている。ところが認可外は、平成20年は1人当たり2,331円であったのですね。それが、今言われたように26年2,162円というふうに、逆に減っているのですね。この格差は開き続けているというのが現状であります。

これは聞いた話ですが、長野市長が選挙に立たれる際に、いわゆる認可外の保育所の連絡会から推薦状をいただいた、こういうことを聞きましたが、その格差があり過ぎる、「これの改善に努めたい」という言葉を述べたと聞きましたが、間違いはないでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

間違いなかったと思います。

○17番（平野文活君） その公約は実行されているわけで、この平成27年度後半、いわゆる認可外の助成金がふやさされましたね、約3割。ゼロ歳児で4,000円だったのが5,200円まで引き上げられておりますので、この公約は実行されているのだなというふうには評価したいと思います。

同時に、いわゆる認可外というのは、先ほど言ったように非常に格差がありますので、やっぱり経営は非常に厳しいのですね。ですから、できれば認可保育所になりたいという希望を当然経営者は持っております。私ども日本共産党議員団も、もうずっと、待機児童の問題をずっと、こうありまして、認可保育所の数をふやすべきだということをずっと主張してきたのですが、実際の行政ではどういうふうになされてきたかということ、保育園の数はふやさしないで、認可保育園の定員をどんどん上げてきたのですね。私が議員になった当時、たしかそのときは市立保育所がかなり主流だったと思うのですが、民間の認可保育所も含めて、大体60名から、多いところで90名ぐらいの定員でやっていたと思います。ところが、認可保育園はふやさしないで定員をふやすというやり方をずっとやってきて、最大の定員になっているところは190名と聞きました。しかも、定員オーバーで入れなけれ

ばならぬ実情があるわけですね。国の指導として120%まで定員オーバーしていいですよというふうな方針があったらしくて115%と、今でも110%ぐらいの定員オーバーしております。それだけ、今度は認可外の保育所は、子どもの確保に四苦八苦している。でも、経営がとにかく行き詰まって、もう廃業しますというふうなところまで追い込まれているというのが実情なのですね。

ですから、認可園をふやすべきだということはずっと主張してきたのですが、平成26年度からでしたか、27年度からでしたか、認可保育園ふやされて、定員もふやされてきましたが、そこら辺ちょっと数字がわかれば教えてください。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えをいたします。

昨年、平成26年度に認可外保育施設のほうから2園、認可のほうに移行しております。

○17番（平野文活君） ずっと長い間認可園はふやさない、定員をふやすというやり方をしてきたのを、方針を転換したといいますか、我々からすれば歓迎すべきもの。2園でありますね、認可保育園がふえました。その結果、入所者も267人ふえておりますね、平成23年度から見てですけれども、その点も評価はしたいと思うのですが、なお、では認可外は今どうなっているかといいますと、これもちょっと、もう資料をいただきましたので言いますが、平成23年に15園、定員が547人だったのです。ところが、その当時の入所児童数は456人で、91人の定員割れだったのです。認可園は定員オーバー、認可外は定員割れという実態なのですね。27年、その2つは認可園になったのですが、27年の状況は11園に減っております、廃業したところもありますからね。定員が562名にふやされておりますが、入所数は逆に減って422人、140人の定員割れであります。

保護者が認可園を選ぶ。認可園にぜひ入れてほしい、こういう希望が強いのです。その結果、こういう形になったわけですが、これはどういう理由かわかりますか。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

認可保育園の保育料につきましては、児童の属する世帯の市民税の所得割額の階層によって決定をされるために、認可外保育所の保育料と比較した場合、認可保育園の保育料のほうが安くなる世帯が多いことと、認可保育園は県の設置基準をクリアしておりますので、質の高い保育が提供されていることなどが理由ではないかと思われま。

○17番（平野文活君） おっしゃるとおりだと思いますね。認可園の場合は、所得によって保育料が決まりますね。あるいは第3子以降は無料だとか、そういったいろんな制度があります。そのために所得の少ない世帯にとっては認可園に入りたい、ぜひとも。家庭のそういう経済的な事情もあって。そういうやっぱりニーズが非常に強いわけです。それが、認可園は定員オーバー、認可外は定員割れ、こういう今実態を生んでいるということですね。

そこで、私が強調したいのは、認可外の役割ですね。認可外は、そういう行政がまだまだ行き届かないといいますか、その下支えをして、どうしても認可園に入れな子どもたちを受け入れて必死で頑張っている、これが認可外の役割だったと思うのです。

そこで、やっぱりさらに認可園をふやす、経営に苦しんでいる認可外を認可園に格上げするといいますか、そういう行政指導をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

本年3月の別府市の子ども・子育て事業支援計画を策定いたしました。この中で保育定員の確保を図るということと、あと待機児童の解消に向けた国・県の認可基準を満たした認可外施設を、認可施設への移行を推進するという方針も明示をしております。保育料の確保、また質の高い保育の提供を図るための方策の1つとして、認可外保育施設を認可施設への移行を図るということを計画の中で明示をしております。

○17番（平野文活君） その結果、平成27年度あるいは28年度に向けての申請の状況はどうでしょうか。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

現段階で4つの認可外施設が、事前協議申請書を提出しております。

なお、認可施設の認可は県の権限となっておりますので、移行を希望する認可施設につきましては、事務については市を通じて県に申請書類を提出することとなります。

○17番（平野文活君） 最後に市長にもお聞きしたいのですが、ずっと述べてきましたように、認可外の保育園が、市の保育行政の言うなら下支えをしてきて苦労してきたのですね。ある園長さんの言葉であります、もうやめよう、もうやめよう、これ以上続けられないというふうに思い悩んできて、自分に何が残っただろうか、二十何年間保育所を運営してきて。卒園した子どもたちが、卒園した後も「先生、先生」と言って寄ってくれる。これが唯一私に残った財産です、というようなことを本当に涙ながらに訴えておりました。いわゆる認可外の置かれた実態といいますか、非常に大事な役割を果たしながら、実際本当に苦労されているのですね。

今、課長が言われました支援計画の中で1番に掲げているのは、依然として認可園の定員増を掲げておるのですよ。2番目の方針として、先ほど課長が言われた認可外施設を認可園に格上げする。ずっとこの1番の方針でやってきたのが、ようやくこの2番の方針が今実行されようとしている。4つの園が申請しているということですが、ぜひ別府市自身が、県の専管事項と言いながら、ぜひこの4つの園が認可園になるように応援をしていただきたいというふうに思います。

総じて、市長自身、公約の中で「ママパワー全開」でかすね。その子育ての問題は、御自分の大きな公約の1つとして掲げております。認可園をふやして本当に充実した子育てができる、格差の是正にもなる、そういう方向を断固として追求していただきたいと思いますが、最後に市長の感想なり決意なり伺っておきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

先ほど議員から御指摘のありました推薦状の有無にかかわらず、この子どもたちがすべて別府市の子どもたちでありますから、とにかく認可園であろうと認可外であろうと、すべての別府市の子どもたちに等しく質の高い保育を提供するというのは、これは行政の義務であるというふうに思っておりますし、私自身もそのように公約で掲げさせていただいております。

その中で、現在国、県も認可外を、基準を満たしたところから認可にということで方針が固まっております、私どもとしても、そういう3月に決定をしたプランの中ではそのようになっているというところがございますが、一方で認可外を望む教育方針等、保育ではなくて一部これは教育というところにも領域が広がっております、こちらのほうを望む保護者の方もいらっしゃるというところも鑑みなければいけないというところと、あとは認可されている認可園の中でも非常に経営の苦しいところもあるということも現実としてございます。そういったことをしっかりと勘案しながら、先ほど申し上げた、原点は別府市の子どもたちに等しく質の高い保育を提供する、原点はそこにあると思っておりますので、しっかりと議員の御指摘を受けとめて今後につなげてまいりたい、このように考えているところでございます。

○17番（平野文活君） ありがとうございます。終わります。

○25番（首藤 正君） 朝目が覚めまして私が最初にすることは、新聞を見ることです。けさの新聞で特に「コップ21」、これが、パリ協定が採択されたというトップ記事が出ていましたが、議長国のフランス頑張ったな、このように思いました。

次にページをめくっていきますと、これは別府市に関係ある大事なことだというのが出

ておりました。これは「インバウンドの波 別府観光の挑戦」ということで連載で出ていました。きょうが最後になります、この中で「鍵を握るのは誘客戦略だ」、こう結んでいるのです。まさにそのとおりだと思います。この中で市長が提案している。「地域の資源に磨きをかける」ということが最後に出ていますが、この磨きをかけて、それをどうお客さんに見ていただけるようにやるかというのが今後の課題だろうというようにも述べておりますけれども、市長は一生懸命そう言っていますけれども、まだ現状では市長が述べているような体制にはなっていない、このように思います。特にこの誘客の後にも私、補助金をただしますけれども、某団体には誘客事業補助金として3,800万円出しています。それが現在の誘客状況に結びつく活動なのか。昔は「客引き」とか言って、それが商売の番頭さんもおったぐらいで、そういう事業を別府観光でやってきましたけれども、もうそういう時代は通り過ぎて、インターネットの時代です。来るお客さんは、別府の状況なんか、ぱっぱとボタン1つで全部状況把握ができる。そういう時代の中でどういうお客さんと呼び込んでくるかということが、この新聞には訴えている、こう思いますので、なるほどな、私はそう思って、けさ、いい気分で家を出てきました。

これから一般質問に入りますが、ちょっと嫌事も言うかもしれませんが、私がいい気分で言っていますので、いい答弁をいただきたいと思います。

まず、財政の運用について通告しておりますけれども、ちょっと気になることを述べてみたい、このように思います。

まず最初に、平成28年度の当初予算の編成について文書が出ています。この文書の中で気になること、経常的経費の10%のカット、このようにうたっておりますけれども、この経常的経費10%カットして、市民生活に本当に影響が出ないのだろうか。これは影響があるのではないかとというふうに心配をしておりますけれども、当局の答弁を聞きたいと思います。なぜ10%なのか、その基準。それと市民生活に影響がないのかということについてお聞きしたいと思います。

○政策推進課長（本田明彦君） お答えいたします。

平成28年度当初予算では、喫緊の課題となっております人口減少の克服と、地方創生を実現するために、10月に策定した総合戦略に盛り込んだ新たな施策を着実に実行し、具体化していかなければなりません。その財源については、市税などの収入増が見込めない中では、既存の事務事業を見直して財源を確保していくほかありません。全庁を挙げて財源を確保するため、予算編成方針で平成16年度以降に採用しておりませんでしたマイナスシーリングを設定して、経常的経費10%削減の方針を示しました。このマイナスシーリングは、すべての経常的経費を対象とした一律カットではなく、市民生活を支える社会保障費などは除外しております。また、削減だけではなく、緊急の課題となっている分野には特別枠を設けて財源を重点配分していくこととしております。

現在、予算編成作業中ですが、無駄は徹底的に省き、必要などころには財源を重点的に配分して、予算編成方針に示しておりますとおり、市民生活の向上につながる市民生活重視、現場重視の予算を編成していきたいというふうに考えております。

○25番（首藤 正君） 課長、いい答弁をいただきました。予算編成、そのとおりだろうと思います。しかし、私が今ここに持っている予算編成方針ですね、この中とニュアンスが、今、答弁とかなり違いますね。どっちが本当なのか。企画部長、教えてください。

○企画部長（工藤将之君） 予算編成方針というのは、今、政策推進課長が申し上げたとおりです。

○25番（首藤 正君） いや、この文書と、今答弁したことと内容が違うから、どっちが本当か、こう聞いたのですが、課長が答弁したのが本当だということですね。では、これは訂正をすべきだと私は思います。

それで、この中で3カ年続けて税収が減ってきている、これは確かですね。今後もなかなかふえる見込みはないと思います。

そこで、税収の中身を見ていただきますと、ずっと確かに少しずつ減ってきていますね。平成25年度は前年度に比べて3,200万円、26年度は前年度に比べて5,600万円、この中で減ってきているのですが、気になることがありますね。この不納欠損額というのが大きいのですよね。これがうまく取れていれば、そうでもないと思いますね。前年度は11億2,000万円、これ、25年度ですね。26年度はもっと大きいですね、2億800万円。先ほど、ちょっと違いました、1億1,200万円だったと思います。このやっぱり欠損額の取り方ですね。これをどうしていくのか。もうちょっとですね、頑張っていると思いますけれども、まだまだ頑張りたい、このように思います。

それで、今回、予算特別枠として3億円のを設置しましたね。これは、毎年度制度としてこういう形をとっていくのか、その辺を聞かせてください。

○政策推進課長（本田明彦君） お答えします。

予算特別枠は、緊急に取り組むべき重点分野に財源を配分するために予算編成方針で示して設けております。予算編成方針は、時代の変化に応じて市長にビジョン、それから直面している課題、社会経済情勢、財政状況などを踏まえて策定しますので、次年度以降の予算編成でこの予算特別枠を設けるかどうかについては未定です。

今回設けた予算特別枠は、予算を重点的・効率化するための1つの手段なのですけれども、今後も効率的・効果的なめり張りのある予算を編成するためには、この予算特別枠を含めてあらゆる手段を講じていきたいというふうに考えております。

○25番（首藤 正君） 3億円枠は未定だということですね。先ほどから私は申し上げましたけれども、この10%カット、これをやりますと、恐らく新年度、補正予算のオンパレードになってくるかもしれぬ。これは地方自治法の210条に定める総計予算主義の趣旨に反するのではないかと、こういう私は認識をしております。その辺を十分注意していただきたい。

それから、今、課長答弁をいただきましたけれども、長年予算編成を私は見てきました。少なくとも計上分については、そんなに余裕のある予算では今までないのですね。今年度以降、このやっぱり財源の確保、財源を確保していくことは非常に難しくなっていく。そのためにやっぱり十分頑張らなければいけない、このように思いますね。後でまた市長の意見を聞く前に、私の考えも述べますけれども、ぜひ頑張りたい、このように思います。

続けて、財政に関係するのですけれども、私がちょっと気になっているのは、前年度の決算特別委員会ですね、これで一番柱になったのは補助金の問題なのです。この補助金は、附帯決議を付して認定されたのです。これ、細部にわたって決算報告を書いていますけれども、この決算特別委員会の補助金に対する指摘に対して当局はどのように取り組んできたのか、説明してください。

○政策推進課長（本田明彦君） お答えいたします。

昨年度の決算特別委員会で、行政と事業実施団体が成果目標の共有などを通じて費用対効果の向上、団体等の成長や自立を促す必要があるとの附帯決議がなされました。さらに委員会の中では、透明性の確保のために交付申請書等に団体等から課題や成果となる指標を明記させるべきであるといった意見もいただいております。こうした附帯決議や意見を踏まえて、それぞれの補助金によって異なっておりました課題や成果目標などを示す書類を共通様式として定め、交付手続の際に補助事業者から提出を求めるよう補助金交付指針を改正しました。この指針は、平成28年4月1日から施行する予定です。関係各課には、こうした改正の趣旨などを関係団体へ周知するとともに、要綱等の改正を行って、補助金

交付指針に沿って適切に運用するように通知をしているところです。

- 25番（首藤 正君） 今、課長の説明で、新しいシステムで平成28年4月1日からということでの話を聞きました。前回の決算特別委員会で、これは毎度ですけれども、あなたたちは決算特別委員会の認定をばかにしておるという、議会軽視の態度が見えますね。これ、前年度の補助金でやられているのですよ。そして、今年度の決算特別委員会の委員長報告、これもこの補助金の取り扱いが不十分だという指摘をされておる。ということは、この1年間やっていなかったということなのです。これはやっぱり重要な問題だと思います。

それで、本当の補助金がどういう形で使われているのか。決算特別委員会で指摘したのは、高い透明性の確保、公平な運用、費用対効果の向上、各種団体の成長と自立を促す、これがいいですね。市民理解が得られるよう対策を立てるということ、附帯決議でつけています。

そこで、今、別府市で金額の大きい補助金、多いほうから5団体ぐらい上げてください。どの程度で、どういう団体にどの程度の金額を出したのか知らせてください。

- 政策推進課長（本田明彦君） お答えいたします。

平成26年度の決算をもとに、施設整備に対する人的なものなどを除く経年で交付をしている上位5団体を順に上げますと、一般社団法人別府市観光協会、別府市コンベンション振興協議会、別府市社会福祉協議会、別府八湯温泉まつり実行委員会、冬の祭典実行委員会となっております。金額については、済みません、今手元に資料がありません。申しわけありません。（発言する者あり）金額につきましては、今手元に資料がございません。申しわけありません。

- 25番（首藤 正君） 金額が、手元に資料がないから。課長、とぼけたらいかぬですよ。「金額も聞きますよ」とあなたたちに事前に私が言っておるではないですか。なぜそんなこともちゃんと調べぬのですか。そういう執行部の態度が広がってきておる。いかぬ。これはもう議会軽視。

あのね、あなたのところから資料をもらっている。なぜそれを言えないのですか。私が事前に言って、あなたのところはちゃんと資料を持ってきている。これによると、一番大きいのは別府市観光協会、6,200万円ちょっと。これが観光協会に関するイベント、祭りを入れると1億2,000万円を超す。次に多いのがコンベンション振興協議会、次に多いのが別府市の社会福祉協議会、このように正確な金額でもらっている。これは調べても全く正確です。

それで、この中で先ほど言った誘客事業の問題、これらは補助金を出している団体ももう一回見直すべきだと思います。それから、社協の補助金が多いのですね。私は、今、別府市の社会福祉協議会、協議会のこのあり方、これはもう一度考え直すべきだと思いますよ。私は前回、前々回、前のこの議場で、協議会の会長は市長が兼務しておる、その当時、浜田市長でした。浜田市長、やめたらどうですか、もう大分県下の14市の中でも市長が兼務している社協はありませんよと。やめて、本当にいい、やる気の方を兼務ではなしにやったらどうですかという提言もしましたけれども、やりませんでした。しかし、市長は兼務でもいいと思いますけれども、それだけ社協の仕事をやっていただければそれでいいと思います。

それで、この社協ですね。かなり予算が出ています。この中で北部コミュニティーセンターの運営補助金1,300万円というのがあるのですね。これはあすなろ館ですね。これは平成16年に建ったのですかね。車両競技公益資金記念財団の助成金でつくったのです。そのときに、つくったけれども、名義が別府市だったら補助金を出さない、こうなっているのです。それで、社協の名前を借りてこれをつくったのですね。そのとき、別府市は6,000

万円出していますね。

そして、内容を見ますと、これは社協がやる事業はありませんね。内容は、児童家庭課がやる内容の事業が全部ついています。これを別府市が受け取れないかという今後問題が出てきますね。これは5年たつと引き取れるのですね。この5年を既に経過しておりますから、もうぼちぼち引き取ることを考えてもいいのではないかと思います、調べてみますと、社協がこの建物の財産として1億7,000万円ぐらい上がっています、建物の財産としてですね。ところが、こっち、別府市にそれを引き取る時に、別府市と社協の話でこれがチャラになるのか、全く要りませんよというようになるのか。それか、いや、これは1億7,000万円別府市からいただかないと渡しませんとなるのか。その辺なのですけれども、どうなのですかね、別府市が引き取るほうが私はいいと思いますけれども、その辺の考えを聞かせてくれませんか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君） お答えさせていただきます。

ただいま、あすなる館の件ですけれども、これについては社会福祉協議会の財産となっておりますので、当然そちらの理事会の協議も必要でしょうし、また補助元の団体、こちらのほうには以前協議をしてある程度の確認はしておりますけれども、その後の引き取り先、それから利用方法等によって、また判断を再度仰がないといけないと思います。

実は今、福祉保健部におきましては、1階を児童館として使用しております。その関係もあって、2階も同じように福祉関係で何か使える方策はないかということで、今実は内部で検討させていただいております。ただし、最終的には市全体の中であそこをどういった活用ができるのか考える中で、社会福祉協議会の課題というだけではなくて、市にとって一番いいベストな方法を模索しているところであります。

○25番（首藤 正君） あすなる館の経営がありますから、これを今、部長が答えましたね、ここの担当だと思うのです。場合によったら、このあすなる館の経営は別に考えて、社協は、別府市から財産がこれだけあるからこの金をくれというようなややこしくなったときに、私はもう社協をあすなる館に移したらいいと思います。あすなる館は社協のもので、こっちは空けてもらってですね。あすなる館は立派ですよ、エレベーターもついた建物。社協は向こうに行ってもらって、こっちは建物は、本来の別府市の使用方法で使っていくという方法も1つではないかと思います。その辺はこれからの問題ですから、市長、これを十分に考えてください。部長の答弁をいただきましたが、この答弁で結構でございます。

それで部長、やっぱり財政、厳しいですね。方針の中でこれは、言っていることは、今後は本当に厳しい財政運営になるということで結んでおりますけれども、これはそのとおりだと思います。それで、財政の原則、「入りをはかって出るを制する」という言葉がありますけれども、これは財政運営の基本だと思うのです。それで、先ほど決算特別委員会のことを余り軽視しているのではないかと嫌みも言いましたけれども、これからますます厳しくなる財政をどのように運営していくのか、市長の考えを聞きたいのですよ。

その中で、例えば税外税、法定外税ですね。税外税は間違い、法定外税をつくるということも1つの方法だと思います。これは市民に負担がかかってはいけないと思いますね。東京都はホテル税があったりですね、北九州なんかは環境開発税とかいうのがあったりして税を取っていますけれども、別府市の場合も考えてみて、市民に影響ない税が考えられれば、これまた歳入の1つの方法だと思います。あわせて今後の財政運営について、市長の考えを聞きたいと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

決算特別委員会の中で附帯がされた内容につきまして、特に私が考えるのは、特に補助金については、成長が見込める、自立が見込めるということが、私も原点ではないかな、これが原則ではないかな。いつまでも補助金頼みのことでは、これは困るわけでございま

して、いつかは成長、自立できるようなものに集中して補助金を出していくというふうな考え方が、私は正しいのではないかなというふうに思っておりますし、「選択と集中」ということが叫ばれて久しいわけですが、今後は、私は予算特別枠の3億に関しましても、持続可能なシステムをつくる、いつまでも税金がその後もずっと漏れていくようなことではなくて、しっかりその3億円に関しては、今後成長が見込める、将来花が咲き実をつけて、それをまたさらに回収することができるような事業、または内容のものにしっかりと支出をしていくべきではないかというふうに考えているところでございますし、また、議員御指摘の新たな財源についてでございますけれども、本当におっしゃるとおりで、ホテル税であったり、そういった新たな、住民の皆さん方に負担を強いることがないような新たな税、特に観光客の皆さん方に喜んでいただいて、しっかりとそのお金をさらにこちら側として、税収として上げていただけるような新たな税の検討に入るようにということで、実は今、庁内にこの11月の末に新たな税の検討委員会も設置をさせていただいております。これは、新たな年度に向けまして、ある一定の方向性といいますか、答えが出せるようにということで今指示をしております。税に対しての担当部参事も、今専用につけておりますので、部参事を中心しっかりと議論を重ねて、新たな検討に入りたい、このように考えているところでございます。

○25番（首藤 正君） わかりました。では、次の項に移ります。

次は、中心市街地活性化計画についてちょっとお伺いします。

中心市街地基本計画は、平成25年で期限が切れて、これは内閣府の認定を受けた計画書ですけれども、今切れて、そのままになっております。そして、この計画書を何回も読み返すのですけれども、これは立派な計画書だと私は思います。本当に別府市としてこれだけのいい計画書をつくったな、こう思っていますけれども、これはなかなか実現が困難で、うまくいきませんでした。それは、この計画書をつくった前の年がリーマンショックで世界的に不景気が来た。それから、国内では東北の大震災があつてうまくいかなかったということで断念した。この計画の柱は、別府駅前近鉄の跡地ですね。これが総合マンションをつくれるということで大きく期待がかかっている。

それともう1つ。これはオンパクタウン事業というのが、若い別府市の経営者から出されたのです。この事業内容を見させてもらったら、立派なものです。別府にこんなものがあつたらいいなと思うこの事業が、これは中心市街地活性化計画の核になるな、こう思っていましたけれども、残念ながらやっぱり経済的な不況でこれもうまくいきませんでした。

それで今は、もう平成25年で計画が終わっていますので、今後どのようにやっていくのか。これだけ聞かせていただければ、この項は終わります。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

第1期の計画が、認定期間が平成25年3月で終了しましたが、現在、中心市街地の活性化協議会は継続して組織をされております。協議会のエリアコーディネート作業部会を中心に、中心市街地活性化に向けての協議を毎月、月1度協議を重ねているところでございますが、町なか居住者の高齢化が進む中、まちの持つ資産価値を最大限に発揮させる実行力のある組織を構築しまして、第1期基本計画の総括を踏まえて総合戦略に沿った計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○25番（首藤 正君） 協議会も、この期限が切れたときに頑張つてやってくれているみたいですね。それで、しかし、協議会の一番の目的は、この基本計画をつくり上げるというのが目標なのですね。1回終わって、またその後、今来なくなっていますので、どのような次の計画書をつくり上げるかということが、この協議会のまた大きな任務だということを思います。特に近鉄跡地、これらがまだ不透明であります。近鉄跡地の情報とか中心市

街地の活性化について、市長の思いを述べていただきたいと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

近鉄跡地のことにつきましては、私も実は2度もう既に所有者のところには足を運ばせていただいております、具体的な今協議に入っているところでございます。いずれにしてもしっかりと中心市街地の核になる場所であると思いますので、このことについては、近くまた議会にも御報告ができるのではないかとこのように思っているところでございますし、活性化協議会も、今継続して努力をしていただいているところでございます。私も、先般、別府市のアドバイザーである木村俊昭アドバイザーとともに、この協議会、野上議員も入っておりましたが、会合に参加をさせていただいて非常に意気込みも感じましたし、これから中心市街地に関しましては、また新たな取り組み、新たな方策を立ててしっかりと取り組んでまいりたい、このように考えております。

○25番（首藤 正君） 協議会の委員さん、優秀な方々がおられます。ぜひ早目に方針を出して、中心市街地をどうするかということの方針を出していただきたい、このように思います。

次に移ります。別府市のこれからの農業ということで通告しました。

農水省が5年ごとに発表する農林業の国勢調査と言われます農林業のセンサス、これが今年度発表されました。この日本の農業というものが、この報告書を見ていますと厳しいですね、大変厳しい。大分県も厳しい。それを見ていると、この別府の農業はどうなるのかな。もうこれ以上別府の農業が廃退することは許されぬなど。自然を守って豊かな環境を育てているこの農業、これからどうするのかということを知りたいと思っておりますが、別府市の農業の現状についてちょっと教えてください。

○農林水産課長（小林文明君） お答えいたします。

ことし2015年、農林業センサスが行われ、先月、全国及び大分県の概数値が発表されたところでございます。別府市の数値につきましては、まだ発表されていない状況ですが、5年前の2010年の調査では、耕地面積が356ヘクタール、耕作放棄地は129ヘクタールとなっております。また、主に農業に従事している基幹的農業従事者数は343人で、そのうち65歳以上が238人と約7割を占めております。

ことしの調査による大分県の概数値では、総農家数が15.1%減、基幹的農業者数が12.4%減であり、高齢化率、耕作放棄地はともに増加となっております。別府市におきましても、一部の農業後継者や新規就農者が、ハウレンソウ、トマト等を意欲的に栽培しておりますが、全体的には農家数や農業従事者数の減少及び高齢化が進んでいるものと推測され、さらに弱体化するおそれがあると考えております。

○25番（首藤 正君） 市長、別府市の農業は大変苦しいですね。もう中山間地を上がってくると田んぼ、畑、つくっていない耕地がたくさんあって、それでいろんな環境変化が起こってきていますね。しかし、別府市の農業委員会、恒松会長ですけれども、頑張っていますね。これで、11月20日に県の農政部に別府市の農業委員会として意見、それから提言書を出しております。この中、大きく3つあるんですね。耕作放棄農地、これの解決策、それともう1つは、やっぱり鳥獣被害、これを何とかしてやらないといけない。それから、中山間地では農地以外に農地があるんですね、農振地域でない。だから、これは制度上いろいろな補助金とつかない地域がたくさんある。これをどうするかということで県に意見書を出しております。

そして、私も会長とも実は話をさせていただきましたけれども、この別府市の農業に対して農林水産課長とも話し合いをよくしているみたいですが、やっぱりこうあるべきではないかという方針を持っております。これからも農業委員会と農林水産課、調整をとりながらうまくやっていただきたいと思います。

それと、この中で今回地元から、「首藤議員さん、これだけは言ってください」というのがあるんですね。これは鳥獣被害ですね。これはイノシシ、鹿、猿、もう3つそろっていますね。とにかく来年さる年ですから、猿のことは言いたくないのですけれども、言わざるを得ない。例えばイノシシ問題、専業農家、浜脇におりますね。米が実りますね。黙っておいたらイノシシに皆やられるのです。夜中の11時ごろから明け方まで夜回りするのですよ。イノシシに遭遇するそうです。何回もイノシシを追い払って稲を守る、そして収穫する。しかし、それをやらなかった農家は、イノシシにやられて全滅状態のところがある。やっぱり大変な苦勞をなさっているのですね。鹿もそうですね。私らは地元の、先日も浜脇で柳に桜の木を100本植えた、苗木を。そうしたら、その苗木を鹿が全部食べてしまっただけで一本も育たない。大変なのです。

天間で、市民集会に行ったとき、天間の人が言っていました。天間から塚原に行くまで鹿が出て数えるというのですよ。1、2、3頭、4頭、100頭まで数えて、それから先は数えませんが、それぐらいやっぱりいるのです。今度、自衛隊と協定して十文字原の中は通れるようになりましたから、被害は少なくなったと思いますけれども、特に最近また浜脇、西校区のほうですね、猿が多くなってきました。これ、この猿被害というのは、もう、市長、どうにもならないですね。もうできたものを全部、タマネギなんか、1つ食べればいいのに、かじって捨てて、全部かじって捨てているのです。こういうことがありますね。もう芋も全部掘り返されるのです。家の屋根の上を走り回って、瓦が割れますね。最近、パトカーが3回出動しました、危ないと。これは、人間に危害を及ぼすということですね。囲まれるのですよ。ある女性が行っておいたら猿に囲まれて、たまたまそこに車が通りかかって、車の中に逃げ込んで被害を免れた。銀行マンが單車で行っておいたら、道路に30匹ぐらいおるといいますよ。それで、とめて、クラクションをプップーと鳴らしたら、逃げるかと思ったら、逆に取り囲んでくるのです。そして、恐ろしくて、もう突っ切ったというのですけれどもね。あの近くに墓地もありますけれども、女性が墓地に行くとき猿にやっぱり囲まれるというようなことがあって、今、パトカーがここ最近3回も来ると、警察のほうも大変だと思いますけれども、何とかこの対策をとらなければいけない、こう思います。

このために、もう百姓をするのが、「百姓」という言葉はあれですが、農業をするのがもう嫌になったということも聞きますし、何とか頑張っている農業者を助ける意味からも、この対策を考えていただきたいと思います。市長も何か頑張ってくれているようですが、この対策について市長、地元の人々はテレビを見ていると思いますので、答弁してください。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

私も、浜脇校区や西校区に足を運んだ折に、住民の皆さん方との意見交換をさせていただいた際には、やはりこの鳥獣被害、イノシシ、鹿、猿、特に西や浜脇は、猿被害が大変に深刻である、どうにかしてほしいということで、私も大変に深刻な事態であるということとは認識をいたしております。

そして、その際にも申し上げましたが、大分県や大分市とも連携をしながら、やはり農業をされる皆様方が、やる気を失うことが絶対にならないように、しっかりとこの対策をどうにかして立てなければいけないということで、これからも取り組んでいきたいと思っておりますし、現実的に、全国的にこれは共通の課題であろうかと思っておりますので、何か有効な手段が今とられているような地域を、先進地を探してしっかりとこれは取り組んでいかなければならない、こういう決意で臨ませていただいております。

○25番（首藤 正君） 苦しい中にもやっぱり非常に頑張っている地域、内成が、このたび農林水産大臣の表彰を受けましたけれども、これはやっぱり棚田を通じて村づくり、まちづくりに頑張ってきているということでございました。こういう頑張っているところもあ

りますけれども、ぼちぼち限界が来ると思います。棚田の保全是、九州全部を調べてみますと、もう独自でやっているのは内成だけです。あとは全部行政が手を入れて棚田を守っているという状況ですので、これからも農業について十分配慮いただきたい、このように思います。

それで、農業委員会の恒松会長と話したときに、おもしろい話を聞いたのですね。「首藤さん、イノシシが嫌がるものを植えたらいいのですよ」と、こう言うのです。「イノシシが嫌がるものがあるのですか」と言ったら、イノシシ、鹿が嫌がるものはトウガラシ、ウド、ニンニク等、やっぱりあるそうです。これらを鹿、イノシシは嫌がるそうです。だから、そういうものを何か選んで、別府の特産品にするような対策も必要ではなかろうかと言っていましたけれども、ああ、なるほどなど、こう思いました。これからも別府市の農業について、どうか力を入れていただきたい、このように思います。

では、次に移ります。

市長に聞くのは、これが最後の問題ですけれども、別府の祭り、別府温泉。この別府温泉は、市長、別府の力なのです。それをあらわす、表現する1つの大きな祭りです。これがいろいろと声が上がります。今回、市議会が行った対話集会の委員会の議会に対する報告書、この報告書を市長に提出したということがありますが、この中にも先ほど言った補助金の問題、この祭りの問題、出てきておりますので、よく目を通して対策を立てていただきたいと思いますが、来年の温泉まつり、どうなるのかなと思っています。地域では、温泉まつりのことについて毎年10月ごろに第1回の寄りがあって打ち合わせがある。今回は、いまだありません。市長はどんなになっているのだろうか。若い市長になったけれども、長野市長は祭り好きと聞いておったけれども、やめるのですかねと。何かきのうか、聞いてみると、17日に集合がかかったと言っていますけれども、例えば地元の薬師祭りをやるにしても、準備に最低半年かかります。この別府市を代表する温泉まつりが、もう年が明けて、あつという間ですね。どんな準備体制でどんな祭りをするのだという心配をしています。来年は、どんな温泉まつりをするのでしょうか。聞かせてください。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

11月24日に開催された別府まつり振興会の臨時総会において、温泉まつりの新しい実行委員長が選任されました。現在、実行委員会において準備を進めているところでございます。

○25番（首藤 正君） まつり振興会の集合がかかった、委員長も変わった。では、聞きます。別府まつり振興会と別府市は、どんな関係なのですか。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

別府まつり振興会は、市民と業界、行政が一体となって別府の祭り・イベントを創造することによって、別府観光の発展に寄与することを目的としまして、平成21年度に会が組織されております。

役員としまして、このまつり振興会には観光協会また商工会議所、別府市、自治委員会など25名の団体で組織をされております。会長は、会則によりまして別府市観光協会長が務めることとなっております。

事業内容としましては、温泉まつり、それから鶴見岳一気登山、夏の宵まつり、ダンスフェスタ、千灯明、クリスマス Hanabi ファンタジアの事業の支援、検証、また、その他祭りの紹介、宣伝ということが、事業目的になっております。

行政からは、市長が名誉会長となっておりますが、教育長とONSENツーリズム部長、私が選任されております。また温泉まつり、別府八湯温泉まつりの実行委員会では、私が現在副実行委員長ということで、委員長とともに事業計画の検討をさせていただいているところでございます。

○25番（首藤 正君） 市長、もう一回このまつり振興会のあり方とか歴史を調べていただきたいと思います。最初にできたのは、別府まつり協会というのでできたんですね。この中でやるのが、別府の温泉まつり、まつりですよ、温泉まつり。それともう1つ、夏まつりというのがあるんですね。この2つだけが別府の祭りだということで定義づけているんですね。そして、会則をつくってやっています。

そして、このときの観光協会長は、脇屋さんです。つくったんですね。観光協会長、別府市長とこれは兼ねていますから、もういろんなそごが出ないんですね。そのときに脇屋さんがもう一回つくった。その辺は、やっぱり市長が観光協会長をやっておったといういきさつがいろいろあって、どっちかというやりやすい体制ですよ。だから、事務局の体制なんかは、読んでみると違うんですね。今は観光協会事務、ここを見ると、コルトフォーラム、はるかにあれかなと思うような会則を持っていますけれども、一回調べて、今までのやっぱり歴史を大事にしながら、そしていい祭りを企画・実施できるような体制づくりをしていただきたい。

来季の温泉まつりにかける市長の意気込み、どのようにあるのか、最後に聞かせてください。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

先ほど御答弁をいたしましたとおり、大変遅くなりましたけれども、実行委員長がようやく決まったということの御報告を私もいただきました。今までとは違った、趣向も凝らしていただけたとは思いますが、しっかりと伝統、また昔からの春の温泉まつりというものの起源はどこにあるのかということも踏まえた上でしっかりと、別府のお祭りの中でもこの温泉まつりというのがまさしく中心のお祭りでございますので、取り組んでいただきたいというふうに思いますし、私自身もこれについてはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

年々祭りが少し寂しくなっているのではないかなというふうなお声も聞いておりますので、やはり祭りは、イベントとは違って地域の、別府の市民の皆さん、そして地域のそれぞれの皆さんがいかに参加をして楽しんで喜んでいただくかということが一番だと思っています。また、それを見に来る観光客の皆さん方も同時に楽しんでいただく、こういう順番なのだろうなというふうに思っておりますので、地域の皆さんの意向を十分に尊重しながら、別府市全体として市民の皆さん方がより楽しんでいただく、そして参加をしていただけるような祭りに育てていきたい、このように考えているところでございます。

○25番（首藤 正君） 今、市長の答弁の中にありましたね。イベントとフェスティバル、これは違うんですね。その辺をごっちゃにされると、いろいろな盛り上がりで欠けてきたり、いろいろすると思います。その辺をはっきりして、いい祭りをつくり上げていただきたい。これは市民にとって、期待しております。先ほど言いました、この市民集会の委員会から報告を受けた中にもそのことが載っておりますので、市長、十分に目を通して対応していただきたい、このように思います。

以上で、市長に聞きたいことは終わります。

次は、教育問題に入ります。まず人権それから土曜授業について聞いていきたいと思っております。

12月4日から1週間ですか、人権週間がありまして、小中学生の作品がロビーを飾っていますけれども、なかなか立派なものだと思います。とにかく人権教育といいますと、日本国の憲法及び教育基本法、この精神にのっとって制定された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律と基本計画に基づいて教育を行え、こういうふうになっておりますけれども、現在、学校でどのような教育が行われているのか、知らせてください。

○人権同和教育啓発課参事（平岡美佐子君） お答えいたします。

本課と学校とで行っている人権教育啓発の主なものについて、御説明いたします。

1つ目ですが、人権教育の充実のためには、学校管理職、人権教育主任の意識の高揚及び指導力の向上が必要です。そのために年間3回の管理職研修及び年間5回の人権教育主任を対象といたしました指導及び研修を行っております。

2つ目に、各学校においては、学校公開日及びPTA等で人権学習授業を公開し、保護者や地域の方への啓発となっております。

3つ目に、小中学校の児童生徒を対象として人権作品を募集しております。児童生徒が、人権ポスター、人権標語・作文等を制作する中で人権について考えてもらうとともに、入賞した作品を展示し、また人権啓発冊子や人権カレンダー、人権啓発活用グッズへの活用を通して広く市民へ児童生徒からのメッセージとして伝えております。

4つ目に、全校児童生徒が協力して花を育てるといふ、人権の花運動がございます。他者の尊重、協力、そして感謝を体得することを目的としております。今年度は、別府中央小学校が指定を受けております。活動の終わりには、優しい心や思いやりが他へ広がっていくようにということで、育ててとった種子等を風船に結びつけ飛ばすというような活動も行っております。これらの一連の支援を、指定校に対して行っております。

- 25番（首藤 正君） 私も時々学校を訪問するのですが、この学校での人権教育、それと先生たちの研修会、これはよく行っていますですね。私は、大分県の中でも別府市の学校のこの人権問題、自慢にすべきだと思いますね。大変よくやっている。

それで、今回も小中学生の作文、ポスター、標語と飾りましたね。これをずっと目を通しました。市長賞、市長賞の作文ですね、これすごいですね。市長の考えを聞く前に、ちょっと私は先に言おうと思っておりますが、この市長賞をもらった子どもの結びですね、「少しの優しさがたくさん集まれば、誰も楽しく、生き生きと暮らしていける世の中になるでしょう」、こういう結びをつくっているのですね。この人権というのは、こういう心が生まれてくれば、学校ではいじめもないし、いろいろな犯罪も起こってこないのではないかと、こう思っております。

それで、この市長賞を出した市長、この作文、すごいですね。市長、市長賞を与えたこの作文の感想を聞かせてください。

- 市長（長野恭紘君） お答えいたします。

弟に障がいがあるお姉ちゃんの作文でありまして、私も、今、議員が御指摘の最後の部分ですね、中身も大変にすばらしく、我々も学ばなければいけないなというようなことがたくさんありましたが、やはり最後の部分が、私も印象に残りまして、「少しずつの優しさが集まれば、やはりみんなが楽しく過ごせる」、これは学校だけではなくて、別府市全体にとっても、大人にも通じるころだと思えますし、こういったことを通じて私どももこれから人権教育をしっかりと、総合教育会議の中でも取り組みをさせていただきたい、このように考えているところでございます。

- 25番（首藤 正君） 作文の中で「宇宙人と言わないで」というのがあります。亀川小学校1年生の作文ですね。これもいいですね。読んでみると、自然と涙が浮かんで出てくるのですね。今回は非常にいい作品が出ているな。そして、部長とも話をしましたら、部長も、この作品を地区公民館とか大きい商店とか銀行とかに同じものを提示したいのだというように部長は考えているみたいですので、ぜひ部長、これをやっていただきたいという話をしました。

あと部長と教育長に話を聞きますけれども、その前に、人権に関する問題ですから、平岡参事に聞きますけれども、今、性同一性障害というのが、大変問題になってきていますね。それで、これ、各学校にもあるのですね。そして、前年度、文部科学省がこの指導にやっぱり動き始めましたが、別府市はどういう現状なのか、ちょっと聞かせてください。

○人権同和教育啓発課参事（平岡美佐子君） お答えいたします。

平成 25 年に文部科学省が行った調査では、全国の小中高校に 606 人の当事者が在籍したと報告されております。内訳は、高校生が 403 人、中学生が 110 人、小学生は 93 人であり、回答は任意であることから、実際にはさらに多いものと考えられます。そのことから、別府市においても、当事者の在籍があるという捉えをしております。

また、対応についてでございますが、平成 27 年文部科学省の通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を受け、別府市においても教職員が校内研修等で性同一性障害に関しての理解を深め、個別の事案に応じた特有の支援について情報を共有するように通知いたしました。

具体的には、学校における支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援、卒業証明書と、また当事者である児童生徒の保護者との関係、教育委員会等による支援について示しています。支援の事例といたしましては、服装、髪型、更衣室、トイレ、呼称の工夫、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行等の項目が上げられております。児童生徒や保護者などから学校へ相談を受ける等、当事者の在籍が確認された場合には、児童生徒及び保護者の信頼を踏まえながら個に応じた取り組みを進めるよう、学校教育課と連携して支援してまいります。

○25 番（首藤 正君） 特に小さい子どもたち、大事なところですし、いい指導をしていただきたいと思えます。私もあることに遭遇しましたけれども、思ったより子ども同士ではしっかりしているな、こう思っております。特に大人のほうが偏見を持ってあれしないように、十分な教育をお願いしたい、このように思えます。

以上について担当部長、生活環境部長のこれからの人権に対する方針を含めて話をいただければありがたいと思えます。その後、教育長、学校教育についてこれを述べましたので、感想をいただきたいと思えます。

○生活環境部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

議員には、学校での取り組みに対しまして評価をいただき、大変ありがとうございます。

人権教育の取り組みの今後の方針でございますけれども、特に小中学校は発達段階でございますので、今後、道徳が特別の教科として導入されるという予定になっております。この道徳教育で育成される豊かな心だけではなくて、確かな学力、健やかな体が基盤となって、生きる力を育むための極めて重要なものだと認識しております。さらに、今後ともこの人権教育及び人権研修の継続と充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、子どもだけではなく、PTAの方を対象とした人権教育学級を通じて児童生徒の保護者世代への啓発もさらに深めていき、さらに効果的なさまざまな行事や取り組みを行って、地域社会にも人権尊重のメッセージを発信していきたいというふうに考えております。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

社会の急激な変化とともに、学校教育の中の人権にも大きな問題が生じております。子どもたちにとりまして、学校の中で、いろんな生活することの中で心身の成長、あるいは人格の形成に非常に大きく影響を与えることがございます。先ほど議員さんがおっしゃいました性同一性障害という、これは心と性が一致しないという、そういうふうなこれからの社会で非常にしっかりとそういう性同一性障害で悩んでいる、あるいは抱えている子どもさんへの対応というのは、非常に重要であるというふうに考えております。校長会議等、あるいは学校教育の中のさまざまな研修会の中で、自分がされて嫌なことはしない、言わないという、そういうことを徹底して子どもたちに将来に向けてそういうふうな人権意識を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、子どもたちの心身の成長、人格の形成によりよいものを、そして

豊かな人間性を育む教育を推進しなければいけないと考えているところがございます。

- 25番（首藤 正君） 部長、教育長にいい答弁をいただきました。いい、さわやかな気持ちになりました。

それで最後に、地元のことをちょっとお聞きしますが、南部振興対策ですけれども、プロジェクトチームが一生懸命動いてくれているのですね。大体いろんなことを把握しているみたいですね。それで、私から言いますと、楠銀天街をどうするのかということを一つの柱として今後考えて、プロジェクトの中に入れていっていただきたい、このように思います。

それで、あと、挟間線が3月に完成します。完成するに当たって近隣の地区ですね、南大分を含めて挟間、七蔵司、そういうところを含めて別府の経済圏をふやすという意味で、やっぱり連携とる必要があると思います。そういう連携対策をどのように考えているのか、これだけ聞かせてください。これは、別府にとっても地元にとっても大事なことで、どのような地域連携を図っていくのか聞かせてください。

- 建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったように別府挟間線、施工者に確認いたしましたところ、平成28年3月には開通できるということを確認いたしております。

また、近隣へのPR等、それらのことにつきましては、由布市、大分市、近隣の市に対して、観光、医療、物流、交流、温泉などさまざまな面でPRができるものと思っておりますので、関係機関など連携をとりながら今後進めていきたいと思っております。

- 25番（首藤 正君） 大事なことで、部長、ぜひ早目に連携をとっていただきたい。今言われたように、すべての面で別府市にとっても地域にとっても、これからこの道路で若干状況が変わってくるなというニュアンスがありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で、時間がまいりましたので、私の質問を終わります。

- 議長（堀本博行君） 休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

- 副議長（野上泰生君） 再開いたします。

- 18番（松川峰生君） ことし、いよいよ、あと残すところ2週間となりました。24日、クリスマスイヴということですね。皆さん、いろんな行事予定があるだろうと思っておりますけれども、楽しい一般質問というのも大事ではなからうかなと思っております。きょうは、非常に後ろから激励のやじが飛びますけれども、皆さん、静粛に、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず通告の順、それから議長にお願ひしまして、4番、3番と重なるところがありますので、4番は取り消したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 副議長（野上泰生君） はい、どうぞ。

- 18番（松川峰生君） それでは、まず危機管理専門職員の採用についてでありますけれども、思い出しますと、2011年3月、東北で大きな地震が起こりました。はや4年9カ月がもう過ぎようとしています。本年9月現在、この震災による死者、行方不明がまだ約1万8,000人、住宅の全壊・半壊合わせ39万9,000棟、建物被害は約130万件。当時の避難者は40万人以上に上っております。でも、4年を過ぎても、まだ20万人の方が避難生活を余儀なくされているというのが現状でございます。

そこで、全国的に今温暖化あるいは異常気象などが原因で、自然災害は全国各地に起こっております。思い出しますと、広島の大災害、あるいは多くの、九州の宮崎、鹿児島。おかげさまでこの大分県は豊後の国ということで、被害はなかったとは言いませんけれども、

他県に比べればそんなに大きな被害はなかったことが、とてもよかったのではないかなと思っております。各県の早い復興を願っているところでございます。

こういう中で別府市においても、危機管理課を中心に防災訓練などを通じて安心・安全のまちづくりを目指し、日々対応していくことは、今後も求められていくのではないかなと思っております。この危機管理に対する、危機管理課だけではその対応に多分限界があるのではなかろうかな。きのうも質問の中で危機管理課がする仕事、聞きましたら、たくさん仕事があって、この部分だけではなくていろんなものも踏まえた中であの人数でやっているその御苦労、大変御苦労であると思えます。

その中で、この別府市の危機管理を専門的な知識を持ち、さまざまな経験を通じ、あるいは体験を積んでこられた自衛官OBを、危機管理専門員としての採用をすることが望ましいのではなかろうかなと思っております。実は今回、防衛省のほうと内閣府のほうでこの採用についての協議が行われました。後ほど答弁いただきますけれども、それを踏まえながら、今全国で多くの自治体でこの自衛官のOBの方たちを採用いたしております。その採用している地域の兵庫県三木市長さんからのこのようなメッセージが載っております。「防災官には、大きな組織で指導を図り、さまざまな経験を積んで来られた退職自衛官こそがふさわしい。高度で専門的な知識、すぐれた実行力と統率力を生かしながら、当市は採用しております」ということで、別府市についてはどのように考えているのか、答弁ください。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

防災に関する計画、マニュアルの整備や防災訓練の企画、実施など、防災対策を進めるには専門的な知識、能力、経験を必要とすることが求められるため、そのような実力を備えた自衛隊OBを危機管理部門に配置することは、防災、発災後の対応、復旧、復興に当たって有効な人材になると考えております。

○18番（松川峰生君） 別府市には、聞きますと、今危機管理専門員はいません。また、危機管理課も人事異動で、職員もなれてきましたら、先ほど言いましたように人事異動で、どの課もそうですけれども、異動で、また一からそういう勉強をしていくという状況になっている、そのように思っております。

そこで、この自衛隊OBの方たちを配置することにより、さらに別府駐屯地との連携プレーを構築するためには必ず採用して、その方たちは常に連絡をとっていくということが考えられると思いますが、これについてはどのように考えているのかお答えください。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

大規模災害を初めテロ、武力攻撃においては、人命または財産の保護のために、特に必要がある場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、都道府県知事を通して自衛隊派遣を要請することとなっております。また、防災訓練の合同実施や防災、国民保護等の計画の作成においても協議が必要となるため、平素から緊密な連携が重要と考えております。

○18番（松川峰生君） 今答弁の中で「自衛隊派遣の要請」という言葉がありましたけれども、私も今回この質問をするために、常識的に各市町村がそれぞれ何かあったら知事さんをお願いをして自衛隊に要請をするというふうな流れができていだろうと思えますけれども、要請権者ということで都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部、航空事務所長、命令権、実際に出動させる、防衛大臣、方面総監、師団長、旅団長、駐屯地司令というふうに決められております。

そこで、一番気になるところは、なぜ県知事かということをお聞きすると、1カ所だけで災害が起こるということはなかなか考えられない。例えば別府だけが集中して災害とかではなくて、あれば大分市、杵築市、合わせて大きな地震、災害が出てくるのではないかな

というふうに思っておるところでありますけれども、緊急の場合は、市長がみずから駐屯地に別府の場合は指示をするということも、法律のほうでここにうたわれております。直接通知、知事に要請を要求できない場合は命令権者、先ほど説明しましたけれども、ここで言いますと駐屯司令に市長のほうからお願いするというふうな派遣依頼ができるようになっております。

そこで、大事なことは、この派遣をしていただく、これから採用するに至って、まず災害対策基本法との関係はどのように考えているのか、お答えください。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

災害対策基本法第34条に、中央防災会議は、防災基本計画を作成することが規定され、防災基本計画の第2節、第1章、第6節の職員体制については、地方公共団体は、発災後の円滑な応急対応、復旧、復興のため、退職者、これは括弧書きで、自衛隊等の国の機関の退職者も含む、の活用や民間の人材の任期付雇用等の人材確保、方策をあらかじめ整えるように努めるものとしてとされております。したがって、防災に関して必要な体制を確立するためには、専門的な知識、能力、経験を備えた外部人材の登用も必要であると考えております。

○18番（松川峰生君） 今答弁いただきましたように、災害対策基本法第34条にうたわれています防災に関して必要な体制を確立するためには、専門的な知識、能力、経験を備えた外部人材の登用も必要である、今、課長から答弁をいただきました。私も同感であります。ぜひ、今答弁をいただいたように積極的にこの件については議論していただくことが、内部で議論いただければ、そのように考えているところであります。

ことし11月から地域防災マネージャー制度が創設されました。自衛隊にあって、さらに特別交付税措置を講ずるとされております。まずは、この地域防災マネージャー制度とはどのようなものか、お答えください。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

近年、全国で頻発する豪雨災害、土砂災害や、近い将来発生が懸念されております南海トラフ地震等に対応するため、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を採用・配置するに当たり、これに必要となる知識・経験等を有する者を地域防災マネージャーとして証明する制度でありまして、本年10月30日付で内閣府から通知がありました。

地域防災マネージャーの要件として、内閣府や防衛庁が実施する防災スペシャリスト養成講座等を受講した者、本署課長補佐以上の経験者で、国や地方公共団体において防災行政の実務経験が5年以上の経験がある者、または災害派遣の任務を有する部隊・機関において2年以上の勤務経験を有することとされております。

なお、地域防災マネージャー証明書の交付を受けた常勤の外部人材を、地方公共団体における防災に関する役所に採用・配置する経費の人件費については、一部が特別交付税を講じることとされております。

○18番（松川峰生君） 今、採用について、マネージャーの制度はどのようなものか。今回新しくできた制度、まだ1カ月ちょっとの制度であろう。これから、この制度ができた背景を少し聞きましたら、退職自衛官はもとより、第2の就職もあるかもわかりませんが、震災以降、自衛隊、警察、消防に対する国民の信頼、その中でそれぞれの自治体が、危機感を持ってその対応に当たっている。もちろん県、市、町、村、それぞれの地域でその防災についての対応をなさっている。きのうも話が出ましたけれども、例えば南海トラフ、あるいは伊方原発の件、それぞれ別府にも避けて通れない問題ではないかなというふうに考えております。

そこで、その採用の要件を満たすどのくらいの方たちがおるかなと見ましたところ、資料から見ますと、階級で言うならば1佐から3尉までというふうに書かれております。あ

とはそれぞれ決められた、先ほど言いましたように資格を取得していただいて、それぞれその資格を取っていただくということが隊員さんに求められるというふうにお聞きいたしました。

その中で勤務体制というのが、ここに平成27年6月30日現在出ております。退職時の階級、先ほど申しましたように、その幹部の方たちが大体69.7%、7割を占めております。また、その勤務形態でありますけれども、都道府県では非常勤が47%、常勤が53%。市区町村では非常勤が63で常勤が37というふうにデータをいただいております。これから各県でそれぞれの自治体が、この制度にのっとり自衛隊OBの方の採用に向かって検討していくのではないかなと思っております。

ちなみに大分県では、危機管理専門員、防災航空アドバイザー、杵築市では防災管理専門官、佐伯市では防災危機管理課防災担当というふう採用が今なされておるところであります。これから少しずつ大分県におかれましても、それぞれ各市町村でもこの自衛隊OBの採用については、検討がなされていくのではないかなと思っております。

続きまして、特別交付税措置はどのようなものかお答えください。

- 危機管理課長（安藤紀文君）先ほど申し上げたように、地域防災マネージャーの証明書交付を受けた常勤の外部人材、こういう方について人件費の一部を特別交付税で措置する、そういう形でされております。この規定には明記されておられませんけれども、常勤または常勤の勤務時間以上、そういう同様の方とするということで聞いておりますので、そういう方について特別交付税を措置するというふう聞いております。
- 18番（松川峰生君）まず別府市に勤務してもらうメリットは大きいと考えられますが、その雇用について職員課長から御答弁いただきます。
- 職員課長（樫山隆士君）お答えをいたします。

まず、専門的な知識・経験を有する方の雇用につきましては、現在大きく2つの雇用形態がございます。まず1つは非常勤職員で、これは勤務形態が1日7時間45分で月16日勤務となっております。報酬は、非常勤の他の職種で月額の上限は20万円、年収ベースで240万円ということがございます。もう1つが任期付職員で、これはある一定の期間、専門的業務などで必要な場合、正規職員として任期をつけて雇用するものであり、現在社会福祉課や収納課などに12名の職員を短時間勤務で雇用をしております。勤務形態は1日5時間45分で毎日出勤をしております、年収ベースでは約250万円となっております。特別交付税の支給要件は、先ほどお話がありましたように、常勤でございますので、1日7時間45分の毎日勤務、この場合につきましては、月額が現在のところ20万8,800円、年収で336万円程度となります。

一方、現在別府市では、定員適正化計画を立てておまして、職員の定数管理を厳密に行っている状況でございますので、職員定数に入る常勤職員につきましては、他部署との調整を行う必要があると考えてございます。

- 18番（松川峰生君）今、課長の答弁でなかなか、常勤ということが条件であるというふうにお聞きしました。

そこで、もしその採用に至った場合、この交付金。上限、どこまで金額が今提示されているのですか。

- 企画部長（工藤将之君）お答えいたします。

現在、議員御紹介の制度につきましては、特別交付税が措置されるというお話はいただいておりますけれども、現時点では、制度設計が、詳細についてはまだ通知がございませんので、それが改めて通知がありましたら、改めて検討したいと思っております。

御承知のように特別交付税は、ルール分とその他の分がありまして、このマネージャーの分が、恐らくルール分に該当すると思うのですが、よく特別交付税は、言葉は悪

いのですけれども、ちょっとつかみ部分があるのではないかというふうに言われておりまして、特に別府市は競輪事業を行っておりますので、特別交付税に関する省令によりまして、競輪事業の収益分が控除されるという規定もありますので、その辺の財源措置も踏まえて経費については考えてまいりたいと考えております。

- 18番（松川峰生君） 今、部長から答弁をいただきました。説明の中で、交付金の中で大型で来るので、この部分がこういう部分のあれですよということがないということですね。これから制度設計が出てくるだろうという中で、ただ1つだけ私が心配することは、今回この防災に対する専門員というのは、一般枠と別に考えないと、市民の生命・財産、そして何かあったときに誰がどう指揮するのか。例えば先ほど言いましたように何かあった、これを知事さんに言うのか、いや、これを市長が直接事務当局に言うのか。そのときの判断を誰がアドバイスするのか。市長が自分で考えて、自分の意思で言うのだろうか。ここまでだったらどうだろうか。そういう状況が、もしかしたらあり得るかもわかりません。それを踏まえた中で、もちろん今、課長や部長が答弁した適正化もあり、また交付金の中身についてもまだはっきりした部分がない、そのようにおっしゃることも、私個人は理解ができます。しかしながら、今申し上げましたように、この問題、この専門員については、その枠を超えて議論していただくということがとても重要ではないかなと思いますけれども、市長はどのようにお考えですか。

- 市長（長野恭紘君） お答えいたします。

市民の安全・安心を守る、命を守るという観点から考えましたときに、危機管理専門員としての自衛官のOBの皆さん方の雇用というのは、非常に有益であるというふうに私個人も考えておりますし、また別府駐屯地があるという関係から、先ほど議員御指摘のように、もしものときに、災害が起こったときに迅速に動くという面に関しましても、非常に有益ではないかというふうに思っておりますので、今後前向きに検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

- 18番（松川峰生君） 先ほども1市紹介しましたがけれども、愛知県的美浜町長、美浜町。ここの町長さんがこのように書いております。「災害対策にかかる専門的・総合的な知識を有する人材、一般的な地方公務員では得られない知識と経験の蓄積、こうして経験を踏まえた防災官として防災教育などを担当していただき、非常に好評を得ている」ということであります。ぜひ、今、市長が答弁いただきましたように内部でしっかりとまた協議をしていただきたいとお願いして、この項の質問を終わります。

次に、公共施設マネジメント計画について質問をさせていただきます。

全国の自治体もそうですけれども、昭和40年から50年に、高度成長期に急激な人口増等をふまえて、社会構造の変化におきまして、いろんな公共施設が建てられました。これらの施設がもう30年以上経過し、その多くが大規模改修、あるいは建てかえなどの必要性に今迫られているのが現状であります。

別府市も例外なく、別府市の公共施設は、総面積約50万平方メートル、施設数385、棟数841。この数字は、全国の平均よりも上を行っております。その中でも施設が建設から30年以上経過し、多く大規模改修や建てかえが迫られている施設があるのが現状であります。この中で将来を見据えた対策が必要とされますが、現在、市の維持更新計画の進捗状況はどうなっていますか。

- 財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

別府市では、別府市で取り組んでおります公共施設マネジメント計画につきましては、市が保有する施設についてさまざまなデータを収集し、本年4月に別府市公共施設マネジメント計画基本方針を公表いたしました。この中で施設にかかる総コストを今後30年間で30%以上圧縮するという目標を設定しております。今後は、施設の種類ごとに管理運

営方針を定めた後、施設の復号化、統廃合についての適正化計画を立案する予定でございます。

- 18番（松川峰生君） 今、答弁いただきましたけれども、大変厳しい状況であることは事実であります。

そこで、基本方針において、今後50年で約2,220億円の維持・更新費用が必要とされています。1年当たり約45億円。本市の過去5年間、平成20年から24年度の公共施設にかかる投資的経費の事業ベースの平均が約18億6,000万円で、現状の施設を維持管理するには、とても厳しい状況であると思います。今後は、この施設の統廃合など総コストを圧縮していくか、施設の延命措置や劣化した施設をどのようにしていくかが問われるところでありまして、今後、この施設をどのように整備していくか、優先順位を確定していく必要があると思いますが、今、この優先順位、その他について内部でどのように協議をされていますか。

- 財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

まだ計画の途中でございますので、どの施設をどうするかという具体的な計画は、これからでございます。マネジメントの基本方針で示しました4つの方針、施設の有効活用、施設の長寿命化、施設の維持管理費用の縮減、施設の再編と圧縮にのっとりまして、今後、優先順位の設定をしていきたいと考えております。

- 18番（松川峰生君） まだはっきり決まっていないということですが、しっかりとこの辺のところも協議をしていただいて優先順位そして統廃合を含めた中で、またいい形をつくっていただきたい、そのように考えております。

今後策定する適正化計画においても、施設の統廃合について検討するということから、今後、ぜひ建てかえ、修繕、大規模改修する施設も決定していくことになると思いますが、その点についてはどのようなようですか。

- 財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

施設の統廃合につきましては、現在、対象施設を選定中でございます。具体的な施設については、まだ決まっておりません。

施設運営の基準でございますけれども、損耗が激しく、利用状況も芳しくない施設につきましては、廃止を検討することになるかと思っております。また、その場合でも、施設で行われていた行事等につきましては、ほかの施設で使用できるように検討したいと考えております。

また、修繕、大規模改修、建てかえの対象施設の決定もこれからでございますが、基本的には施設の損耗が大きくなる前に適切な改修を施すことで予防保全に取り組み、施設の長寿命化を目指したいと考えております。そして、建てかえや改修をする場合におきましても、原則として施設の単独での建てかえや改修は行わず、ほかの施設との複合化を基本にしたいと考えております。

- 18番（松川峰生君） 執行部のほうから「別府市公共施設マネジメント基本方針」という冊子を昨年いただきました。この中で公共施設にかかる修繕費等の推移ということで、どういうところを見ていくかというふうなものが書かれております。その中で、現状どおり存続、それから他用途、機能の受け入れ、集約か複合か、用途移転の検討、廃止という5項目が上げられています。そのあたりの内容について書いてはありますが、それはもう課長もお持ちだろうと思っておりますので、それを踏まえながら検討の材料にさせていただくということをお願いしたいと思います。

その中で特に大きな問題は、この別府市、今私たちがいるこの庁舎でございます。この庁舎、昭和60年に旧庁舎から現在の場所に建設されて、もう30年が経過していると思っております。この建物外部の劣化や、あるいは設備の耐用年数の大幅経過によるふぐあいなど、

徐々に目立ち始めているのが現状だと思いますが、私が今特に危惧しているのは、建物の老化はもちろんですが、この庁舎の内部の、つまり職員、来庁者の健康に大変影響のあるアスベストが入っているというふうな話も聞きましたけれども、その調査についてどのようになっていますか。

○総務部長（豊永健司君） お答えいたします。

本庁舎のアスベストにつきましては、平成17年8月に国からの調査依頼に基づき調査をしているようでございます。当時の記録によりますと、2階、3階の天井裏、それと地下の機械室の3カ所を調査いたしまして、2階、3階の天井裏でアスベストの含有を確認しております。

また、平成25年度には長寿命化計画作成のために、再度本庁舎の建材詳細調査を実施しております。その結果、アスベスト含有建材につきましては、本庁舎全体で使用されていることが確認されております。

○18番（松川峰生君） 今、部長の答弁で、この庁舎にアスベストがあるということ、それから平成17年、25年の2回で調査が行われたということは、全く知りませんでした。それにもかかわらず、まずは議会に報告もないし、また公に公表もされていません。これは大変な問題で、遺憾であると思います。しかしながら、実際、そういう今答弁の中で、この建物にアスベストがある。この件についてはなかなか、今後どのような取り組みをしていくのか、後ほど市長に聞きたいと思っておりますけれども、今私たちがおるこの議会棟に、アスベストはありますか。

○総務部長（豊永健司君） はい、議会棟におきましても、使用されております。

○18番（松川峰生君） この……（発言する者あり）下を向いて言います。このアスベスト、健康被害はないのですか。

○財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

庁舎の22カ所で浮遊粉じん濃度の測定を行ったところ、すべての箇所で定量下限0.5以下であることを確認しておりますので、人体に与える影響は低いということでございます。ただ、この定量下限0.5以下といたしますのは、1リットルの空气中に繊維の本数が0.5本以下ということでございまして、分析機関が測定できる最下限値を意味しております。また、この調査につきましては、25年度以降毎年実施をしております。

○18番（松川峰生君） もともと私もこのアスベストというのはどういうものかというのは、中身については詳しくは知りませんが、発がん性があるということで一時大問題になりました。もちろん、恐らくアスベストを調べるためにこの状態では、調べた方はできなかったと思うのです。多分防塵服とかそういう状況の中で、直接調べる方はそういう形で調べたのではないかなと思います。

今後、この庁舎には多くの市民、またほかの方たちが集まる場所であります。何かがあったら避難場所になる可能性もあります。そういうところを、このアスベストは持ったままでもいいのかどうか。私は、これは検討すべきではないかなと思いますけれども、市長は、どのようにこの件についてはお考えですか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

この庁舎にアスベストが使用されているということ、私が市長就任後、私もそういううわさを聞いておりましたので、調査をしましたところ、既に2回にわたってこのアスベストの含有の調査をしているということでございました。しかしながら、それが公に公開を、公表されてこなかったということに関しましては非常に、いろんな理由があったのだとは思いますが、私としては、これは行政としては許されることではないというふうに思っております。

ということで、しっかりと今後、市民の皆さん、また職員もそうですが、含有量が今即

座に健康被害はないというものの、早急にこの件に関しては検討してまいりたい。時間もかかりますし、費用もかかります。相当数の時間と費用がかかるということは、もうわかっておりますが、その間庁舎をどうするのか。仮移転、本移転をするにしても、機能を分散するようなことになる可能性もございます。大変に重要な問題だというふうな認識を持っておりますので、もう既に職員には、1月には委員会を立ち上げて、専門の皆さん方をお招きした中でしっかりとその善後策について検討するように、そしてまた本年度いっぱいまでに今後の検討を、今後の方針をしっかりと出すようにということで指示をしているところでございます。

- 18 番（松川峰生君） スピード感を持って市長がやってくれるということなので、この問題は、今、課長から答弁がありましたように、直接今時点では害がないということですが、これを保障することはできないのですよね。もしなったらどうするのかということが問題なのです。それを踏まえた中でしっかりと市長を中心に新しい形、どのような形、どういうふう将来この庁舎を考えていくのか、しっかりと御答弁をいただきました。その中で早目にスピードを出して、今年度中という言葉も市長が述べられましたので、できるだけ早く方針を決めていただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、別府市の債権管理の一元化についてであります。

私がこの質問を出した理由は、今、別府市の中の、後ほどまた御答弁をいただきますけれども、それぞれ債権を抱えている課がたくさんあります。それをそれぞれの課で管理しています。これを一元化、別府1つで形をつくって管理するというこの質問でありますので、そういうことに基づいて答弁をいただければと思います。

まず、財政が厳しいのは、別府だけでなく多くの自治体に上げられています。特に今市税や市税以外の未収金は積極的に徴収し、自主財源の確保が必要であります。本市の平成26年における収入未済金額は、約34億5,000万円となっております。これは、市税、国民健康保険の合計が、約25億3,000万円の収入未済額は、全体の約7割に達しております。平成26年度の不納欠損額は、約5億円と多額な公金が処分されています。税金等公金の徴収について、その目的や発生原因によって所管課がそれぞれ、先ほど申し上げましたように債権管理を行っているのが現状であります。考え方はそれぞれまちまちで、安定した財政基盤の確立を図る上で、債権の管理の適正化と公正かつ円滑な行政財政運営に資するため、ノウハウや情報の共有、法的処理の適正化を図る上、徴収債権管理条例を早急に作成し債権の管理を行うことが、安定した財政基盤の確立を図ることが重要な問題だと考えますが、どのように考えていますか。

- 政策推進課長（本田明彦君） お答えします。

人口減少それから地域経済の低迷といった、本市が直面する喫緊の課題を克服していくためには、10月に策定した総合戦略の施策を着実に実行して地方創生を実現していかなければなりません。こういった施策に取り組んでいくためには、施策全般にわたり積極的かつ大胆な見直しを行って財源を捻出していくことももちろんなのですが、市税を初めとした自主財源を確実に確保して、将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を確立することが、最重要課題だというふうに考えております。

- 18 番（松川峰生君） その中で自治体の財政管理の対象となる金銭債権はどのようなものがあり、どのような債権なのかお答えください。

- 収納課長（福澤謙一君） お答えいたします。

市の債権には、公債権、私債権があり、公債権については、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。

強制徴収公債権とは、公法上の原因に基づいて発生する公債権のうち、自力執行権のある債権であり、地方税法の滞納処分等により強制的に徴収できる債権です。

非強制徴収公債権とは、公法上の原因に基づいて発生する公債権のうち、自力執行権のない債権であり、民事訴訟法に基づき裁判所に支払い督促、訴えの提起等の手続をし、判決を受けるなどして債務名義を得た後に、裁判所に強制執行の申し立てを行うことで回収できる債権です。

私債権とは、契約等の私法上の原因に基づいて発生する債権であり、非強制徴収債権と同様、民事訴訟法に基づき裁判所に支払い督促、訴えの提起等の手続をし、判決を受けるなどして債務名義を得た後に、裁判所に強制執行の申し立てを行うことで回収できる債権でございます。

- 18 番（松川峰生君） 簡単に言いますと、公債権は、別府市の自力で徴収できるけれども、非強制徴収公債権と私債権は、裁判所の許可が要るということでいいですか。あ、いいです、はい。

その中で具体的にこの強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権とは、どのようなものがあるのか、具体的にお答えください。

- 収納課長（福澤謙一君） お答えいたします。

市の債権のうちの一部でございますが、強制徴収公債権には、市税、下水道使用料、保育所保育料等があり、市税は収納課、保険年金課、下水道使用料は下水道課、保育所保育料は児童家庭課が担当課であります。

非強制徴収公債権には、幼稚園保育料、生活保護費返還金等があり、幼稚園保育料は学校教育課、生活保護費返還金は社会福祉課が担当課であります。

私債権には、水道料金、市営住宅使用料等があり、水道料金は水道局営業課、市営住宅使用料は建築住宅課が担当課であります。

- 18 番（松川峰生君） 平成 26 年度における債権別の収入未済額は、どのくらいありますか。

- 収納課長（福澤謙一君） お答えいたします。

債権別の収入未済額は、これは収納課において試算した数字でございますが、強制徴収公債権が 27 億 3,128 万 634 円、非強制徴収公債権が 7,792 万 8,027 円、私債権 3 億 7,842 万 9,362 円、計 31 億 8,763 万 8,023 円となっております。これは、水道料金を除いた額となっております。

- 18 番（松川峰生君） 水道局長、水道料金の不納欠損額は、平成 26 年度幾らですか。

- 水道局営業課長（後藤孝雄君） お答えします。

平成 26 年度決算におきます不納欠損額は、334 万 587 円となっております。

- 18 番（松川峰生君） 平成 26 年度に水道料金を除いた債権別の不納欠損額は幾らですか。

- 収納課長（福澤謙一君） お答えいたします。

債権別の不納欠損額は、これも収納課において試算した数字でございますが、強制徴収公債権が 4 億 9,008 万 3,590 円、非強制徴収公債権が 898 万 7,347 円、私債権についてはございません。計 4 億 9,907 万 937 円となっております。

- 18 番（松川峰生君） これからの質問が大事なのですが、問題は、不納欠損に至るまで、恐らくどこの自治体もそうですけれども、すべて法的ルールにのっとってやっていることだろうと思います。しかしながら、本市において、先ほども言いましたように、不納欠損額が余りにも多過ぎる。今、市長がいろんな事業をやっているとしていいます。また、税収もこれから伸びることは、大変厳しいものがあります。その中で毎年これだけの金額が、不納欠損で飛んでいく。もちろん職員の方も一生懸命頑張っておられますけれども、依然としてこれだけの額が不納欠損として処理されています。

そこで、この不納欠損に至るまでの滞納者の対応、どのように周知をしているのかお答えください。

- 収納課長（福澤謙一君） お答えいたします。

市税においてありますが、滞納者については、まず段階に応じて催告を送付し、滞納税額をお知らせしながら、納税が実行されるための交渉を綿密に行い、その上でもなお納税に至らない場合は、税徴収権の消滅時効の完成を阻止するため、督促、分納誓約、交付要求、差し押さえ等による時効中断措置を個々の状況に応じて適切に行っているところでございます。その間、動産、不動産等あらゆる財産調査を実施した上で、地方税法第15条の7に該当することが明らかになった場合、滞納処分の執行停止を行い、その後に不納欠損処理を行うこととなっております。不納欠損処理は、債権放棄につながるものでございますので、安易に処理するべきものではなく、十分な調査を行った上で、やむを得ないものに限り行っているのが現状でございます。

- 18番（松川峰生君） 一応ルールにのっとってそれぞれ滞納処分している現状であります。答弁ですけれども、きょう、首藤議員からもお話がありましたように、先般の決算特別委員会委員長報告の中で、このように委員長が報告しています。「市税の収納率は上昇していますが、収納額は減少しております。今後の市税収入の増加が見込めない中で税外収入の確保を行うことが重要であると考えます。住宅使用料、各負担金等の収納率の向上を図り、収入未済額を減少させることが必要である」、このようにうたわれています。しっかりとこういう決算委員会のことをその場だけではなく、これも踏まえて検討していただきたいと思っております。

そこで、その中で自治法の第240条2項の規定の意義というのがあります。それでこのようにうたわれています。「自治体が扱う債権について、滞納問題が発生した場合は、自治法240条2項の規定により、首長は、まず督促をし、その後に強制執行、その他、その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならない。この行為は、長の自由裁量行為ではなく、この規定は、首長を初め債権を管理する職員にとって非常に重要な規定です。この規定は、長等が無視し、差し押さえをするべき財産があるのにもかかわらず強制徴収等せず、時効期間が満了し、不納欠損した場合には、公金の賦課、徴収を怠る事態、あるいは財産の管理を怠る事態として住民監査請求、住民訴訟が提起され、長等の個人責任が追及されることがあります」とうたわれています。それだけ重要なことであります。それを踏まえて、さらなる取り組みをお願いしたいと私は考えております。

そこで、この市税や市税以外の公金の未収金を積極的に減らし、先ほど申し上げましたように自主財源の確保、税の負担の公平性の確保を図るために、私は、公金の徴収について、徴収業務の一元化の検討をするべきではないかなと思っております。以前、この一元化を別府市で取り組むよううわさがありました。その中身について、実態を私は知りませんが、お話を聞いたので、政策推進課長、その点、もし知っているところがあれば、以前どういうことがあったのか教えてください。

- 政策推進課長（本田明彦君） お答えします。

課税、納税、収納の業務について、市全体としての集約を図るため、総務部に当分の間、税務担当部長参事を置く、納税課を「収納課」に名称変更し、税のみならず使用料等も収納できるように検討する、生活環境部の保険年金課を総務部に統合し、税部門の一元化及び課税・納税業務の効率化を図る、業務の一部は、それぞれ課税課、納税課に委託または移管を推進するといった内容の機構改革が、平成20年4月1日に実施をされております。

- 18番（松川峰生君） 大変急に課長に調べていただいて、この件については御苦勞をありがとうございました。

今、課長から答弁いただきました。そういう状況もやはり取り組もうという姿勢は、本市にもあったようにうかがわれます。しかしながら、先ほど私が申し上げましたように、さらなる徴収の強化を図るためにやはり一元化が必要ではないかと思っておりますが、今回新しく就任された伊藤参事は、どのように考えますか。

○総務部参事（伊藤 守君） お答えいたします。

先ほど議員からの御説明もありましたが、決算特別委員会委員長報告でも御指摘を受けております。それから、市の金銭債権の現状も先ほど議員のほうから御説明がございました。財政の健全性と市民負担の公平性を確保するためにも、歳入確保への取り組みを適正に行っていかなければならないと考えております。そのためには、どの債権がどの法の適用を受けて管理されるのかということを知らないと、その管理もできないということになりますので、まず債権分類表を作成いたしまして、その上で例えば市税等の徴収事務研究会のような全庁横断的な組織を設け、それぞれの債権管理の問題点をそこで洗い出し、全庁的に統一した債権管理マニュアルなどを構築し、先ほどから言われております債権管理の一元化を図る方法がいいのか、各課にフィードバックする方法など、ノウハウの蓄積や共有化の仕組みとして最適なものを今後選択する必要があると考えております。

○18番（松川峰生君） 債権には、本当に見たらたくさん種類があつて、こんなにあるかな、私自身もびっくりするぐらい。例えば、教育委員会であれば給食費とか、そういうのも含まれているだろうと思います。総合的に見てどこかが大きい、きちっとしないと各課がばらばらでは、絶対にこれは前に進みません。そして、少しでも徴収率を上げて不納欠損が起らないようにしていただくことが、一番重要ではないかなと思いますけれども、最後になりますけれども、この今後について、今後どのようにやっていくのかということについて、阿南副市長から答弁いただければと思います。

○副市長（阿南寿和君） それでは、お答えいたします。

厳しい財政運営を迫られている中で歳入の確保を図ることは、大変重要な課題だというふうに認識をしております。

私債権の回収につきましては、安定的な自主財源の確保という点からも、債権所管課だけでなく全庁的に取り組むべき問題であると考えております。議員御提案の一元化ということも考慮しながら全庁的に協議を行い、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

○18番（松川峰生君） 民間では、利益が出ているのに倒産という話があるのですよ。それは、ほとんど売掛金でやられます。行政は、倒産することはないと思います。だからこそ皆さんが、貴重な税金を払っていただいて、その税金、ほとんどの方が公平で、税金を払っていただいています。中にこの未済額、すべてではないのですけれども、やはりそれの一つ一つを行政が大事にいただいて、市民の皆さんに、こういうことから公にできる不納欠損でなければいけないと私は考えております。もちろん市長初め担当部局の方たちも御努力いただいていると思いますけれども、これからも積極的にこの一元化を目指して、そして一元化になるようお願いして、私の一般質問を終わります。

最後になりましたけれども、今回初めてこの問題に取り組んで、大変担当参事それから政策推進課長、それから収納課長には、いろんなことを教えていただきました。私自身も今回勉強になりましたこととお礼申し上げます、質問を終わります。

○6番（三重忠昭君） 昼食をとってちょうど、1時間近くたちました。だんだん皆さんのまぶたが、重力に逆らえなくなっているのかなというふうに思っていますけれども、それでは、早速子どもの歯と健康、それからフッ化物洗口導入の動きについての質問に入りたいと思います。

まずその前に、市長、それから教育長、お昼御飯を食べた後は、歯磨きをされましたか。答弁はされなくていいです。歯磨きはとても大事なことで、虫歯予防にぜひ歯磨きをしましょう。

それでは、健康づくり推進課のほうに質問をさせていただきたいと思います。

まず、虫歯の現状それから推移はどのようになっているのか。減少傾向にあるのか、そ

れともふえているのか。その答弁をお願いします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

別府市におきます1歳6か月児及び3歳児健診での虫歯の保有率でございますが、年々減少してきております。

○6番（三重忠昭君） 年々減少傾向にあるということですね。それでは、その虫歯予防の取り組み、それから効果についてはどのようにになっているのか、答弁をお願いします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

市民の健康づくり計画、湯のまち別府健康21における歯科分野では、幼児健診における虫歯保有率の減少、フッ化物塗布・洗口の普及啓発、口腔ケアの普及啓発を目標に掲げ取り組みを進めております。具体的には乳幼児健診における啓発、歯科衛生士による個別の歯磨き指導や食生活指導、また妊婦さんへの口腔ケアに関する啓発等を行っております。

生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより、健やかで楽しい生活を過ごそうという「8020運動」の推進によりまして口腔ケアの意識の向上、幼児の虫歯の保有率の減少など、取り組みの一定の効果が出ていると考えております。

○6番（三重忠昭君） ありがとうございます。口腔ケアの意識の向上、それから幼児の虫歯の保有率の減少ですね、そういうものは一定の取り組みの成果が出ているということで、これはまたこれからも一層引き続き頑張っていたいただきたいなというふうに思っています。

その今、課長のほうから説明がありました中での、2番目のフッ化物による虫歯予防の取り組み、これはどのように今なっているのかを、答弁をお願いします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

虫歯の予防には、歯磨き、食生活、そして歯の質を強くする方法としてフッ化物の利用が重要とされております。そこで、1歳6か月児の健診及び2歳児の歯科健診において、希望者に対しましてフッ化物塗布を行っております。また、別府市歯科医師会口腔保健センターでは、無料でフッ化物塗布を行っておりますので、乳幼児健診や赤ちゃん訪問などのときに適宜情報提供等を行っております。

○6番（三重忠昭君） この取り組みも、事前の打ち合わせで課長のほうからもお話を聞きましたけれども、1歳6か月健診それから2歳6か月健診、3歳5か月健診では、この塗布の実施はしていないけれども、年々やはりその情報提供それから啓発、これが広がってきちんとそこで行われているという、これも非常に評価できるものだというふうに思っています。

そこで、1つお聞きしたいのが、このフッ化物について、専門家の中でもいわゆる安全性、それから薬の有効性ですね、そこら辺について賛否両論があるということは、担当課としてそこは存じ上げていますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

フッ化物の応用につきまして、専門家の中でも否定的な意見があることは承知をしております。また、医学情報の信頼性に関しましては、日本での歯科分野の専門学会では、フッ化物の応用を推奨しております。

○6番（三重忠昭君） それでは、健診の受診率それからフッ化物塗布の実施状況、このところの説明をお願いします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

別府市におきます幼児健診の受診率は、1歳6か月児健診、3歳児健診では約95%、2歳児歯科健診の受診率は約80%と、ここ数年上昇しております。

フッ化物塗布の実施率も、年々増加しておりまして、健診受診者の60から70%の方が受けておられます。健診での塗布を希望しない方の理由といたしましては、既に歯科医院

でフッ化物塗布を受けているからという方が多いようです。

- 6番(三重忠昭君) ここでもきちんとやはり受診率を含めて上昇している、受けている人が多いということで、大変評価ができるものだというふうに思っています。

私どもにもこの資料というか、冊子が届いていますけれども、この「湯のまち別府健康21」、この計画における歯の部分、それから食べるところに掲げる目標の進捗状況と今後の取り組みについて説明をお願いします。

- 健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

市民の健康づくり計画「湯のまち別府健康21」、現在は第2次計画として引き続き健康寿命の延伸のために取り組みを進めております。歯の領域では、う歯保有率の減少、定期的なフッ化物塗布の増加、仕上げ磨きをしている保護者の割合の増加等が見られます。また、児童生徒においても、1日2回以上歯を磨いている人は、調査対象学年のすべてにおいて増加をしております。青壮年、高齢期におきましては、定期的な歯科健診を受ける人の割合が増加をしております。以上のような状況から、計画推進の取り組みは効果的であったと考えております。また、かむことは、食べることと密接に関係をしており、歯の健康の維持には欠かせません。両方の領域を総合的に推進していきたいと考えております。

現在の子ども、そして将来の大人の健康、生活の質の向上を願って、虫歯予防にこれからも取り組んでいきたいと思っております。

- 6番(三重忠昭君) ありがとうございます。課長から答弁をいただきましたけれども、3歳児健診の時点でも仕上げ磨きをしっかりとしている保護者の割合も非常に高くなっているということ、それから、子どもたちにおいても、1日2回以上歯を磨いている人、これはいわゆる小2、小5、中学、高校、調査対象学年すべてにおいて増加をしているということですね。それから、また青壮年、高齢期においても定期的に歯科健診を受ける人の割合が増加をしているということ、目標達成をしているということ。これは、やはり健康づくり推進課の努力によるものであるなというふうに、大変評価をしています。

それとあわせて、最初に、これは乳幼児の部分でも虫歯の減少の数を聞きましたけれども、私が今手元に持っている資料、それから、また後でいずれスポーツ健康課のほうに聞きますけれども、全体的にやはり今虫歯の数はどんどん減っているという、そういう状況であろうと思います。また、細かく乳幼児健診のときにもしっかりとこの健診の中で仕上げ磨きの重要性をお母さん方にちゃんと伝えられているというお話も聞かせていただきましたし、とてもいいことだなというふうに思っています。

この食べることについては、子どもたちにとっては、またこの後スポーツ健康課のほうでも触れますけれども、学校のほうでいわゆる給食が行われているということで、そこで栄養のとれた、またその給食を通じて食育がちゃんと行われているという、そういう状況ではなかろうかというふうに思っています。

それでは、そのまま、では続いて同じ内容・中身でスポーツ健康課のほうに質問をしていきたいと思いますが、済みません、健康づくり推進課の課長のほうも、ちょっと済みません、このまま議場に残っていただきたいと思えます。

まず、12歳児の別府市の虫歯の本数、それから全国、それから県の推移を聞かせてください。

- スポーツ健康課長(溝部敏郎君) お答えいたします。

虫歯の本数については、平成24年度は、全国平均が1.10本、県平均は1.83本、別府市平均は1.63本。次の年の25年度は、全国平均1.03本、県平均1.74本、別府市の平均は1.62本です。そして昨年度平成26年度は、全国平均が0.99本、県平均は1.53本、それに対して別府市平均は1.04本でございます。

- 6番(三重忠昭君) はい、ありがとうございます。ここもきちんと成果が出て虫歯は減っ

ているということ、別府市平均 1.04 本、県の平均が 1.53、全国平均が 0.99、もう県平均を一応別府は上回っているということですね。それから、全国平均とくらべても 0.05 本ということですから、もうほぼないに等しいというふうに解釈してもいいのではないかなというふうに思っています。

それで、先ほど健康づくり推進課の課長の答弁の中にもありましたけれども、湯のまちけんこうパーク、そこの下のほうですね、そこの口腔センターのほうで歯科医師会の方が、虫歯予防に対しての事業をさせていただいているというふうにさっきおっしゃっていましたが、どのような事業が行われているのか。それから、その受診率ですね。そして、保護者に対してどのようなお知らせをしているのかをお伺いしたいと思います。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

湯のまちけんこうパークで実施していますフッ化物塗布は、別府市歯科医師会の皆様が、無料で塗布をしている事業でございます。スポーツ健康課は、その中の児童分について委託契約をしております。平成 25 年度の塗布を実施した児童は 184 名、26 年度で 197 名でした。市民の皆様への周知については、4 月の市報や、歯と口の健康週間の際に周知しているようです。

○6 番（三重忠昭君） 非常にありがたい取り組みであるなというふうに、私は思っています。4 月に市報や、歯と口の健康週間の際に周知しているということでしたけれども、やはりこれを広く周知していくことも必要ではないかなというふうに思っています。

そこで、教育委員会として、これはスポーツ健康課の管轄になると思います。学校での食育、それから歯磨き指導、そういったものはどうなっているのか。また、給食の実施率、これは今全国的なものですよね、給食の実施率、それから、その給食の目的を一度ここで教えていただいてもよろしいでしょうか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

まず、食育の指導につきましては、各教科や給食の時間など学校教育活動全体において計画的に行っています。また、指導に際しては、担任だけではなく栄養教諭や学校栄養士を活用しての食育授業も行われるようになっていきます。

次に、歯磨き指導につきましては、幼稚園ではほとんどの園が、給食後に毎日歯磨きを行っており、基本的には担任が磨き方を指導しています。小中学校などでは、児童生徒の委員会活動とも絡めて保健委員会が開催する保健集会などで歯磨きの大切さを周知する活動をしています。実際に学校で歯磨きを行っている児童生徒もいるようですが、全員ではなく、自発的に行っているというのが現状のようです。

また次に、学校給食の実施率につきましては、全国の義務教育諸学校において約 96% ほどになっています。開始当初の給食の目的は、戦後の食糧事情がよくなかったので、子どもたちに食事を提供することが目的で始まったようです。

現在の学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のため、適切な栄養摂取ができるようにという理念のもと、食育を含めた食の重要性についても学ばせるものとなっており、日本国内の義務教育諸学校における教育の目的を実現するために普及・実施していくようになっていきます。

○6 番（三重忠昭君） はい、ありがとうございます。これ、学校給食は、たしか全国的には昭和 25 年でしたかね、25 年から始まったと思うのですけれども、別府市は多分 1 年おくれて 26 年というような記憶をしていますけれども、この学校給食、当初の目的は、戦後の食糧事情がよくなかったので、子どもたちに食事を提供することが目的で始まったようですし、今は心身の健全な発達のために栄養摂取ですね、また、それから食育を含めた食の重要性についても学んでいるということでした。これ、確かに、私も子ども

が2人いますけれども、私、子どものころは学校給食が大変好きだったので、子どもに、帰ってきたら「きょうの給食何だった」と聞くのです。そうしたら、「おいしい、おいしい」と言うときもあれば、「まずかった」と言うときがあるのです。ただこれ、私は、このまずいということは、ある意味ではいいことだなと思っているのです。ある意味「ほめ言葉」と言ったらおかしい、いいことだなと思います。結局子どものおいしい・まずいというのは、ある意味自分が好きか嫌いかという、そこではないかなと思うのです。同じ給食でも、うちの長女のほうは「好き」と言うけれども、下の長男のほうは「嫌い」と言う。話を聞いたら、ああ、おまえの好きなやつだな、おまえの嫌いなやつだなという感じなのです。でも、それは結局、嫌いなものでも食べざるを得ないというか、そういう学校給食のそこによさがあるのかな、そういうところでまた食育なんかということも非常に生かされているのかなというふうに思っています。

それで、もう1つ追加として、現在、学校でこのフッ化物洗口を、先ほど健康づくり推進課のほうでの虫歯の取り組みの中でフッ化物洗口、フッ素を使った取り組みというようなこともありましたけれども、このフッ化物洗口が、今全国でどのぐらいの数行われているのか、パーセンテージもわかれば教えてください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

集団フッ化物洗口の実施状況でございますが、47都道府県で1万287施設、104万4,254人が実施をしております。実施率は約15%でございます。

○6番（三重忠昭君） このフッ化物が、フッ素を用いた虫歯予防、これ、健康づくり推進課の課長とのお話の中で、約60年前でしたかね、60年ぐらい前からこれが虫歯予防にというような話も出ているらしいですね。今のやりとりでちょっと私がふと思ったのが、学校給食は始まって64年、64年ぐらいになるのですか、昭和25年ですから、64年ぐらいになるわけですね。それで、もう学校給食の場合は96%、ほぼ全国に普及しているということ、それからフッ化物の洗口に関しては15%の普及率ということ。では、虫歯の数は今どうなっているかといったら、減っていつているわけですね。

課長、そう考えたら、課長としたら、どうそれについて考察がありますか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

推移を見てみますと、平成26年度、昨年度は減っているのですけれども、その前の25年度等については、まだかなり虫歯が多いということでございますので、このフッ化物洗口等については、まだかなり虫歯が多いということでございますので、このフッ化物洗口等については、より虫歯が減るのではないかと考えております。

○6番（三重忠昭君） 多分そういう答弁が返ってくると思ったのです。それは、やはりこれから教育委員会がフッ化物洗口を学校に入れていこうとしている、今動きが出ているわけですね。だから、やっぱりそうだと、私はそうは普通に考え……、普通、これは私の普通と、普通というのが、どこが線引きかわかりませんが、私はやっぱりそうは思わなかったですね。学校給食はこれだけふえて、食育、しかもさっきの答弁の中では、今、別府の幼稚園のほとんどで給食後歯磨き指導をしているのですよね、歯磨きもやっている。学校では、まだ歯磨きはそこまでやっていない、自発的にやっている子が多いと。だけれども、先ほどずっと聞くと、虫歯はもう確実に減っていつているわけです。フッ化物洗口を入れていないのですよ、入れていないで減っているのですよ。だから、そこはまたいろいろな考えをやっぱり検証も必要ではないかなと私は思っています。

そこで次の質問に入りますけれども、今はもう私もちょっと話の中で言いましたけれども、先ほど健康づくり推進課の課長のほうにも聞きましたけれども、このフッ化物洗口に対して、先ほどと全く同じ質問です。その安全性とか有効性ですね、確かにフッ化物洗口は、虫歯にいいというふうなことを言っている先生もいらっしゃいます。また、その反対にやっぱりちょっと否定的な専門家もいるということですから、それについては、課長は、そ

のことは知っていますか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えします。

よく知っているつもりです。

○6番（三重忠昭君） それでは、そのメリットとデメリットを教えてくださいませんか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

メリットにつきましては、虫歯が減り、歯の健康を守れることだと思います。逆にデメリットについては、これは薬品ですから、取り扱い等の安全対策を十分にし、細心の注意を払う必要があると考えています。

そして、今、議員も言いましたように、専門の歯科医でも、フッ化物洗口の安全性や有効性がやっぱり分かれているというのも承知しています。

○6番（三重忠昭君） そういうことを承知しているという状況で、それで今、教育委員会は、このフッ化物洗口をどのように実施していこうとしている計画なのか、そこを答弁をお願いします。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

文部科学省から、まず県の教育委員会へフッ化物洗口を実施するようという指示がありまして、それを受けて別府市としては、虫歯検討委員会で方向性を決定しました。その内容は、来年平成28年1月より公立の幼稚園で水うがいの練習をさせまして、2月よりフッ化物洗口をスタートする計画です。平成28年度より幼稚園と小学校1年生というように継続していきまして、今後小学校全学年で導入する予定でございます。この実施については、あくまでも希望者のみとさせていただきます。

○6番（三重忠昭君） 一応今、計画の予定をお聞きしましたけれども、これ、もし実施された場合、すべての責任はどこにありますか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

すべての責任は、別府市教育委員会でございます。

○6番（三重忠昭君） このフッ化物洗口に対して、これ、恐らく国それから県、そういう形で別府のほうに、各市町村のほうにもおりてきているというふうに私は認識をしているのですけれども、それに対して、多分県のほうからは、ちゃんと順序立ててやりなさいよというような、多分そういう指示が来ていると思うのです。たしか8個ほどあったと思うのですけれども、もちろん最初の啓発から始まって、関係者との理解とか合意とか、それから教職員、現場の学校でやるに当たっての説明・理解とか、当然これが一番重要になりますけれども、保護者ですね、親への説明。こんないろんなステップを踏んでいくようになってきていると思うのですけれども、そのステップを踏まえているのかというのをちょっと答弁していただけますか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

県の教育委員会が出されています、今、議員がおっしゃった学校における虫歯予防の手引き、これが8カ所、8個あります。その中で、フッ化物洗口を始めるまでのステップとして明記されてものと捉えております。このスポーツ健康課は、これを踏まえて保護者や学校関係者への周知や啓発、意見交換などを実施しています。

○6番（三重忠昭君） この中で幾つか本当に大事なステップがあろうと思うのですけれども、まずやっぱり実施するに当たって、学校からどのような、どう言ったらいいのですかね、実施するに当たっての要望というか、不安というか、どういった意見が多かったのか、そこを聞かせてください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

学校関係者からいただいた多くの意見は、誤飲・誤嚥があった場合の対応や保護者への周知についてなどが多く寄せられました。誤嚥については、器官に詰まるというようなこ

とでございます。

- 6番（三重忠昭君） やはり学校の先生が、たくさんの子どもを預かる、そういう中で、一応今、教育委員会が言うのは、幼稚園からスタートすることですから、幼稚園はやっぱり大変小さいですから、小さな子どもですから、なかなか大人の思いとは違うというか、突拍子もない動きとかもやっぱり当然するわけですから、なかなか難しいのかな。やっぱりそういう意味で間違っただけで飲んでしまったとか、器官に入ってしまったらむせてしまうとか、いろんなそういうことがやっぱり起こり得る、非常に高い確率で起こり得ると思うのですね。さらに言えば、この保護者への周知、やっぱりここら辺がきちんとできているのかというのは、当然人の子を預かる立場としては、大変心配になるかと思っています。

その不安になっているそういう上がってきた意見に対して、教育委員会はどのように回答したのかを教えてください。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えをいたします。

誤飲や誤嚥があった場合については、様子を観察すること、学校医と連携をとること、各学校で作成しています事故対応マニュアルに沿って実施していただくようお願いをしております。特に保護者への周知については、学校歯科医と各園にて今保護者説明会を実施しています。その中で御理解をいただくようにしております。

- 6番（三重忠昭君） やっぱり学校というのは、幼稚園児、先ほど言ったように小さい、そしてまた成長にも大きな差が子どもそれぞれあるわけですね。今後は広がっていくというような考えもお持ちになっているみたいですが、これ、皆さん当然御理解していただけたらと思いますけれども、これまでこの議会の中でもいろんな議員が、この議場の中で一般質問を通じてお話が起きていると思うのですけれども、やっぱり今、アレルギーを持っている子どもとか、ましてや仮にこれ、実施するようになったときに、その当日、もしかしたら熱を出してくる子もいるかもしれない、はたまたちょっと下痢をしてお腹が痛いという状態に来る子どももおるかもしれない、また頭が痛い、そういう子どももおるかもしれないし、場合によっては、やっぱり子どもですから、何か虫の居どころが悪くて突然、実際それをやるといったときに暴れる、ふざける、そういうことも考えられる。ましてや、今この別府の場合は、いわゆる外国にルーツを持った子どもさんも当然いるわけで、やはりその子どもたちに対する対応、やっぱりそういう、何というのですかね、実施するに当たっては何か幾つか、幾つかというか、かなりのやっぱり懸念事項というか、難しさがあるというふうに、率直に私は思っています。

ここから私がやっぱり一番大きな問題かなというふうに思っているのが、私も子どもが2人います。私は、今幼稚園児はいませんが、自分の子どもが仮に幼稚園児だとして、公立幼稚園がこういうことをやるというふうな説明があったときに、自分たちに対してやはりどこまできちんとした説明をしていただけるのかな、してほしいなというのが、これは親としての率直な意見なのです。

今、「インフォームドコンセント」という言葉をよく聞きますよね。これ、余り横文字を使うと意味がわからぬぞという、そういう声もよくこの議会の中で出ていたのですけれども、要は簡単に言ったら、いわゆる説明ですね、説明をしっかりと、相手に——受ける側ですね——やる側がきちんと説明をして、受ける側がそれに対して納得した上でどうするのか、そういうことがインフォームドコンセントだと思うのですけれども、このインフォームドコンセントをどのように行ったのかを教えてください。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

児童生徒に実施するに当たっては、その保護者から同意を得ることがまず必要です。市教委では、児童生徒の健康を一番に願う保護者が、自身の子どもに対して必要かどうかを考えてもらうことを重要視しています。

そこで、現在、市教委担当者と各幼稚園歯科医が、全園で保護者説明会を行っております。歯科医の先生からの専門的な説明を終えた後、質疑応答の時間をとっています。説明内容では必ずフッ化物洗口のメリット・デメリットを伝えまして、その情報を得た上で、保護者に自身の子どもさんに対する実施希望の有無を判断してもらうようにしております。このようにして保護者に可能な限り十分な説明をした上での同意を得るように努めています。

- 6番（三重忠昭君） これは最初の話に戻りますけれども、いわゆる専門家の中でも意見が分かれているということですね。それはもう健康づくり推進課のほうもそうだし、スポーツ健康課のほうも、それは承知をしているということ。これは、私なりに聞いた話です、私なりに聞いた話。これが、本当かうそかはわかりません、私なりに聞いた話。

例えばこの推進派、いわゆるフッ化物洗口に対して有効性があるのだよというお医者さんの話では、いろいろあるのですよ、いろいろある。ずっと言ったら、もうきょう、ちょっと時間がないですから、例えばやっぱり薬という部分で副作用とかいうのが、親として自分の子どもに対して心配になるわけですよ。これは、推進派の先生なんかは、副作用はあり得ないというふうに言っているのです。

逆に反対の人たちは、リスクをきちんと説明する必要がある、副作用のリスクをちゃんと説明する必要がある。例えばこのフッ化物についても、フッ素についても、これは自然界にあるものだから大丈夫だよということは、いわゆる推進という言い方が適切かどうかわかりませんけれども、そういう人もいるわけですね。

逆に慎重派の人たちというのは、自然に存在するから必ずしも安全だとは言えないよと。例えば昔、水銀やカドミウムとか自然に存在したものが、結局水俣病とかイタイイタイ病とかになって公害を引き起こしたのだ、人的被害を引き起こしたのだ、実際、関西の小学校のほうなんかでも斑状歯、そういう問題が発生したということも、これは自然界にあるものが原因でそういうふうになったのだよと。これ、私はわかりません、専門家ではないので、どっちが本当に正しいか、間違いか。ただこういう話があるのは事実。そして、それは承知をしているという。

それが、保護者に可能な限り十分な説明をした、今やっているということなのですけれども、これ、残念ながら私、いろいろ聞いてみたら、やっぱりされていないのですよ。ほとんどがやっぱり、先ほどの課長の答弁ではないですけれども、有効性を強調したやはり説明なのです。そして、最後に実は否定的な意見もあるのですよと、こういう説明がされているというふうには私は聞いているのですけれども、課長は、どのようにそこら辺は把握していますか。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

私も、幼稚園に保護者説明会のところで行って、実際に学校歯科医が説明する場面も見ましたけれども、一応プロジェクターを使いながらポイントを示しまして、やはり歯科医師会の先生方は、専門の先生ですので、フッ化物洗口のよさというところを重点的にお話をされています。ただ我々事務局としても、これは100%安全なものではないというところは、必ず保護者に伝えないと、さっきも言いましたように、そういう保護者がやっぱり理解をした上での実施ということを、事務局としても考えております。

- 6番（三重忠昭君） 課長、ここは個人的なやりとりでも結構なのですが、専門家である歯医者さんから「大丈夫」と言われた。専門家ではない人から「大丈夫ではないですよ」と言われた。それなら逆にしましようか、歯医者さんから「大丈夫」と言われた。そして、専門家ではないほうから「大丈夫ではない」と言われた。どうですか。どっちをやっぱり信用しますかね。（答弁する者なし）

ちょっと私の言い方が悪かったかな。いずれにしる……。ちょっと言い方を変えますよ。

専門家の中でも意見が分かれているのであれば、やはり「いい」と言っている先生から説明をしてもらって、なおかつ「悪い」と言っているいわゆる専門家の先生から、やっぱりそこで説明をしてもらわないと判断できないのですよ。今、課長の話聞いていたら、そこに来ている先生は有効性を言っている。そして、その後、補足で課長が、「そういう否定的な意見もあるのですよ」というふうに言われたのでしょうか。やっぱりそれは説得力がないですよ、正直言って。

ほかのことに置きかえてください。例えば、それなら私が、物を人に売りに行ったときに、悪いですけども、やっぱりデメリットは言わないですよ、言わない。強いて言うなら、その自分のところが持っているメリットを強調するために、わざとデメリットを言う場合もあるかもしれませんよ。ここは、ちょっとあそこよりも劣っているけれども、それでもこっちのほうがすごいのですって。私、そう思いますよ。

だから、やはりこの説明というときには、さっきのインフォームドコンセントもそうですよ。両方の専門家を置いて、もしかしたらそこに両方を呼んだらけんかし出すかもしれませんが、それだったら、ちょっと時間をずらすなり何なりして、両方の専門家を呼んで、きちんと親に対して説明してあげないと、それは説明にならないと思いますけれども、どうですか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

私が言った学校歯科医の方は、やはり 100%安心なものではないというように、プロジェクトを使いながら言っています。ただ、専門的に言っているという形でこういうようなよさもあるということは、当然言いました。それはもう理解しています。ただ、これがすべて完璧なものではないというように捉えた学校歯科医の先生方もいらっしゃるというのは事実です。

○6番（三重忠昭君） でも、これはやっぱり出ている保護者の話を聞いたら、そこが徹底されていないのですよ。今はやっぱり情報社会ですから、多分保護者の方も意識の、意識の高いというの、またちょっと言い方は悪いかもしれないけれども、ネットとかで調べればやっぱりいっぱい出てくるわけです。だから、やっぱりきちんとそこは説明を丁寧にやっていかないと、私はやっぱりだめだと思うのですよ。

それで、これは後の話に続くのですけれども、その前にちょっと課長、ひとつ質問に入りますけれども、このフッ化物洗口実施要綱の内容を簡単に聞かせてもらえますか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

この内容は、公立の幼稚園と小学校で、あくまでも希望者を対象として実施します、責任の所在は、別府市教育委員会というようにうたっています。

○6番（三重忠昭君） それで、この実施要綱を課長からもらって、私も読みました。けれども、この中に、「責任の所在は、別府市教育委員会である」という文言が出ていないのですよ。それは、どこを見てそういうふうな判断をしたらよろしいのでしょうか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

「責任の所在は、別府市教育委員会」というのをうたっていませんが、「この実施事業は、別府市教育委員会です」ということを書いていますので、これですべて責任の所在は、別府市教育委員会と捉えています。

○6番（三重忠昭君） これも解釈のしようによっては、どうでもとれるのですよ。実施主体は、確かに教育委員会かもしれないけれども、解釈の仕方ではどうでもなるのです。やり方が、それなら現場の先生のやり方が悪かったとか、子どもがふざけて何かあったとか、それならそこに誰がついていたのかとか、それによってやっぱり責任がたらい回しになる可能性を大いに私は感じるのですよ、子どもを預けている親として。結局、そうなったら誰が一番苦しむのかというと、保護者であり、その子どもですよ。やっぱりこら辺の責

任の所在というのは、明確に明記して書くべきだと私は思いますし、教育長、どうですかね。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

大事な子どもさんを預かっている学校教育あるいは幼稚園教育におきましては、すべてを教育委員会が責任をとるといふ、すべての教育活動におきましては、教育委員会が責任をとるといふことで、また、別府市のほうにも責任をとるといふふうなことになるかと思っております。

○6番（三重忠昭君） では、ちょっと1つ話を、時間もなくなってきたので先に進めますけれども、この保護者説明会の中で一応教育委員会の言われる説明は行われました。私は、それをよしと思っておりません。これはぜひ今後しっかりと、今私が言ったことを含めてもう一回しっかりと対応をしていただきたいと強く要望をいたしておきます。

そして、今、各園でこの説明会が行われているのですけれども、結局、その説明会が終わった後に、これも課長からいただきましたけれども、別府市フッ化物洗口事業利用確認書、まず、これは同意書と同じという思いでいいですか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） そのとおりでございます。

○6番（三重忠昭君） それで、この確認書の中にも、結局、「フッ化物洗口を希望します」「希望しません」、あとは学校名、園児・児童名、そして保護者名、印鑑というふうに書いています。やはりここにもさっき言いたいゆるメリット・デメリットというか、すべてとは言いませんけれども、やはりそういう懸念される事項もあるのだということをしかりと明記すべきだといふふうに思っていますし、ここに責任の所在も私は明記すべきだといふふうに思っていますけれども、どう考えていますか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

この同意書については、その場で保護者に書かせてもらっていますので、その中でお話をさせていただいています。それで了解を得た保護者に対してこれをもらっているというのが現状でございます。

○6番（三重忠昭君） これも、結局、説明会が終わった中で、幾つかの園は、一度自宅に持って帰って、子どもであり、家庭の中で、一遍しっかりと話をされてくださいねというところもあったみたいですが、結構なところで、結構な数のところで、もうその場で「希望する」「希望しない」に丸をして提出をさせてもらったといふふうなことを私は聞いています。しかも、これは課長からもらったこの確認書、私がもらった中でこれはちゃんとう、保護者名で印鑑を押すところがついていますね。だけれども、何か私が聞いた話は、その当日配られたやつには、印鑑を押すところがついていなかったらしいのですけれども、そして、結局、そこでどんどん同意書、確認書をとって行って回収していったといふふうに聞いているのですけれども、まず、それは間違いはないですか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

自筆で書いていただきましたので、印鑑は、その場では必要ないといふふうに考えております。ただ、今、議員がおっしゃいましたように、持ち帰ってよく考えて、園児に渡して、先生に渡しなさいという指導をしております。

○6番（三重忠昭君） この、あえて印鑑を外した理由はということですかね。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

印鑑を外した理由は、当日、印鑑を忘れた保護者の方もいるのではないかと思います。自筆であれば印鑑と同じというように捉えて、そうさせていただきました。ただ、持ち帰ってよく考えてからということ、必ず念を押していたと思います。

○6番（三重忠昭君） ちょっと言葉は過ぎるかもしれないですが、やっぱりちょっと雑過ぎないですかね。何かもう、急いでやろうという、何というのですかね、何かそういうものが、私は正直言ってちょっと不信感が湧くのですけれども、これ、とり方はいい

ろいろ、それぞれあると思うのですけれども、ただ1つだけちょっと申し上げたいのがあって、私、やっぱり子どもを学校に連れていって、学校というところって、ある意味おのず、おのずと強制力が働くというか、何々ちゃんのところのお父さん、お母さんもやっているから、では、おれもやろうかなと。やっぱりそういう知らず知らずの強制力が働いてくるところだと私は思っているのです。ましてや、学校がやるから間違いないとかいう、やっぱりそういう力が、影響力が強いのですね、働くのですよ。だからこそやっぱり丁寧にやってほしい、丁寧に説明してやるべきだというふうに私は思っています。

そこで、もう1つ課長に、それならもう1回念を押す意味で、「念を押す」と言ったらおかしいな、聞きますけれども、このフッ化物洗口ですね、絶対安全と言えますか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

フッ化物洗口に限らず、すべてのものが100%安全とは言えない、そういうふうに考えております。

○6番（三重忠昭君） 安全ではない、絶対に安全ではないからこそ、もう1回言います、丁寧に、丁寧にやるべきだというふうに私は思っているのですよ。極端な言い方をすると、安全が確立されていないのだったら危ないと考えてもいいぐらいなのですよ。

子宮頸がんワクチンの話、きのう、おとといですか、合同新聞の夕刊にも大きく子ども向けにこうやって出ていましたよ。「予防と副作用で揺れるワクチン」と、子ども向けに社会という感じで出ていましたよ。フッ化物洗口に関しては、予防接種ではないというふうに、ましてや医療行為ではないというふうな意見も当然あります、出ています。でも、子どもを持つ親にしてみたら、自分の子どもに対して薬を使う行為というのは一緒なのですよ、これ。

では、この子宮頸がんワクチン、最初、どうでした。国が推奨したでしょう、やりましょうと。補償金も出しますよと言って、やったのですよ。受診率が一遍にぼおんと上がって、どんどんみんなやったのですよ。そうしたら、どうなりました。何例か副作用が出て大変なことになっているのですよ。これ、今、ユーチューブなんかを見てくださいよ。この子宮頸がん被害者連絡協議会でしたかね、何かそういうところが、被害者の方の動画を上げていますよ。もう、けいれんから、しびれから、すごいですよ。

例えば、きょうの朝でもそうでしたね、あそこのB型肝炎訴訟なんかもそうでしょう、これ。乳幼児期のいわゆる予防接種の一環だったわけでしょう。だから、私なんかにしてみたら、いやいや、それは予防接種ではありませんからとか、何回も言いますけれども、フッ化物洗口は予防接種ではありませんからと言われたって、薬を使うのは間違いないです。自分の子どもに薬を使うのです。たとえそれを希望であって、希望でない、とるといったって、さっき言ったように、学校ではやっぱりそういう強制力が働くわけですよ。だから、やっぱりそこら辺をしっかりと私は考えてもらいたい。そのように取り組んでもらいたいというふうに思っています。

そこで、教育長の考えがあれば聞かせてください。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

議員さんが御指摘のいわゆる健康被害、あるいは学校には強制力があって、一人の子どもがみんなに影響するという、そういう場であるというような御指摘、十分理解できます。

私も、当初、この医療行為ではないとか、そういう健康被害、あるいはすべてデメリットに関しては数年前から、県のほうが平成25年12月に、大分県の歯と口腔の条例が制定されまして、大分県が平成25年に全市町村にこの条例を推進するようというものが来ました。ただ大分県は、その当時から虫歯の発生率がワーストスリーという状況でございました。県も一緒にそこは大変懸案事項でありました。別府市におきましても、全国平均には今届いておりませんが、虫歯が減っている状況がございます。

私たち、子どもの安全配慮義務というのが課せられておまして、この虫歯についても1つでございます。私も経験上、子どもが大きな大会とか、あるいは高校入試の前に虫歯で断念をせざるを得なかった、あるいは完全な状況で受験をすることができなかった子どもたちもたくさん見ました。そういうことを考えます。それと、別府市のまちづくりをやっている、保育所で3歳、4歳、5歳が、このフッ化物洗口をやっているという、それをほっパークで実際に体験を見ました。大変整然としておりました。1分間でございます。ですから、学校の中では週に1回の1分間でございますので、年間35分間だけのフッ化物洗口ということになります。もしそれでどうしても虫歯が十何本ある子とか、あるいは本来ならば保護者が、虫歯がある子どもをきちっと歯医者に連れて行って治療をすべきという、そういう責任を負っているはずでございますけれども、非常に社会の変化で家庭環境も変わっておりまして、中には歯医者にも連れて行ってくれない、あるいは不登校傾向の子どもさん、あるいは部活動に専念している子どもさん、なかなかそういう状況がございまして、歯磨きと食育とこのフッ化物洗口、この3本柱で別府市の子どもたちの健康づくりを推進したい、そういう方向が出ておりますので、今回、議員さんが何度も御指摘されますように、本当に細心の注意を払って丁寧にお医者の方が説明し、あとは保護者の方が理解してくれれば、フッ化物洗口を実施していくということになると思いますし、どうしても理解ができない場合は、水洗口ということになるろうかと思っております。

いずれにしても、子どもたちの健康に関することでございますので、保護者の方あるいは学校の先生、多忙化でございますけれども、その中で子どもたちの健康づくりに邁進してまいりたいという思いでございます。

○6番（三重忠昭君） 私も、子どもの虫歯とか子どもの健康のこととか、はたまたこのフッ化物洗口そのものを否定するつもりは全然ありません。もちろん健康がやっぱり一番ですから、本当にそれはもう親としても、子どもがそうあってほしいなというふうに思うのです。ただ、やっぱり親として子どもに薬を使うということというのは、非常に慎重になければいけないだろうと思っておりますし、逆に言ったら、つけ加えて言うならば、これまでもこの議場の中でも、やはり今学校のあり方そのものというのが問われているわけですね。結局、学校それから保護者、地域の役割をもう一回見直しましょうという、やっぱりそういうことがずっといろんな方からも言われているのです。確かに子どもを預かる以上、学校も子どもの健康のことも考えなければいけない。でも、その片方ではやっぱり学力、子どもたち、勉強、これが教育の一番本質だと思うのですけれども、何かちょっと余りにも過剰に行き過ぎていて、結局その時間すらどんどん削っていつている、奪っていつている。

実際、今、これを幼稚園という話でしたけれども、小学校の先生なんかは、朝、今どうしているかといったら、子どもたちに読書をさせてあげたり、いわゆる学力向上のドリル、プリントをやったりしているわけでしょう。昼休みは昼休みでそうです。いろんな時間を使ってやっぱりやっているわけです。そういう時間に使うのだったらいいけれども、むしろそこら辺をどんどん削っていつている。何かやっぱりこう、相反するものがあるのではないかなというふうに私は思っているのです。

だから、これは、やっぱりもう一回本当にこれが子どもたちにとっていいことなのかどうなのかということ、もう一回しっかり、急がなくていいと思うのですよ、じっくりと検討してもらいたいなというふうに思うのです。

そして、もう1つ最後に市長のほうにもちょっと、心の底からといったらおかしいけれども、敬意を表してお願いしたいのが、やはり、きょう、健康づくり推進課の課長には聞きませんでしたけれども、先ほどのいわゆる子宮頸がんワクチンなんかも、そういういろんな予防接種も今まで過去の歴史、いろんな事故があって、やっぱり予防接種自体が、いわゆる集団から個別へというふうに変わっていつているのですね。市長の時代はどうだっ

たかわからないのですけれども、私なんかのときって、小学校のとき、体育館に並んでインフルエンザでしたかね、だあっと並んでやっていったのです。でも、それがだんだんなくなって、やっぱり個人接種に変わっていったのです。これは、フッ化物洗口は予防接種ではないと言われればそれまでですけれども、でも、さっき言ったように薬を使うことは一緒のこと。

それで、やっぱり市長が、今回提案理由の説明の中で、私たちにとって未来をつくる子どもたち、その子どもたちにとってよりよい教育環境をつくっていくのは、私たちの責務だということを言われました。全くもって私、共感できることです。私も、そのために一生懸命これからも頑張っていきたいというふうに思っています。

そして、市長が言う言葉の中で、やはり私も共感を得ているのはスピード、スピードを持って、できないことよりもできる理由をということをよく言われますね。一般的にやっぱり行政の世界って、なかなかやるまでに時間がかかる、腰が重い、一回やり出すことを決めたことは、なかなか撤回しない。余り言うと、会派長から怒られますけれども、やっぱりそういう、市民の方というのはやっぱりそういう目があるわけです。その中にやっぱりスピードを持ってやるということは、私は非常にいいなと思っています。だから、これが本当によりよい、環境にいいのかどうなのか。では、こっちの市長部局のほうでできることがあるのではないか。例えば、きょう、健康づくり推進課の課長が言ったように、それから、歯科医師会の御厚意でそのけんこうパークのほうでフッ化物を使った虫歯の治療をやっている。例えば、ここを拡充していってもらいたいということもできるのではないかと思う。お金はかかりますよ、お金はかかるかもしれない。財政的な話も必要になってくるのでしょう。でも、できるかもしれない。実際、今回、インフルエンザとか肺炎球菌のワクチン、ああいうものも業務委託料を上げてそういうこともやってくれているわけで、やはり高齢者、それから子どもたち。ここはもう費用対効果とかいうよりも、やはり専門家のところで親が納得した上で自分の子どもを連れていく。これが、私はやっぱり先にやるべきことではないかなと思うのです。だから、そういういろんな方策も含めてぜひ検討をしていっていただきたい。

答弁は、あえて……、どうでしょうか……。まあ、いいですけれどもね。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

三重議員の立場から、大変御心配があるということは、私自身もきょうの質疑を通しまして、しっかりと認識をいたしました。

実は私の子も、フッ化物洗口を今させております。教育委員会としても、私個人としても、これは三重議員も子どもたちを思う気持ちがあればこそ心配をし、私どもも子どもたちを思う気持ちがあればこそ、これは正しいことであるから進めていくべきだと。これは今まで随分研究をされ、検討もされてきた内容ではないかというふうに思います。他県、他市の症例を見て、症例というか、例を見てみましても、大変に効果があるということで、私もこれは相当に研究をさせていただきました。実績を上げているということでございますので、このことについてはやるべきだというふうに私も考えております。

しかしながら、三重議員が心配されることもよくわかります。保護者の方も御心配もあると思います。ただ、100%でないというのは、100%でないから安全ではないということでは私はないというふうに思います。仮に私があした生きているかという保障などここにもないわけでありますから、100%安心だと思えばこそ実施をしますけれども、ただこの先何が、本当に少しのことでも何があるかわからないということでもって100%ではないということをお願いしているのも、ことさら、何といいますか、その部分だけを御心配をされるというのも、私はちょっとこう、御心配をされ過ぎている部分もあるのかなというふうに懸念をいたしております。

いずれにしても、三重議員の御心配がある部分に関しては、これからもしっかり取り組みをして、決して焦っているつもりはありませんので、導入に向けて取り組みをしてまいりたい、このように考えているところでございます。

- 6番(三重忠昭君) ありがとうございます。私の「立場で」という言葉がちょっと引っかかりますけれども、やはりしっかりとみんなで、本当に子どもたちにとってよりよいものは何かということ、最後はちょっと笑いが出るような終わり方をしますけれども、純粋にこれはもう本当に親として思っていることですから、ぜひこれからも検証を重ねていってほしいな。

それから、終わりますけれども、大変申しわけありません、児童家庭課の方、それから高齢者福祉課の方、それから自治振興課の課長の方、年末に、本当に忙しい中、聞き取り等も含めて時間を割いていただきましたが、やはりこれで1時間たってしまいました。かといって、これ1回で終わるつもりもありません。またこれからもしっかりと検証していきたいと思っておりますので、そのことを申し伝えて、質問を終わります。

- 副議長(野上泰生君) 休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時10分 再開

- 議長(堀本博行君) 再開いたします。

- 3番(安部一郎君) 人生初めての、前回を経験いたしまして、大変ふがいない思いをいたしました。それは、遠慮と言葉遣いに注意し過ぎた余り、本来の自分を忘れたところにあったと思っております。今回は、反省を生かして頑張ります。その分、失礼な言い回し、粗相がありましたら、お許しを願います。(発言する者あり) 大変済みません。

現在、私は、前歯が欠けております。体重は15キロ落ち、ズボンがずれ落ちます。それを引き上げるのが、こういうのを覚えていませんか、前回、私の癖で。実はこの姿を見て、傍聴者の方から電話をいただきまして、「見苦しい」と。その方から何と今回ベルトをいただきまして、そのベルトをしたためて、きょうは質問してまいります。

それでは、本題に入ります。

議員として、一般質問だけが議員の仕事ではありません。日々、市民の皆様の声を行政に届け形にすることが、私の務めと認識しています。議員として、市民の皆様のさまざまな意見や要望を聞いていますと、その声はすばらしく、問題解決のヒントが多々あります。知識・見識のすごさになるほどと思う毎日です。まちづくり、市政の運営に必要なのは、市民の声をいかに行政の運営にはせるかが、私の仕事です。市民と別府市との調整が政治であり、その政治家は、現場に足を運び、現状と理論を勉強しなければなりません。

ここに、1つの論文があります。この論文は、別府市職員が、当時観光課の職員として自治研修会で発表したものです。表題は、「住民参加による協働のまちづくりへ向けて」としてあります。文章の初めを要約しますと、このようにあります。「私は、まちづくりにかかわる業務を担当している。『まちづくり』と一言と言っても幅は広いが、主にまちづくり団体等の活動支援やネットワーク化、さらには行政とのパイプ役となることで、住民主体のまちづくりを活性化させることが業務の中心である」と書いています。

その業務を行う中で見えてきた課題を、きょう、ここにお持ちしました。とてもすばらしいもので、行政のバイブルと言えるものと私は評価しています。本日は、これを紹介しながら問題解決を図りたいと思っております。

それでは、早速質問に入ります。

別府市の契約について。

配食サービスについて、前回質問させていただきました高齢者に向けた福祉サービスです。2,000万円以上の補助金を使う配食サービスの業者のオールオープン化、選定手続、

そしてこの契約について、条例、その他規定を遵守しているかどうか指摘させていただきました。その答えを聞かせてください。よろしく申し上げます。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

御指摘をいただきました配食サービスにつきましては、仕様書及び実施要綱の整備を終えているところでございます。今後は、契約書、その他の書面を見直し、平成28年度の見直しに向けて準備を進めているところです。

指定業者の選定につきましては、本市の定める条件を満たすすべての事業者を対象としていきたいと考えております。

○3番（安部一郎君） 今言われたとおり、仕様書がない、入札要綱がない。12年間も入札が行われておりませんでした。多分業者への立ち入りもなく、保健所の関係書類の確認もしないまま今まで来たと思います。今まで事故がなかったことが幸いです。池田課長におかれましては、すぐにそのことに気づき、一切の言いわけもなく、行政の不手際を認め対処していただいたことに感謝申し上げます。過去の取り引きを踏まえて、配慮した業者選定及び競争原理を生かした入札を心がけてください。配給サービスの現在は、病気の治療に合わせた食事を配食する業者も現在おります。これからもさらにおいしくて、体によい弁当の提供をお願いします。

次にまいります。

財政活用課。10月の決算特別委員会で、公用車の自賠責保険について、契約に資格要件などを明記した事務規約がないことを指摘しましたが、どうなりましたでしょうか。

○財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

決算特別委員会で御指摘をいただきました公用車の自賠責保険契約の事務規約でございますが、市税の完納や別府市に事務所があること、暴力団関係者でないことなどの資格要件等について整理をし、次回の契約時から適用するようにしております。

○3番（安部一郎君） ありがとうございます。これも事務規定上に問題があった指摘でございます。私は、議員として1年もたたないわけですが、このような契約の不備が、まだまだたくさんあるように思えます。今回は、本当にできる課長によって対応していただきました。市職員は、最も法令遵守に努めなければなりません。

先ほど紹介した市職員の論文から言葉を借ります。この論文にはこういうふうに書いております。「自治体職員は、行政のプロであり」と書いております。この職員の指摘どおり、プロとして業務に取り組んでいただきたいと思っております。

ここで、執行部の皆様に問います。議会で指摘されるまでもなく、関係部署の契約について見直しをお願いします。特に内政を仕切る阿南副市長におかれましては、元県職としての経験・知見を生かされたチェックをお願いします。そして、是正すべきは是正し、市民から信用される行政運営を望みます。

次の質問にまいります。

次に、市有地の売却の方法ですが、これは、9月の一般質問で同様の質問をいたしました。市有地売却の方法として、今後もプロポーザルの方式をとりますか。また、とる場合は、選定委員会に民間人を入れるなどの措置をとりますか。お尋ねします。

○財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

市有地売却の方法でございますが、別府市財産活用基本方針により、原則として一般競争入札により売却をいたします。ただ、プロポーザル方式につきましても、民間活力の活用による地区の活性化やまちづくり課題の解決などメリットもございますので、土地売却方法の選択肢の1つとして実施をしていきたいと考えております。また、その場合は、選定委員に市民や有識者を加えることなどを、選定委員会の設置基準に盛り込みたいと考えております。

○3番(安部一郎君) ありがとうございます。ここで約束したことを、ぜひ守っていただきたいと思います。

次に、南部振興開発ビルの管理についてですが、指定管理制度を検討すると言われていましたが、どうなったか教えてください。

○財産活用課長(小野大介君) お答えいたします。

南部振興開発ビルの管理につきましては、この施設が、指定管理者制度の対象となります。公の施設に該当するかどうかを確認した上で関係課と協議をし、指定管理者制度を導入したいと考えております。

○3番(安部一郎君) ありがとうございます。

次は、公園緑地課についてお伺いします。

一般の決算委員会で、ドッグランは、このままでいくと赤字になると議員の指摘を受けました。現状を調査しますと、赤字になる原因は行政にあって、経営を阻害するのは行政だと私は思っております。前回の議会で、民間の知恵をお借りして、民間力によって他都市にない魅力ある施設づくりを提言しました。民間の専門性、先駆性などの能力を取り入れるためにも、指定管理者制度を導入すべきと考えます。移行するまでの間でもできることはある、管理団体からさまざまな提案があったと思います。一つ一つお伺いいたします。

まず、ネーミングライツについてどのようにお考えかという質問を事前にしていましたが、きのうの議会で、松川議員の説明を聞いて納得を一応しております。ただし、松川議員の発言の問いに対して、なぜできなかったか、しなかったかという問いには、回答がなかったのです。それは、もう回答がないということで、きょうはこのままスルーしたいと思います。

市長がよく言う、「過去は過去、今は今、前を向いて行きましょう」、よく僕に問いかけます。新体制のもとで、このドッグランのネーミングライツについて、他の公共物にもこれを当てはめるといふ英断が行われました。時のトップがかかわると、こうも変わるのかと実感したのが、きのうです。なぜならば、実はこのドッグランのネーミングライツは、市長も知らないと思いますけれども、商業施設、メーカーから実は問い合わせがあつて、ある程度話があつた。でも、当時の執行部に話を持っていっても、だめだという理由で受けられなかった経緯があつたことを、頭に十分入れておいてください。もしかしたら、時もう遅しかもしれません。企業においては、決算期や予算期が異なりますので、それもあわせた、1時間でも早い、いつときでも早いこのネーミングライツの募集をお願いしたいと思います。

ネーミングライツについては、これで終わります。

次に、管理委託業務について、NPO法人から年間パスポートを営業させてくれないかという提案があつたと思いますが、当時、できないという返事でございました。できない理由を教えてください。

○公園緑地課長(生野浩祥君) お答えいたします。

ドッグランの管理委託業務の受注者とは、公金収納事務委託業務契約を締結し、使用料の徴収及び収納業務を委託しております。この委託業務を行う場所については、この契約書の第2条に、「ドッグラン敷地内及びNPO法人別府ドッグラン協会を事務所とする」と規定されております。契約上は、年間利用券等の販売場所が限定されたような状況でございます。今後は、受注者と意見を交換、参考にいたしまして、年間利用券の販売促進につながるよう、業務場所も含めた検討をしたいと考えております。

○3番(安部一郎君) つまり、自由な営業ができなかったということです。この件につきましては、双方の意見が大分食い違っています。規約の読み込み方、規約の見直しを求めます。法令上でできないのであれば、違う営業法を考えたいと思います。

私、今回のこのNPO法人の取り組みに際して、委託業務マニュアルというのを手に入れました。その中にこういう項がございます。「行政が留意する事項として、業務の実施に当たっては、行政的手法を押しつけることは控え、受託側の特性が発揮できるよう、手法や方策の自由を最大認めることが望ましい」とあります。委託については、かつて温泉施設の管理運営にあったように、行政側の説明不足や、NPO側に十分理解されていなかったため、事業実施の過程でトラブルが発生し、事業の継続に支障を来した事例もございません。事業終了後、双方に不信感だけが残ったという経緯もございません。規約の改正を含め指定管理に移行する際には、ボタンのかけ違えのないようにしてください。

職員のバイブル、また、今、職員のこのバイブルをひもときますと、ここにまたヒントがございました。この職員は、こう書いております。「職員に現在求められているのは、住民の声を聞くということだけではなく、聞いた声を政策に反映させることである」と、この職員は書いています。まさしくおっしゃるとおりで、聞くのは、もう当たり前です。そのさまざまな意見を聞いたことを政策に反映させる、これが、今別府市に私は求められると思います。

次にまいります。ドッグランの開設前に、別府ドッグラン協会から有料の賛助会員を募集するための広告掲示を施設内にできないかという提案を行ったと思われませんが、実現しなかった。どのような理由だったのかを教えてください。

○公園緑地課長（生野浩祥君） お答えいたします。

この提案された行為につきましては、NPO法人としての有料の賛助会員を募集する内容でありましたため、この施設内での募集広告の掲示は不適切だと判断したものでございます。今後、施設の利用促進や運営状況に当たりましては、この点についてもまた検討していきたいと考えております。

○3番（安部一郎君） 私は、実はそのように捉えていないのです。NPO法人の規約をよく見てください。ドッグランのための法人です。収益の使い道は、ドッグランにかかる経費が認められていません。過去、こんなことがありましたですね、営業時間の延長を申請したら、延長はできない、当時の担当課に言われました。規約をよく読み込んでくださいと。規約をよく見ると、市長の権限によってできるということがあったのです。1カ月実は営業が延長されず、営業損が生じました。この規約というのは、とても大切ですが、解釈、あと、現場で本当に起こっていることをどのようにこれに織り込むかがキーとなりますので、次の規約をつくる時に、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それと、先ほど広告の話が出ましたけれども、別府市は、往々にして公共物には広告はだめだという見解を今まで示してきました。しかし、大分市なんかは、市庁舎がたしかどこかの広告を載せているはずで、この広告についても、各市町村の自治体によって全然展開が違ってきます。新しい広告収入というのを目指して、また執行部と話し合いをしていただきたいと思います。

それと、法人を育て、雇用を安定させる、これも行政の務めであり、まちづくりの条例を見れば、地域の問題を解決するため、市民と市、相互に協力を行う公共的または公的な活動、これが定義ですね、基本理念では、「市民及び市がお互いの自主性を尊重し、主体性を持って行うものとします」とあります。まちづくり協働条例が施行されて、このモデルケースが、僕はドッグランと思っています。ぜひ最高のモデルケースをつかって、次のNPO法人、次の法人をこの別府市の中に引き込んでいきたいと私は思っています。

大分県には、NPOと行政との協働の取り組みという、こういうテキストが、今、大分県から配られております。ぜひ執行部の皆さんも御一読いただいて、どういう形のものが一番最適なのかというのを、ぜひ共有してもらいたいと思います。

次にまいります。

公有財産の保全管理について。スパビーチの海岸の清掃についてお伺いします。

現在の維持管理の方法を教えてください。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

清掃業務につきましては、別府市シルバー人材センターに委託いたしております。

○3番（安部一郎君） スパビーチの現状は、管理は、私が調べたところ、こうです。間違っていたら言ってください。海、砂浜は大分県別府市、砂浜から海岸までのプロムナードは別府市の都市整備課、緑地帯が公園緑地課、清掃業務は環境課及び観光課、実は複雑な管理地になっております。前回もお話ししましたが、もう一度話します。100キロウォークというイベントがございました。その当時、ごみが、とんでもない量が出ていまして、我々やボランティアスタッフで海岸のごみを拾いました。台風の影響がありましたので、ひどい量でしたけれども、約70袋のごみを我々で拾いました。流木とごみの回収ですね。まず大分県に依頼しました。そうしましたら、大分県の答弁は、こうです。「流木は、確かに大分県がします。しかし、漂着ごみは、袋に入れた段階から別府市です」と言われました。袋に入れなければ大分県が持っていったということです。袋に入れました。

この話は、まだ終わりません。袋に入れた70袋を別府市にお願いしました。持って帰ったのは50袋だけです、20袋は残りました。なぜ残ったのか。別府市の指定袋に入っていないからという理由でした。ただ、時の執行部と話し合っ、最終的にはその20袋も持って帰ってもらいました。

あと、一番の問題は、その会場に打ち上がった、会場からプロムナードに打ち上がった砂の撤去です。今は大分県と別府市の協定上、そのとき話し合うようになっています。そのときの結果は、今、双方できませんという回答で、何と、その公共物の砂の撤去を我々ボランティアスタッフがお金を出し合っ、当時理解のあった長幸建設さんをお願いして、格安でやってもらった経緯があります。

いま一度、もう一度言いますよ。大分県に、阿南副市長がいるのですから、もう一回協定の内容を見直してほしいと思います。いつも何かの形であそこは問題になって、大きな流木やごみがあるままになった状況が、いまだに続いております。ぜひともお願いしたいと思います。

次にまいります。

このスパビーチのごみについては、いろんな団体が、いろんなところでごみ拾いをしていきますけれども、我々の地域住民もそうです。最近では、どこかの企業は、企業活動の環境の一環としてお金を出してごみ掃除をしました。それで、これが、実は教育長には言ったのですが、近くの小学校三百二十何人が、全員が参加したごみ拾いです。見てください、このごみの量、半端ではないです。でも、この方たちが……、あ、後ろの人ですか、はい。これがどうなったかという、ごみ一つない状況になった。これが、まちづくりの原点ではないですかね。市民一人一人の力は小さいけれども、集まればこんなにきれいになるということです。

ごみって、みんな簡単に考えていますけれども、子どもから聞いたのですけれども、継続可能な観光は景観だ、その観光を維持するのはごみだ、ごみが、いつもきれいでないと環境は維持できないのだという話を聞いたことがあります。子どもたちが、ここまでやってくれています。大人たちが、では何しているのか。僕は、何もしていないように思えるのですよ。それを6月ですかね、課長に、新しい協働の取り組みができないかという話をしております。そして、教育長におかれましても、この活動を教育の一環として世間に出してくれぬかということで、それはもう御尽力いただきました。

その後、課長、どのようにその協働の取り組みがなされたかを教えてください。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、スパビーチの美観の保持については、潮流や気象状況等に影響を受けるものでございますので、対応が難しいものがございます。スパビーチのほか、清掃奉仕が可能な砂浜海岸におきまして、民間の方々との協働による清掃奉仕の仕組みができましたら、砂浜の美観を保つのに大変効果的であると考えられますので、協働事業の所管課でございます自治振興課と協議をいたしているところでございます。

また、スパビーチのボランティア清掃に取り組みられる団体からの御要望がございましたら、お話を伺いし、効果的な砂浜の維持管理に反映させていただきたいと考えております。

○3番（安部一郎君） 立派な回答をありがとうございます。ただし、対応は難しいという答弁ですけれども、僕は、何の対応が難しいのか、全くまず理解できません。

それで、あたかもずっと協議を続けてきているような答弁ですけれども、自治振興課に行って確認しました。そうしたら、この私の一般質問が出てから初めて協議に行っているという話ですよ。私は、これをもう6月からずっと提案してきました。次はどんな協議で、どんな形でこれに取り組むかを質問しますので、精査をしていただきたいと思います。（「スピードを持ってやらなければ」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございます。（発言する者あり）課長は、そのままいていただいてよろしいです。

それでは、次の質問にまいります。ビーコンの広告費についてお伺いします。

別府市の観光戦略の1つに、まちを活性化する重要な施設があります。スポーツ観光としての屋内拠点アリーナ、MICEの拠点としてのビーコンです。この施設の利活用が不可欠だと思います。ビーコンでコンサートなど大きなイベントがあると、必ず別府市の旅館・ホテルは満杯になります。つまらないものにお金をつぎ込むより、誘致活動に年間1億出しても価値ある箱物と私は思います。先日、首藤議員が質問されたアリーナの費用対効果の結果を検証しても、それが明らかです。別府市におけるコンベンションの振興のための事業に基金が設立され、その財源を利用してさまざまなものを誘致してきました。この基金の支出の内訳は、大会補助と広告費です。その広告費について決算委員会で指摘させていただきました。支出先になじまないものがあるのではないかと、費用対効果から考えると首をかしげたくなるようなものがあります。時の行政官によって判断がまちまちのようです。MICEの意味を御理解いただき、規約の見直し、職員や民間団体が誘致のための活動の充実をお願いしたい。

この件に関しまして、実は課長、部長と十分協議をさせていただきました。市長、どう思われますか、これに関して。よろしくお願いします。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

支出になじまないものがあるという御指摘でございました。私自身も、この内容については、把握をしているつもりでございますが、議員の言われることも、私は理解ができます。しっかりと今後については、この支出についてもチェックを、チェック体制というか、しっかりとこの体制を構築させていただいて、これからはなじまないような支出がないように、疑われるようなことがないように、しっかりと取り組んでいきたい、このように考えているところでございますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○3番（安部一郎君） 新体制のもと、市民が納得する市政運営を望みますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次は、観光戦略アニメについて。アニメの現状を教えてください。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

アニメを活用した誘客は、今まで本市が対象にしたことのない層へのアプローチの1つの試みでありました。日本の次世代、若い世代の人たちに別府という存在を知らない層があるのではないかと、そういう年代の方々に別府を知ってもらい、実際に来てもらうきっかけとなる事業を考える中、たどり着いたのが、アニメを中心とした新たな価値観が生んだ

文化による集客力を生かしたプロモーション事業でございました。継続という面では、昨年から引き続き、別府の地獄と連携した講談社主催の「鬼灯の冷徹」や首都リゾートのような若者を中心としたグループが提案する協働事業につきまして、観光客の誘客的要素の部分で地域での連携も盛り込み、サポートできる体制をとっていきたいと考えております。

- 3番（安部一郎君）ここに、当時のマスコミの寸評がございますので、読み上げます。まず読売新聞さん、「人気に頼り過ぎ」「目標2割」「低迷する客足を回復する起爆剤となるか」「市民や民間団体などの意見を取り入れ、みんなで楽しみながら息長く続けていくことが成功の鍵である」。全部これを振り返って……、あ、済みません、もう1つは大分合同新聞さん、「効果はまだまだ。集客見込み下回る」。このとき、既にこういうふうに言われていますね、「別府になじみがない薄いアニメを使った手法をいぶかる声がある。イベント来場者は、キャラクター目当てで来ているだけ。地域の人が愛している素材を磨いたイベントでなければ地域には根づかず、再訪にもつながらないのではないかとあります。

当時、担当課の課長さんが、振り返ってこういうふうに言っています。「行政主導で人気キャラクターの知名度に頼った手法だった。民間団体や市民、留学生と連携し、人脈や口コミを生かして国内外に発信するなど、もっと工夫が必要だった」と当時を振り返っております。

私は、それを受けて、それなりのアニメの挑戦だと思っておりましたが、今回のそのアニメを一つ一つもう一回検証してみたいと思います。

決算委員会でも、今も言われたように、新しいグループができたということで、私は、その新しいグループの1人と話すことができました。この方は、前回のイベントを契機に、アニメファンを集める場所として、別府の観光客がふえる助けになればということでお店を出しました。十分な結果が出ていないのにもかかわらず、前市長の新しい誘客プロモーションとして本気で取り組んできた、今後も攻めの誘客方法としてしっかり頑張るという言葉を受けて、この店をつくったのです。しかし、残念ながらもうこの店は、現在存在していません。この方のみならず、タツノコ関連の商品に関した業者は、不良在庫を持ったまま、今、倉庫に眠っています。私に言わせるなら、本当に言葉は悪いですが、行政がわざわざ負の財産を市民につくったと私は思っています。2億もの税金を使った行政の責任は、大変に重いと思います。

この方は、さらにこういうふうには言っています。「カーテンの向こう側ですべてが決まる。責任者任せ。決めたことをこっちに持ってくるだけ。物事を決めるときから参加させてほしい」。前回は、業者が全部指導したそうです。業者が打ち上げまで決めたそうです。

今度は、講談社の「鬼灯の冷徹」という漫画でございませうけれども、決算委員会で指摘いたしました。民間力の活用が本当にできていますか。先日、「鬼灯の冷徹」の民間協力者と連絡がとれましたので、意見を聞きに行っていました。2月のイベントに、課長は1回しか打ち合わせに行っていないというのではないですか。また同じような過ちが起こされているのではないかと心配です。

それと、一番問題なのは、予算の関係で行政側の言っていることと民間人の言っていることに、今、そごが出ています。ぜひとも足を運んで確認をとっていただきたいと思います。

それと、またイベントグッズ販売を中心にしてやられるのですよね。前回御紹介しましたとおり、インターネット上では、前回のこの「鬼灯の冷徹まつり in 別府」炎上寸前、物販、クレームのスレッドが立ち上がりまして、このクレームを書き込んだ人が737件もいます。そして、これを見た人が7万人もいます。100万単位の金を使ってクレームを呼ぶなんかというのは、考えられぬです。これは、課長が認めていただいて、運営方法に問題があったということなので、この運営方法においても、ぜひ業者任せにせず、いろんな人の意見

を聞いて、どうしたらいいかというのを、そのヒントは、こういう市民の皆様やお客様側にありますから、業者の話ではなくてお客様の話を聞いた中で、この物語を早急につくっていただきたいと思います。

次に、ここで、なぜ次の質問の項目に職員の意識改革を入れたかということについてなのですが、先日、濟州島に課長、部長が行ってまいりましたですね、オルレに。私たちも行ってきました。課長、行かれて、そのオルレを体験してどのような感想を持ったか教えていただけますか。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

10月29日から31日にかけて、別府コースが、九州オルレコースに認定されたのを受け、濟州のほうにオルレウォーキングフェスティバル及びブース宣伝に参加をいたしました。

当日は好天にも恵まれ、2日間で1万5,000人という多くの参加者でにぎわっておりました。韓国はもちろん、中国や台湾、日本などからの参加者も見受けられ、自分たちは20番コース、15.8キロのコースに参加をいたしました。景観が非常にすばらしい海辺のコースで、とてもさわやかに完歩することができ、感動を覚えました。

自然を生かした観光メニューとして、本市においても昨年12月にオープンし、約1年間で7,000人以上の参加者がありました。特に韓国につきましては、ことしの4月から9月までの参加者数が1,800人を超えており、このほか県外からの参加者も多く、これからも別府観光の新たなコンテンツとして大きく成長させていきたいと考えております。

○3番（安部一郎君） 中で気づいたことを、別府のオルレにどのように反映していきたいと思っておりますか。

○観光課長（河村昌秀君） やはり地域の参加みたいな部分がありますので、別府の場合はパレットさんがあります。そういう中で地域の資源を生かしながら、後はみんなの交流ができるような、そういう交流をしながらのイベントにしていきたいと思っております。

○3番（安部一郎君） 私も行ってきました、感じ方はほぼ一緒なのですが、視点の捉え方が違うのですよね。これはお持ちになりましたか。はい。これ、実はこの1冊全部日本語のガイドです。これも全部日本語のすばらしいパンフレット、こういうのがたくさんあります。国際温泉文化都市を標榜しながら、あと、掲示物。行って気づいたと思いますけれども、英語表記、中国語表記、韓国語表記、それと日本語。やっぱり観光都市としてちゃんと体制が整っておりますよね、看板について。

それと、何がすばらしいかといったら、民間の市民そのものが、私たちを迎えてくれる。そのシステムができ上がっていますよね。民家の壁を使った掲示物、民家の木を使った掲示物、そういうのが多々見てとれました。

私は、せっかく研修に行かれたのだから、課長だけにとどまらず、我々も含めて民間にそういう感じるものはたくさんいるのです。そんな意見をぜひとも集約していただいて施策に役立ててほしいのですよ。今のは、単なる報告書。その報告書も、また机にしまったままではいけないと思うのですよ。ぜひ活用していただきたいと思います。

それにあわせて観光の、そういう意味で観光の企画立案は、どのような手順で行っているか、教えていただきたいと思います。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

観光課におきまして、国内外からの幅広い層の観光客を誘致することにより、地域経済を活性化するための事業内容を立案いたします。上司との協議、決裁を得た後、予算にかかわる要求書を政策推進課のほうに提出いたします。

○3番（安部一郎君） 要は、観光課で決めているということですね。私は、常々課長のほうに何回も申し込んでおりますね、もっともっと市民の声を聞くようにと。そして、観光立案に役立てるためには、観光協会や旅館ホテル組合、ツーリズムおおいた、エージェン

ト、さまざまな有能な団体が、周りにたくさんあります。

大変申しわけないのですけれども、二、三年で皆様はその課を異動します。観光を立案できる能力があるのかというと、私は、もう疑問符でなりません。観光課の行政の方に問われるのは、各業界の意見を集約できる能力だと思っています。それをまとめて予算にすることが、過去の優秀な行政マンは、多分そうしていったと思います。そうでないと、優秀な部下たちが本当にかわいそうだと思います。

次の質問に意識改革を入れて、もうそれについてはしゃべりましたか。まだ……。そうですね。これは、職員の意識改革が問題なのです。それで、この職員がどのように意識改革をするか。これが、先ほど説明した職員のバイブルにこう書いております。「行政における部局間、職員間の意識の温度差を解決するためには、職員の意識改革、レベルアップが不可欠である」、これは、職員みずからが言っています。本当の意味での協働について十分に理解している職員は少ない。職員のNPOに対する理解と協働へ向けての意識改革へ向けて、徹底した取り組み、研修が必要である」と説いています。「自治体職員はプロであり、その職員が地域にかかわることは、地域のまちづくりにとって大きな力である。積極的にまちづくり活動に職員が参加し、住民の生の声を聞くことが、住民との信頼関係を築く」と、職員がみずからこれをうたっております。

いかがですか、豊永部長、所管部長として。一言お願いします。

○総務部長（豊永健司君） 意識改革ということでございますが、協働のまちづくりを目指してというふうな御発言もございました。これからにつきましては、いろいろな事業を円滑に推進するためには、やはり民間との連携が必要なものと考えております。

また、今後、市の職員といたしまして、新たな研修のテーマを、現場に出向く、現場の声を知る、あるいは市の施策を共有する、また別府を知って、それを伝えるというふうなことを掲げまして、地域に根ざした職員を育成するのも必要なものであるということを考えております。また、このことを通して意識改革にもつなげていく必要があるということも思っております。

○3番（安部一郎君） ありがとうございます。

それと、先ほどちょっと本当に、大変失礼しました。一部飛ばしましたので、改めて。観光課の観光戦略の立案方法として、課だけでは本当に不十分だと思っています。いろんな、さまざまな各団体の意見を聴取する場が今ないので。僕が勝手に紹介しておりますけれども、市長が提案しているB-biz LINKというのは、まさしくそういう場になろうかと思いますが、その点はいかがですか。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

議員言われるとおり、B-biz LINKに関しましては、今、DMOの研究をしております。そのためにも地方創生先行型の予算2,500万円余りを、国から認められて獲得をしたところでもございます。こういったDMO組織も含んだB-biz LINKを、今後、行政よりも外の側につくって、中にも公民連携、もしくは官民連携ができるような組織をしっかりとつくって、相互に連携をするということで、しっかりと今までできていなかった長期的な観光の戦略をまずつくることが重要であるというふうに思いますし、それをぶれずに徹底的にやっていく、数値目標もしっかりと掲げ、またPDCAをしっかりと回す。そして、責任をしっかりととる。どこにその責任の所在があるかということも明確にしながら、このB-biz LINK、DMO組織も含んだB-biz LINKをしっかりと構築していきたい。そして、中にも人材をしっかりと育てるような環境を整えてまいりたい、このように考えているところでございます。

○3番（安部一郎君） ありがとうございます。お約束したとおり、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

次に、観光協会について、一方的に意見を述べます。次の会議ではその検証をしますの
で、まず話を聞いてください。

観光協会について、業務委託のルールブックにあるように、行政は、適正な人件費単価
による積算や間接費の設定など、事業実施に必要な対価を適正に積算する必要があると思
います。事業別の積算根拠で人件費を算出していただきたいと思います。

それと、委託事業だからといって、事業を受託した協会に任せ切りでは、協働とは言え
ないと思います。委託者である行政の担当者も、時には現場に出て事業の実施状況や課題
など、受託者と問題を共有することが大切とっております。行政の担当者職員も、現場
での意見・課題を吸収して、次年度の予算編成に役立てていただきたいと思います。次回、
どのような協議が行われたかを検証したいと思いますので、部長、どうぞよろしくお願い
しておきます。

次にまいります。協働のまちづくりについて。

まちの活性化は、ビーコンの施設で、あとはまちづくりグループ、これに僕はかかって
いるとっております。まちの活性化のポイントは、市民と民間力とっております。

それで、自治振興課のほうにツーリズム支援事業という補助金制度がございますね。こ
れについて、きょうはちょっと提案をさせていただきます。

まず、ツーリズム支援事業、さまざまな団体がこの助成を受け、補助を受け、いろんな
活動をしておりますが、いろんな問題点がもう既に来ていると思います。

まず1番、助成金の、補助金の拡充、倍であってもおかしくないと思っております。ツー
リズム支援事業は、1年に1回ですよ。1年に1回で市民のいろんな要望にもうついて
いきません。せめて年4回、3カ月に1度実施していただきたいと思っております。

それと手続の簡素化、それとスピードを持った返信、これを行っていただきたいと思
います。

それと、行政にお願いがございます。助成・補助を受けた団体や個人を行政が応援して
ください。行政が積極的に関与して、担当課を割り当ててほしい。

5番目、助成と補助金の見直し。要は30万円ありきですかね、今は上限が。僕は、こ
の上限を取っ払ってもらいたいと思うのですよ。持ってくる案件の内容を精査して、市民
の中にはとんでもないアイデアを持った人とか、とんでもない人脈を持った人がいます。
時にはそれに反応して上限設定をするのではなく、事業に合わせた予算を上げていただ
きたいと思っております。

次に、上記とは別に、この今のスピードの時代に対応するために、まちづくりとまちの
活性化のための別な予算が別府市には必要ではないのかなと思っております。特にその窓
口になるのが、各担当課の部課長だと思います。僕は、この各担当課の部課長が使いやす
い環境と、堂々と決裁でお金を使える仕組みをつくってほしいのです。ただし、そのため
には条件として、すべてそれは決算委員会で報告してほしい。関係したものすべて公開、
議員も例外ではありません。助成・補助の拠出根拠を明らかにして、事業報告を受けるべ
きだと思います。

それを提案して、次はこれ、最後、もう市長の直接答弁してもらいたいのですけれど、
市長が「尖ったまちづくり」、私も共鳴しています。思い切った見直しで尖ったまちづく
りして、他都市がうらやむようなまちづくり、市民がわくわくするようなまちづくり、思
い切って、最後は市民の審判を堂々と受ければいいのだと思うのです。我々もそうです。
だから、僕は、遠慮なくこのまちづくりにいろんな団体を連れていって助成をお願いし
ようと思っております。市長も、執行部もそうあっていいと思っております。市長、い
かがでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

議員言われるように、思い切ったことをやっていくということに関しましては、私もかねてから「尖ったまちづくり」ということを申し上げてまいりましたので、異論はございませんし、まさに今、そのことに対して挑戦をしているところでございます。

既存の前例や今までの過去のことにこだわり過ぎて、思い切ったことができないということであれば、私が市長となった意味がないというふうに思っておりますので、しっかりとそこに関しては思い切った施策を打っていきたいというふうに思っておりますし、その結果、市民の皆様には審判をいただければいい、それぐらいの開き直った気持ちも必要であろうというふうに私も思っておりますし、今まさに、先ほども申し上げましたけれども、まさにその最中であるというようなところだというふうに思っているところでございます。

○3番（安部一郎君） ありがとうございます。

最後になりますが、商業振興について伺います。前回質問してダブるので、もう私のほうで一方的にしゃべらせてもらいます。

今、別府市の商業施設は、オーバーストアです。要は、市民が必要とする適正な売り場面積をとくに超えていまして、これは全国でワーストファイブにたしか入っていると思います。オーバーストアが起きると何が起るか。もう別府が実証実験だったみたいなので、地域が崩壊していきます。前回の一般質問でも明らかになったように、中小零細の雇用は、900人も減っております。900人減ると、税収も実は減るのでね。

それで、市長のまちづくりの報告書にありました。市民の利便性が、今たしか別府は1位ですよ。実はこの利便性を追求するあまりにまちが崩壊する。何を言いたいかといいますと、うちの通りは、商店が昔は90店もあったそうです。今はもう40店もありません。一番問題になっているのは、生鮮製品の店がなくなったことです。昔は肉、野菜、魚とありました。それで、今は野菜屋さんがもう1軒しか残っていません。うちは、800メートル長い商店街ですけども、もう魚1個買うのにも、タクシーかバスに乗って行くしかないのです、今。実は社会の利便性をうたった施策が、本当の市民、消費者が実は困るという状況が起きています。

きょうは、いろんなことを調べる時間がなかったのですけれども、また県外資本の商業施設が、中心部にできようとしています。何か市のほうとしては、いろんな施策を持ってそれに対抗するか、それか、もう調整を図るかということをやぜひ今から研究していただきたいと思うのですよ。農業振興、生産振興、すごい額を今別府市は拠出していますけれども、この商業振興に関しては、本当に微々たるものなのです。それも踏まえて次回、質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長、この辺で終わりたいと思っておりますが、(笑声) 次回は、また公園関係で、それと商業を中心とした質問をしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○15番（国実久夫君） 首藤先生が、朝新聞を読むと言ったのですけれども、私も毎朝1時間かかるのですよね、新聞を読むのに。新聞を広げて、きょう、大分県が地方創生について、1面内容を掲げておりました。読ませていただきました。

この地方創生について、自民党が、安倍総理が「3本の矢」ということで、地方にも競争してほしい、すぐれたアイデア等を勝ち抜いたところには、新交付税を上乘せしたい、画期的な施策だと思っております。

そこで、別府市の地方創生政策について、参事、私はもう2日目の最後です。ダブっている部分については、もう省略されても結構です。私なりにこの地方創生の目的について、まず説明してください。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

国は、急速な少子高齢化の進展という、人口減少という我が国の直面する課題に対しま

して、昨年の11月、まち・ひと・しごとの創生法を制定しました。この法律には、魅力あふれる地方の創生を目指すこととして3つが掲げられております。1つは、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、1つは、東京一極集中の歯どめ、もう1つは、地域の特性に即した地域課題の解決であります。

本市は、豊富な温泉、美しく特色ある自然や景観、国際色豊かな大学、充実した医療機関、福祉、発信力のある文化・芸術イベント等、多彩な人材など、魅力ある資源を豊富に有しております。その豊富な資源を磨き、有効に活用し、地方創生を進めることが目的であります。そのための指針としまして、10月に別府市版総合戦略を策定いたしました。

○15番（国実久夫君） そうですよ、その地方創生の別府市版総合戦略、東京一極集中、私もおかしいと思っております。この地方創生政策の、では具体的施策について説明してください。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

今回の総合戦略における具体的な施策の方向性につきましては、4つの基本目標を掲げております。1つ目は、仕事の創出であり、産業連携や大学連携による地元の就職や地元定住であります。2つ目は、人の受け入れについてです。外国人観光客の増加に伴う受け入れ態勢の整備や移住の促進などです。3つ目としまして、子育て支援です。安心して子育てできる環境整備や子どもの教育の質の向上などがございます。4つ目としまして、生活の質の向上であります。ワンコインバスの整備や行政サービスの改革・向上などが具体的な施策となっております。

○15番（国実久夫君） そうですよ。市長が、銀行と連携して職員をふやしたいと、新聞でも見ました。まさにそのとおりだと思います。政治は物を言う、ちょっと言葉を出すと大体お金、予算が絡むことが多いですよ。政治って、本当、難しいなと思っているのです。

この地方創生政策に関して、では、予算はどのように考えておりますか。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

地方創生に関する予算としましては、まず平成26年度の3月補正予算で、国の地方創生先行型交付金を活用し、創業支援事業など17事業、1億4,573万3,000円を計上いたしました。また、9月補正で計上し、今議会でも議案として出ささせていただきました交付金タイプⅠ、タイプⅡの3,570万円、さらに現在策定中の平成28年度予算につきましては、10月に策定しました別府市版総合戦略の施策を着実に実行するため、一般財源ベースで3億円の特別枠を設け、財源を重点配分し、事業化していくこととしております。

○15番（国実久夫君） すごい予算計上だとは思っております。予算を上げる以上、評価も大事だと思います。この施策への評価について、どのように考えておりますか。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

地方創生総合戦略での施策に対する評価につきましては、その効果の検証、改善、着実な実行に向け、仮称ですが、市民や各種団体等で新たに総合戦略推進委員会を設置し、各取り組みを調査・検証し、その結果に基づく見直し・改善を実行しながら、必要に応じて総合戦略の見直し・改定を行う予定としております。

○15番（国実久夫君） 大分わかりました。市長、負けられない、他市に負けられないように頑張ってくださいと思います。

それでは、次に行きます。生活保護対策についてです。

私は、議員になりまして12年と何カ月になりますけれども、財政を見まして、別府は、いつも目を通したときは大丈夫だ、立派だと思っておりました。しかし、扶助費、生活保護費、高齢者が多くなっていく。危惧は持っておりました。そういうことで生活保護費というのは、別府では高いのではないかと。いろいろ考えてこの質問を上げました。

そこで、生活保護の実施状況について、過去5年間の推移と現在の傾向について、金額及び被保護世帯数で答弁してください。

○社会福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

過去5年間、平成22年度から26年度の決算数値を振り返りますと、22年度が69億8,200万、対前年比6.61%と高い伸び率を示し、被保護世帯も2,955世帯と、これも前年比216世帯の増加でありました。しかし、その後、23年度は70億7,900万の1.38%、166世帯の増、24年度は73億4,900万の3.81%、54世帯の増と、増加傾向がやや穏やかになり、平成25年度においては一転、70億9,000万と3.51%、世帯数でも7世帯の減少となっております。再度26年度におきましては、72億1,700万と1.79%、14世帯の増加となりましたが、今年度10月末現在の前年対比では0.33ポイントの減少となっております。今後、若干の変動はあっても、経済動向に大きな変化がなければ72億前後で推移するものではないかというふうに考えております。

○15番（国実久夫君） わかりました。平成24年度の73億4,900万円で一応のピークを迎え、今後は、昨年度決算数値72億前後で推移するであろうとの予測であるが、ここで少し踏み込んで、扶助費の種類別経費の全国的な数値と別府市の場合とを比較してみると、1つの特徴として、先ほど課長が答弁した扶助費、およそ72億円のうち医療扶助が、平成26年度約39億7,000万円と55%以上を占めています。一方、全国的な数値を見ると、医療扶助の割合は減少を続け、平成19年度には50%を割り、23年度では46.9%まで下がり、恐らく26年度は45%近くになっているのではと考えております。したがって、全国と別府市を比較すると、およそ10ポイントの差が出ており、この医療費を削減する努力が必要であると考えますが、その医療扶助の割合が高い要因とその対策をどう考えているか、御答弁ください。

○社会福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

議員言われますとおり、医療扶助に占める割合が、全国的数値と比較して高いことは、認識しております。まず、その要因としては、単身高齢者の割合が非常に高いこと、また、それに加え別府市では医療機関が充実しておりまして、比較的病院などにかかりやすい環境にあることなどがあるのではないかと考えております。

次に、その対策であります。昨年7月1日に生活保護法の一部が改正され、医療扶助の適正化が図られております。その中で指定医療機関制度について、指定や取り消し要件を明確化し、指定の更新制度が導入されております。また、医師が後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品と今言われていますが、その使用を認めている場合は、受給者に使用を促すこととされ、そのための専任職員も1名配置しております。

さらには、国の地方厚生局による医療機関への直接指導が可能となりましたので、レセプト点検の専任職員を引き続き2名配置する中で、さらなるチェック機能の充実を図り、県や国とも連携を強化しながら医療費の適正化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○15番（国実久夫君） わかりました。さきの市民と議会との対話集会において苦情がありまして、一般市民の方々から、生活保護受給者が、昼間からパチンコ店に行ったり競輪場に行ったりしているという話を耳にしました。そういった中、今回、課長との話の中で、10月に遊戯場の立入調査を実施したと言いました。その状況はどうであったか、また、問題点があったなら、今後の対策についてお伺いしたいと思います。

○社会福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

当課では、先般、10月5日より30日まで、全ケースワーカーを延べ5日間動員しまして遊戯場調査を実施いたしました。その中で立ち入りを禁止しているにもかかわらず25人の保護受給者の方を発見し、また、そのおよそ6割が65歳以上の高齢者でありました。

私自身、その一人一人を当課に呼んで厳しく注意するとともに、複数回の指導に従わない方には、保護の停止など厳しい措置を実施したところでもあります。しかし、一方でこのような方にこそ生きがいを持って社会的自立を促す、そういった指導も必要であると実感したところでもありまして、したがって、今後の対策につきましては、これまで以上に遊戯場調査を強化し、厳格な措置を行うことはもちろんであります。加えて、例えば自治会や老人クラブでの活動、さらには介護支援ボランティアの登録など、社会参加に結びつけた指導なども行い、自身が地域でそれぞれの生きがいを見つけていただく、そういったケースワークにも力を注いでいこうと考えているところであります。

- 15番（国実久夫君） 私が、この生活保護対策について届け出をしました後に、偶然なのですが、横濱ですかね、これはインターネットでプリントアウトしたのですが、無収入であると、その申請書を提出して、生活保護費約320万円を搾取の疑いということで、32歳の男が逮捕されております。この方は、交通事故で骨折して、およそ2,300万円の保険金が支払われております。それに生活保護を不正受給し、本人いわく、「お金をもらえるだけもらおうと思いました」と容疑を認めているという記事が載りました。不届きな人がおるものだと痛感しております。

そこで、別府市の場合、稼働、働くことのできる、生活保護を受給している比較的若い年齢層、若いといったら20代から30代と思うのですよね、単身世帯はどのくらい人数がおり、また、その状況はどうか。また、そのように比較的若い年齢層の稼働指導はどのように行われているか、答弁をいただきたいと思っております。

- 社会福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

別府市の受給者のうち、20代から30代において稼働能力ありと判断される、いわゆる世帯類型でその他世帯に分類される単身世帯は、20代で6世帯、30代で15世帯おり、そのうち20代で5世帯、30代でも5世帯が就労しております。したがって、20代で1世帯、30代では10世帯が、現在稼働指導を実施している状況であります。

また、そのような比較的若い年齢層での稼働指導につきましては、今後、長期間にわたり安定した収入を確保し、経済的のみならず、社会的にも自立を図る観点から、ケースワーカーと平成22年度より採用しております就労相談員とが連携し、きめ細かな、おのおの適正に合わせた就労支援を行いまして、生活保護からの自立を目指す取り組みを行っているところでございます。

- 15番（国実久夫君） 課長とこの件について議論していて、非常によくわかりました。生活保護事務で大きく捉えると、生活保護法第1条にも規定しているように2つの順に分けられると考えられます。まずその1つ目が、憲法25条の理念に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するための支給事務、さらにもう1つが、受給者の自立を助長する事務であると思っております。もちろん前者の事務は、最低生活を維持するために重要であると思っております。しかし、後者の自立助長においては、これこそが各ケースワーカーの力量に違いが出る部分であると思っておりますよ。例えば、先ほど遊戯場調査の項で課長が答弁した高齢者に、社会的自立を促し元気になっていただく、そういった取り組みこそが、本来のケースワーカーの大切な部分ではないかと思っております。

確かに生活保護事務は、国からの法定受託事務として実施している以上、自治体間での格差があるはずはないし、あってはならないと思っております。しかし、今申し上げた自治体間において力量の差が出る後者の部分に重点を置いた取り組みをしっかりと行っていただくことをお願いして、私はこの項を終わります。

次に、空き地・空き家・廃屋についてです。もう、これも南地区の市議会議員として何度も取り上げております。市長が新しくなりまして、まず最初に永石通りの通称永石アパートです。本来は「永石マート」とも言ったことがあるし、正確には引き揚げ者

組合等言いますけれども、ここで6月議会に市長が新しくなりまして、早くやりたい、その通りは危険だ。予算も計上しようではないか。議会も同意しまして、上がりました。いつ執行してくれるのかなと毎日のように通るたびに思っておりました。課長と話してもなかなか、できない部分がありますよ。所有者が不明とか、土地の所有者が違うとか、一生懸命探しております。何とか待ってください。そういうことで今日まで至っておるわけなのですけれども、いろんな事情はあると思います。通りがかりに文書を掲げておられましたので、見ますと、11月30日まで所有者の方は届け出てくださいという文言がありまして、ああ、もうすぐだなと思った反面、ちょっと遅いのではないか、緩やかだなという気持ちでおりました。これについて後で課長に、建築指導課長に答弁してもらいますけれども、そこだけでは、南ですからね、ないのですよ。

これを上げた、また同時にというか、千代町の古屋が倒れてそのままになっていて、どうするのだという気持ちだったのですけれども、千代町については、片づけが終わりまして、きれいになっておりまして、喜んでおります。

もう1つ、浜町2区というところなのですけれども、もう屋根も落ちて見るも無残な家屋があります。これについてもどうしてくれるのかなという気持ちで、この項を上げました。

南町、千代町は、もう歩けますよね。南町や浜町の老朽空き家と永石アパートですよね、進捗状況について課長より説明してください。

○建築指導課長（狩野俊之君） お答えいたします。

議員お尋ねの南町は、火災跡地の建物のことだというふうに考えております。

それと、浜町の老朽空き家につきましては、今、所有者のほうと接触を図って協議を行っているところでございます。

また、永石アパートにつきましては、建物の所有者に対して行った措置の期限の11月30日を迎えており、措置が講じられなかったため、今後は今年度中に解体を行うよう、ただいま準備を行っております。取りかかりの時期は未定でございますが、年明け早々の地元説明を考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○15番（国実久夫君） 早急に危険物を解体してほしいんですよ。これは、日経なのですけれども、全国版なのですよね、日経、経済新聞ですから。そこにも、「危険空き家28軒に勧告」という文書が出ておりまして、いろいろ県やら町やら市やら、勧告したとか、もう執行したところもあるのですよね。その中にちゃんと大分県別府市が勧告をしたと、全国版に上げてくれております。

もう二番煎じになるかもしれませんが、永石アパート、県下で1番に代執行したというようなニュースになればメディアも取り上げてくれるのではないかと考えております。一日でも早く執行していただくようお願いいたします。説明会をするということで、安心しました。

次に移ります。野口原総合グラウンドですよね。陸上競技場なのですけれども、市長にも公認申請のお願いを、浜田市長、長野市長に陸上協会挙げてお願いに、要望書を提出しました。

そこで、何度も聞くのですけれども、陸上競技場ですよね、公認でもないし、がたがただということで、なかなか協議が進みません。どのように考えているか、どのようになっているか、課長、お願いします。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

ことしの7月から8月にかけて100メートルのスタート部分を改修しました。また、2019年のラグビーワールドカップのキャンプ誘致を考えていますので、今後、トラック部分を初めインフィールド等の改修を関係各課と協議しながら計画を進めていかなければ

ならない、そういうように考えております。

- 15番（国実久夫君） スタンスが長い改修になるかもしれませんが、予算をつけていただきたいなと思っております。

そこで、公認について全くだめなのか、やる気があるのか。今後の方向性についてお答えください。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

昭和55年にアンツーカーの競技場が竣工され、そのときに日本陸連3種公認を取得しましたが、その後、公認の更新を行わず、現在、非公認となっております。平成14年に再度公認取得の要請がありましたが、取得する上での諸問題を説明し、公認を取得しないことで関係団体に了承していただいたと聞いております。平成25年に、野口原陸上競技場を第3種公認陸上競技場にしてほしいという署名をいただき、教育委員会といたしましても、このことを重く受けとめております。

公認取得をするかしないかなどの改修計画の詳細については、公共施設マネジメントプランの策定状況を注視しながら継続的に検討を進める一方で、市長部局と協議しながら、部分的な改修を順次実施していきたいと考えております。

- 15番（国実久夫君） 市長、別府は、県下の第2都市であります。にもかかわらず、大分県で8市ぐらいが公認を持っております。県体というのは、順番で回るのですよ。来年ぐらいが、もう別府が担当に来るらしいのですよね。そのときに、陸上競技場は使えません。大分の市営陸上競技場をお願いをして、使わせてくださいというお願いをして、陸上競技の県体については大分でやるという情けない現状なのです。何とか市長の英断で早く進めてほしいと思います。

もう1つ、野口原のグラウンドにソフトボール場と野球場という2カ所があります。野球場のグラウンドの中に入る前に、もちろん通路があって、歩いて行くと、雨の次の日にはもう水浸しなのですよね。おかしいのではないかと、もう七、八年も前をお願いして、何とかそれはやりましょう、やらぬといけないのですよねと言って、やってくれるのかなと思って、いまだに同じような状況で、本当、水脇をよけながら通路を使っているという感じです。その野球場の排水について、現状と今後の見通しについて、課長、お願いしたいと思います。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えをいたします。

野球場の1塁側には、フェンスに沿って側溝があります。この側溝が埋没しているなど、排水がうまくいっていないのが現状でございます。指定管理者は、このことを把握しておりますので、周辺の土砂をせきとめる土のうや板を設置したり、グラウンドには機械で土をほぐすなどしながら、水はけのよい状態を保てるように対応しているところでございます。

今後は、関係各課とも原因と対策を本当に協議しながら排水対策を進めていかなければならない、そういうふうに考えております。

- 15番（国実久夫君） 課長、真剣にやっていただきたいと思います。

それでは、教育庁の関係ですかね、中学校の統合問題について上げました。

浜脇中学校と山の手中学校を統合して、西小学校跡地に中学校を設立するという答申に基づいて、もう現実には測量設計も終えて、議会も賛成して進んでおります。

南小学校跡地ですよね、孫が小学校1年から新しい南小に移って、もう大学1年になるのですよね。もう十数年跡地利用がないまま現在に至っております。

この中学校統合にしても、教育委員会には責任がないかもしれませんが、跡地利用の計画がないままこうやって進んでいくことに対して違和感を持っております。本当は、私はあの教育場所、すばらしい、災害もないし、騒音もないし、すばらしい教育環境だと

思っておりますけれども、答申でやっぱり統合がいいという結論で進まれる以上はやむを得ないかなという気持ちなのです。いろいろ意見もあると思います。私自身もありますけれども、どんどん進む以上はやむを得ないとは思っております。

元に戻りますけれども、跡地利用も考えて進んでほしいことをお願いします。何か答弁ありましたら、お願いします。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） 学校の跡地の活用につきましては、これまで議会におきまして御質問をいただきました。今、教育委員会の立場としては、これまで御答弁申し上げましたように、この跡地につきましては、別府市全体のまちづくりの中で、その跡地がどんなふうに活用されればいいのかというふうなスタンスで考えております。その件につきましては、教育委員会のみならず、市長部局、関係課と協議をまた進めながらいかないといけないというふうに認識をしているところでございます。

○15番（国実久夫君） そのように、後のことも考えた教育委員会であってほしいと思います。

それでは、次に移ります。その後の南部振興ですよ。

先ほど言ったように、旧南小の跡地もそのまま。そこで、市長が、早速10月23、27、28日の3日間、夜遅く9時近くまで公聴会を開いていただきまして、南地区の住民を対象に南部振興に関する意見公聴会が開催されて、南地区の住民、我々も参加して、喜んでおるところです。

そこで、話し合い自体は堂々めぐりの部分があったのですが、市長が3日間も割いていただいて夜遅くまで頑張っていたいて、市長はどう感じて、今後どう進めていくか、ここで御答弁をお願いしたいと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

3日間、夜、住民の皆さん方の意見をじっくりと聞く機会をいただきました。国実議員さんには、たしか3回とも来ていただいた、萩野議員にもお越しをいただきましたが、過去ずっとこの、特に南部振興については、語り尽くされた感があるというふうな感じがありましたといいますか、住民の皆さん自体が、もう意見は出尽くしているのだというようなことも言われておりました。それほどまでにやはり住民の皆さん方は、長い間この南部振興を待ちに待ってきたというような思いがあたりだったのだというふうに思います。

3日間を通じて思ったことは、大変に南部振興にかける思い、また自分たちも協力をする、だから一生懸命やるのだから一緒にやってほしい、そういうような、地元の皆様方が直接的に参加もしたいというような、非常に強い熱意を感じさせていただいたというところではないかというふうに思います。

また、幾つかのキーワードがありました。やはり南部地区の南部振興の中心である、旧南校を中心とした開発に期待をしている、また楠銀天街それから中浜筋、幾つかのキーワードが出てきましたので、旧平尾邸も出てきたと思います。そういったしっかりとしたキーワードを拾って、点ではなくて、どう面として南部振興を結びつけていくか。また、別府市全体の中での南部のコンセプトというのものも、しっかりと決まっておりますので、そういったものも過去の議論、それから私が今回3日、皆さん方に御意見をいただいたものと合わせて、私が今指示を出しているのは、1年以内にしっかりとしたものを形として出す、そして、1年たった後には具体的に事業の着工ができるようにということを指示させていただいております。もう、ここまで来て、住民の皆さんも待てないという思いが非常に強いと思いますので、できるだけ早く、一日も早く事業を着工してまいりたい、このように考えているところでございます。

○15番（国実久夫君） ありがとうございます。その最中ですよ、新聞に赤銅御殿、再現したいという市長の要望というのですかね、夢というのですかね、新聞を読みまして、赤

銅御殿ね、私は大正ロマン大好きなものですから、これはいい案だなと思って市長にもお願いしたのですけれども、復元するには費用がかかる。費用対効果で難しいかなとか、いろいろ考えております。でも、市長の話し合いの中で荻町ですかね、材料もかなり残っているという明るい夢も聞かせていただきました。そこに旧南小にはどうかと。わかりませんが、市長のそのようなアイデア発想ですよ、評価したいと思っております。どうか南部振興に一日も早く着手していただきたいことをお願いして、次に移ります。

最後です。市庁舎前の駐車場、駐輪場というのですけれども、そこに、私も自転車で通っていたときに、本庁舎入り口の左側に駐輪場があるのですけれども、ここは狭いなど思っていたら、電話をいただきましてね、ある方から。駐輪場に来てはいけないような狭さだと言われましてね、本当だな、自分自身もそう思っていましたからね。

そこで、市庁舎前を、ついぞと言ったら失礼なのですけれども、要望に応じて見て回ろう、その中で感じたことを今から質問していくのですけれども、市長は、別府の市長になりましたものですから、駐車場から庁舎に歩いてくるようなことはないかもしれませんけれども、歩いてきていたら横断歩道がありまして、西側の駐車場から。ここはえらいがたがただな、高齢者の方がこけたら大変だなと思っていたら、道路河川課に言いましたら、すぐやりますと言って、もう土曜日に発注しておりますからというようなことで、立派になりまして、危険だなと思うことは一緒だなと痛感しました。

そこで、質問します。その市庁舎西側の駐輪場、本当に狭いのですよ、自分自身が。私自身も、そこしか知らなかったものですから、なるほどと思ったのですけれども、このことについて総務課長、財産活用か知りませんが、御答弁をお願いします。

○財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

市庁舎の駐輪場についてでございますが、現在、市役所西側以外にも、南側の富士見通り沿いと、北側駐車場の地下に駐輪場がございます。また、駐車台数でございますが、西側が約30台、南側も約30台、また、北側の地下は300台程度駐輪できるスペースがございます。ただ、駐輪場の位置が、市民の皆様にも周知できていないこともございますので、今後は案内板等でお知らせをしたいと考えております。

○15番（国実久夫君） すごいこと、360台も駐輪できるスペースはあるんですけれども、なかなか周知徹底できていなかった部分があると思います。

また、そこで、駐輪場に行って掲示板というのがありまして、読もうと思ったのですけれども、遠いのですよね。なかなか、重複分があったり、もう古い文書があったりで読みづらいと感じたのですよね。それについて総務課に動かしたらと言ったら、それは費用がかかりますということらしいのですけれども、対応策なり考えていけば、お願いします。

○総務課長（月輪利生君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、告示する際の掲示板は、通路から60センチほど離れた植え込みの中に設置しておりますので、背丈の関係では多少見えにくいかもしれません。この掲示板につきましては、ガラス張りのしっかりとした構造でありますので、設置位置や経費の関係で早期の移設は難しい状況であります。

総務課といたしましては、今後定期的に掲示物のチェックを行い、市民の皆様が少しでも見やすくなるように努めてまいりたいと考えております。

また、掲示板の中には、「告示の内容については、総務課で閲覧できます」とお知らせの表示をしておりますが、今後は情報公開室など、市民の皆様が利用しやすい場所に告示したものの写しを備えつけ、詳しくごらんになりたい方が座って閲覧できるように改善してまいりたいと考えております。貴重な御意見、ありがとうございました。

○15番（国実久夫君） では、そのようにお願いします。

もう1つ。そこに、玄関前なのですけれども、これを上げたときは、花が枯れかけてい

たりしたものですから、これも上げました。本当、玄関前には国際交流都市宣言記念碑、別府市民憲章、歴代市長の名を連ねた碑があります。その周囲を花で取り囲んだ花壇があるのですけれども、この花壇から行きましょう、どのように管理しているかお伺いします。

○公園緑地課長（生野浩祥君） お答えいたします。

この花壇につきましては、公園緑地課のほうで管理をいたしております。この花壇は、年に2回花の植えかえを行っており、市役所を訪れた皆様に喜んでいただけるように、いろいろな種類の花やきれいな色の花を咲かせるものを中心に植えております。通常管理といたしましては、枯れた場合の補植、草取り、枯れた花殻の摘み取り、あるいは、夏場は花が枯れないようかん水を小まめに行うなど、1年中きれいな花を絶やささないよう注意を払いながら管理をしております。また、花壇のそばに車両侵入防止を兼ねたフラワーポットを置きまして、これも同様の管理を行っております。

○15番（国実久夫君） そのとおりですよ。別府市民憲章の中に「美しい町をつくりましょう お客さまをあたたかく迎えましょう」とあります。市役所の玄関口にある花壇でありますので、今以上に美しい花を植えていただきたいと思います。どうですか。

○公園緑地課長（生野浩祥君） お答えいたします。

今後の管理につきましては、街路樹も含めまして、来庁者や通行人の方々にも今まで以上に楽しんでいただけるような花壇となりますよう、植え方を工夫したり、美しい状態をできるだけ長く保てるような管理を行いたい、一層努力をしたいと考えております。

○15番（国実久夫君） きれいな花を、よろしくお願ひします。

最後の最後です。市庁舎前にモニュメントがあります。市制75周年事業に歴代市長、物故者を対象に名札をかけています。これを見て、この75周年のときには想像できなかったか、考えていなかったか。今は長野市長という40代前半の市長がなっております。市長というのは、何と言ったって別府市の代表、1人なのです。物故者ではなくても、やっぱり掲げていかないと、この人生100年時代に、市長が60年後なんかいったら、もう我々はいないし、わからないし、（笑声）やっぱり何としても現市長の名も掲げるぐらいの、変更してでも名を掲げて敬う必要があるのではないかと思います。当局としては、やれるか、やらないか。よろしくお願ひします。

○政策推進課長（本田明彦君） お答えします。

御指摘のモニュメントは、別府市制施行75周年の記念事業として、当時、別府市繁栄の礎となられた先人をしのび、お名前を刻んで後世に伝えるとともに、21世紀に向けて市勢がますます発展することを祈念して制作したものです。

当時、別府市制施行75周年の記念事業実行委員会というのがありましたが、この中で検討・協議を重ねた結果、最終的には歴代市長のうち物故者を対象としてモニュメントにお名前と歴任期間を刻んだ銘板を添付することとなった次第です。

○15番（国実久夫君） 可能性としてあるかないかだけ、最後答えてください。それで終わります。

○企画部長（工藤将之君） 国実議員さんの御意見を踏まえまして、過去の経緯等を踏まえて、総合的に考慮して改めて検討したいと思います。

ただ、今までの経緯を踏まえて、恐らく現状どおりになると思いますけれども、（笑声）御指摘は十分踏まえて対応したいと思います。

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。本日の一般質問は、この程度で打ち切り、あす16日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問は、この程度で打ち切り、あす16日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。
本日は、これをもって散会をいたします。
午後4時51分 散会

